

（公有財産の範囲及び分類）  
第二百三十八条（略）

2 前項第六号の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。

一（略）  
二 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二に規定する短期商工債

三 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項に規定する短期債

四 保険業法（平成七年法律第五号）第六十一条の十一第一項に規定する短期社債

五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第八項に規定する特定短期社債

六 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債

3・4（略）

第二百六十条の二（略）

（略）

民法第三十八条、第四十四条第一項、第五十条、第五十一条、第五十二条第一項、第五十三条から第六十六条まで、第六十八条（同条第一項第二号を除く。）、第六十九条、第七十条、第七十二条から第七十六条まで及び第七十八条から第八十三条までの規定並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条から第四十条までの規定は、第一項の認可を受けた地縁による団体に準用する。この場合において、民法第三十八条第二項、第七十二条第二項及び第八十三条中、「主務官庁」とあるのは、「市町村長」と、同法第四十四条第一項、第五十三条から第五十七条まで、第五十九条第二号、第六十条、第六十一条、第六十三条、第七十条、第七十二条第二項及び第七十四条中、「理事」とあるのは、「代表者」と、同法第五十二条第一項中、「一人又は数人の理事」とあるのは、「一人の代表者」と、同法第五十六条中、「仮理事」とあるのは、「仮代表者」と、同法第五十九条第三号中、「総会又は主務官庁」とあるのは、「総会」と、同法第六十八条第一項第四号中、「設立の許可」とあり、及び第七十

（公有財産の範囲及び分類）  
第二百三十八条（略）

2（同上）

一（略）  
二 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二に規定する短期商工債券

三 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の三の二第一項に規定する短期債券

四 保険業法（平成七年法律第五号）第六十一条の二第一項に規定する短期社債

五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第八項に規定する特定短期社債（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第一条第六項に規定する特定短期社債を含む。）

六 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債券

3・4（略）

第二百六十条の二（略）

（略）

民法第三十八条、第四十四条第一項、第五十条、第五十一条、第五十二条第一項、第五十三条から第六十六条まで、第六十八条（同条第一項第二号を除く。）、第六十九条、第七十条、第七十二条から第七十六条まで及び第七十八条から第八十三条までの規定並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条から第三十七条ノ二までの規定は、第一項の認可を受けた地縁による団体に準用する。この場合において、民法第三十八条第二項、第七十二条第二項及び第八十三条中、「主務官庁」とあるのは、「市町村長」と、同法第四十四条第一項、第五十三条から第五十七条まで、第五十九条第二号、第六十条、第六十一条、第六十三条、第七十条、第七十二条第二項及び第七十四条中、「理事」とあるのは、「代表者」と、同法第五十二条第一項中、「一人又は数人の理事」とあるのは、「一人の代表者」と、同法第五十三条中、「理事八総テ」とあるのは、「代表者八」と、同法第五十六条中、「仮理事」とあるのは、「仮代表者」と、同法第五十九条第三号中、「総会又は主務官庁」とあるのは、「総会」と

二条第二項中「許可」とあるのは「認可」と、同法第七十二条第三項中「国庫」とあるのは「市町村」と、非訟事件手続法第三十五条第一項中「仮理事」とあるのは「仮代表者」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)

別表第一 第一号法定受託事務(第二条関係)

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	事務
(略)	(略)
私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)	第二十六条第二項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第三十一条第一項(第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。)、及び第二項(第三十二条第二項、第五十条第三項並びに第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。)、第三十二条第一項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第三十七条第三項(第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除き、第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第四十五条(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第五十条第二項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、及び第四項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第五十二条第二項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、及び第三項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第六十一条第一項から第三項まで(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、並びに第六十二条第一項から第三項まで(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、並びに第四十九条(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、において準用する民法第五十六条及び第五十七条並びに第五十八条第一項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、において準用する同法第七十七条第二項(届出に関する部分に限る。)、及び第八十三条の規定により都道府県が処理することとされている事務
宗教法人法(昭和二十六年法律第二百二十六号)	第九条、第十四条第一項、第二項(第二十八条第二項、第三十九条第二項及び第四十六条第二項において準用する場合を含む。)、及び第四項(第二十八条第二項、第三十九条第二項及び第四十六条第二項において準用する場合を含む。)、第二十五条第四項、第二十六条第四項(第三十六条において準用する場合を含む。)、第二十八条第一項、第三十九条第一項、第四十三条第三項、第四

、同法第六十八条第一項第四号中「設立の許可」とあり、及び第七十二条第二項中「許可」とあるのは「認可」と、同法第七十二条第三項中「国庫」とあるのは「市町村」と、非訟事件手続法第三十五条第一項中「仮理事」とあるのは「仮代表者」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)

別表第一 第一号法定受託事務(第二条関係)

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	事務
(略)	(略)
私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)	第二十六条第二項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第三十一条第一項(第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。)、及び第二項(第三十二条第二項、第五十条第三項並びに第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。)、第三十二条第一項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第三十七条第三項(第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除き、第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第四十五条(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第五十条第二項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、及び第四項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第五十二条第二項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、及び第三項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第六十一条第一項から第三項まで(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、並びに第六十二条第一項から第三項まで(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、並びに第四十九条(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、において準用する民法第五十六条並びに第五十八条(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、において準用する同法第七十七条第二項(届出に関する部分に限る。)、及び第八十三条並びに非訟事件手続法第三十六条ノ二において準用する同法第三十五条ノ二十五第二項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務
宗教法人法(昭和二十六年法律第二百二十六号)	第九条、第十四条第一項、第二項(第二十八条第二項、第三十九条第二項及び第四十六条第二項において準用する場合を含む。)、及び第四項(第二十八条第二項、第三十九条第二項及び第四十六条第二項において準用する場合を含む。)、第二十五条第四項、第二十六条第四項(第三十六条において準用する場合を含む。)、第二十八条第一項、第三十九条第一項、第四十三条第三項、第四

<p>(略)</p> <p>十六条第一項、第四十九条第二項、第五十一条第二項及び第三項、第七十八条の二第一項及び第二項（第七十九条第四項及び第八十条第五項において準用する場合を含む。）、第七十九条第一項から第三項まで、第八十条第一項から第三項まで及び第六項、第八十一条第一項、第四項及び第五項並びに第八十二条の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>	<p>(略)</p> <p>一 都道府県が第三十一条第一項及び第四項（第四十三条第二項、第四十六条第四項及び第四十九条第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条第一項、第三項及び第四項（第五十九条第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条第一項第六号、第二項及び第三項、第四十九条第二項、第五十六条第一項から第四項まで及び第五項（第五十八条第四項において準用する場合を含む。）、第五十七条、第五十八条第二項、第五十九条第一項、第一百二十四条、第二百一十一条、第四十五条において準用する民法第五十六条並びに第五十五条第一項において準用する同法第七十七条第二項及び同法第八十三条の規定により処理することとされている事務</p> <p>二 指定都市及び中核市が第三十一条第一項、第四十三条第一項及び第三項、第四十六条第一項第六号、第二項及び第三項、第四十九条第二項、第五十六条第一項から第四項まで及び第五項（第五十八条第四項において準用する場合を含む。）、第五十七条、第五十八条第二項、第五十九条第一項、第一百二十四条、第二百一十一条、第四十五条において準用する民法第五十六条並びに第五十五条第一項において準用する同法第七十七条第二項及び同法第八十三条の規定により処理することとされている事務</p> <p>三 市町村（指定都市及び中核市を除く。）が第五十八条第二項及び同条第四項において準用する第五十六条第五項の規定により処理することとされている事務</p>
<p>(略)</p> <p>十六条第一項、第四十九条第二項、第七十八条の二第一項及び第二項（第七十九条第四項及び第八十条第五項において準用する場合を含む。）、第七十九条第一項から第三項まで、第八十条第一項から第三項まで及び第六項、第八十一条第一項、第四項及び第五項並びに第八十二条並びに第五十一条において準用する非訟事件手続法第百三十六条ノ二において準用する同法第百三十五条ノ二、百三十六条及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>	<p>(略)</p> <p>一 都道府県が第三十一条第一項及び第四項（第四十三条第二項、第四十六条第四項及び第四十九条第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条第一項、第三項及び第四項（第五十九条第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条第一項第六号、第二項及び第三項、第四十九条第二項、第五十六条第一項から第四項まで及び第五項（第五十八条第四項において準用する場合を含む。）、第五十七条、第五十八条第二項、第五十九条第一項、第一百二十四条、第二百一十一条、第四十五条において準用する民法第五十六条並びに第五十五条第一項において準用する同法第七十七条第二項及び同法第八十三条の規定により処理することとされている事務</p> <p>二 指定都市及び中核市が第三十一条第一項、第四十三条第一項及び第三項、第四十六条第一項第六号、第二項及び第三項、第四十九条第二項、第五十六条第一項から第四項まで及び第五項（第五十八条第四項において準用する場合を含む。）、第五十七条、第五十八条第二項、第五十九条第一項、第一百二十四条、第二百一十一条、第四十五条において準用する民法第五十六条並びに第五十五条第一項において準用する同法第七十七条第二項及び同法第八十三条の規定により処理することとされている事務</p> <p>三 市町村（指定都市及び中核市を除く。）が第五十八条第二項及び同条第四項において準用する第五十六条第五項の規定により処理することとされている事務</p>

〔会社法の準用〕

第五条の六 会社法（平成十七年法律第 号）第六百八十三条、第七百一条、第七百五条第一項から第三項まで及び第七百九条の規定は、前条第一項の地方債について準用する。この場合において、これらの規定中「会社」とあるのは「地方公共団体」と、「社債原簿管理人」とあるのは「地方債原簿管理人」と、「社債原簿」とあるのは「地方債原簿」と、「社債管理者」とあるのは「地方債の募集又は管理の委託を受けた者」と、「社債権者」とあるのは「地方債権者」と、「社債券」とあるのは「地方債証券」と読み替えるものとする。

〔商法の準用〕

第五条の六 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百七条、第三百九条、第三百十条、第三百十一条及び第三百十六条の規定は、前条第一項の地方債について準用する。この場合において、これらの規定中「社債管理会社」とあるのは「地方債ノ募集又ハ管理ノ委託ヲ受ケタル会社」と、「社債」とあるのは「地方債」と、「社債権者」とあるのは「地方債権者」と、「債券」とあるのは「証券」と、同法第三百七条第一項中「記名社債」とあるのは「記名地方債」と、「社債原簿」とあるのは「地方債証券原簿」と、「会社」とあるのは「地方公共団体」と読み替えるものとする。

第二十一条の四十六 総務大臣は、前条第一項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次の要件を満たしているときは、登録をしなければならない。この場合において、登録に必要なる手続は、総務省令で定める。

一・二（略）

三 登録申請者が、第十七条の二第一項の規定により性能評価を受けなければならないこととされる特殊消防用設備等又は第二十一条の三第一項の規定により試験を受けなければならないこととされる検定対象機械器具等を設計し、製造し、加工し、又は販売し、若しくは販売の目的で陳列する事業者（以下この号及び第二十一条の五十二第三項において「事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、事業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める事業者の役員又は職員（過去二年間に当該事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ（略）

四（略）

・（略）

第二十一条の五十二（略）

登録検定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第四十六条の三において「財務諸表等」という。）を作成し、総務大臣に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。

第二十一条の四十六（同上）

一・二（略）

三（同上）

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、事業者がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十一条ノ二第一項の親会社をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める事業者の役員又は職員（過去二年間に当該事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ（略）

四（略）

・（略）

第二十一条の五十二（略）

登録検定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第四十六条の三において「財務諸表等」という。）を作成し、総務大臣に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。

（略）

改正案

現行

<p>(寄附の総額の制限) 第二十一条の三 政党及び政治資金団体に対してされる政治活動に関する寄附は、各年中において、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる額を超えることができない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 会社とする寄附 次の表の上欄に掲げる会社の資本金の額又は出資の金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額</p> <p>(略)</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 資本金の額若しくは出資の金額が百億円以上の会社、組合員等の数が十五万人以上の労働組合若しくは職員団体又は前年における年間の経費の額が八千万円以上の前項第四号の団体については、同項第二号から第四号までに掲げる額は、三千万円に、それぞれ資本金の額若しくは出資の金額が五十億円を超える金額五十億円ごと、組合員等の数が十万人を超える数五万人ごと、又は前年における年間の経費の額が六千万円を超える金額二千万円ごとに五百万円（その合計額が三千万円に達した後においては、三百万円）を加算した金額（その加算する金額の合計額が七千万円を超える場合には、七千万円を加算した金額）として、同項の規定を適用する。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第一項第二号に規定する資本金の額又は出資の金額、同項第三号に規定する組合員等の数及び同項第四号に規定する年間の経費の額の計算その他同項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>(寄附の総額の制限) 第二十一条の三 (同上)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 会社とする寄附 次の表の上欄に掲げる会社の資本又は出資の金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額</p> <p>(略)</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 資本若しくは出資の金額が百億円以上の会社、組合員等の数が十五万人以上の労働組合若しくは職員団体又は前年における年間の経費の額が八千万円以上の前項第四号の団体については、同項第二号から第四号までに掲げる額は、三千万円に、それぞれ資本若しくは出資の金額が五十億円を超える金額五十億円ごと、組合員等の数が十万人を超える数五万人ごと、又は前年における年間の経費の額が六千万円を超える金額二千万円ごとに五百万円（その合計額が三千万円に達した後においては、三百万円）を加算した金額（その加算する金額の合計額が七千万円を超える場合には、七千万円を加算した金額）として、同項の規定を適用する。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第一項第二号に規定する資本又は出資の金額、同項第三号に規定する組合員等の数及び同項第四号に規定する年間の経費の額の計算その他同項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。</p>
--	---

改正案

現行

<p>（登録の基準） 第三十八条の三 総務大臣は、前条第一項の登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。 一・二（略） 三 登録申請者が、特定無線設備の製造業者、輸入業者又は販売業者（以下この号において「特定製造業者等」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。 イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、特定製造業者等がその親法人（会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。第七十一条の三の二第四項第四号イにおいて同じ。）であること。 ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第七十一条の三の二第四項第四号ロにおいて同じ。）にあつては、業務を執行する社員）に占める特定製造業者等の役員又は職員（過去二年間に当該特定製造業者等の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。 ハ（略） 二（略） （財務諸表等の備付け及び閲覧等） 第三十八条の十一 登録証明機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第百十六条第十六号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。 二（略） （承認証明機関） 第三十八条の三十一（略） 二・三（略） 四 第二十四条の二第五項及び第六項、第三十八条の二第二項及び第三項、第三十八条の三第</p>	<p>（登録の基準） 第三十八条の三（同上） 一・二（略） 三（同上） イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、特定製造業者等がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十一条の親会社をいう。第七十一条の三の二第四項第四号イにおいて同じ。）であること。 ロ 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める特定製造業者等の役員又は職員（過去二年間に当該特定製造業者等の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。 ハ（略） 二（略） （財務諸表等の備付け及び閲覧等） 第三十八条の十一 登録証明機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第百十六条第十六号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。 二（略） （承認証明機関） 第三十八条の三十一（略） 二・三（略） 四 第二十四条の二第五項及び第六項、第三十八条の二第二項及び第三項、第三十八条の三第</p>
--	--

一項並びに第三十八条の五第一項の規定は総務大臣が行う第一項の規定による承認について、同条第二項及び第三項、第三十八条の六第一項から第三項まで、第三十八条の七第一項、第三十八条の八、第三十八条の十、第三十八条の十二から第三十八条の十五まで並びに第三十八条の二十三の規定は承認証明機関について、第三十八条の二十から第三十八条の二十二までの規定は承認証明機関による技術基準適合証明を受けた者について準用する。この場合において、第二十四条の二第五項第二号中「第二十四条の十又は第二十四条の十三第三項」とあるのは、「第三十八条の三十二第一項又は第二項」と、同条第六項中「前各項」とあるのは、「前項、第三十八条の二第二項及び第三項、第三十八条の三第一項並びに第三十八条の三十一第一項」と、第三十八条の三第一項中「登録申請者」とあるのは「承認申請者」と、「適合しているときは」とあるのは「適合しているときでなければ」と、「しなればならない」とあるのは「してはならない」と、同項第三号イ中「会社法」とあるのは「外国における会社法」と、「親法人を」とあるのは「親法人に相当するものを」と、第三十八条の五第一項中「同項の登録を受けた者（以下「登録証明機関」という。）」とあり、及び第三十八条の二十二第一項中「登録証明機関」とあるのは「承認証明機関」と、第三十八条の六第一項及び第二項、第三十八条の七第一項、第三十八条の八第一項、第三十八条の十並びに第三十八条の十五第一項中「登録」とあるのは「承認」と、第三十八条の十三、第三十八条の二十一第一項及び第三十八条の二十二第一項中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第三十八条の十四第一項中「命ずべき」とあるのは「請求すべき」と、同条第二項及び第三項、第三十八条の二十一第二項及び第三項並びに第三十八条の二十二第二項中「命令」とあるのは「請求」と読み替えるものとする。

5・6 (略)

(登録周波数終了対策機関)

第七十一条の三の二 (略)

2・3 (略)

4 総務大臣は、前項の規定により登録の申請をした者（以下この項において「申請者」という。）が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。

一～三 (略)

四 申請者が、特定の者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 申請者が株式会社である場合にあつては、他の株式会社がその親法人であること。

ロ 申請者の役員（持分会社にあつては、業務を執行する社員）に占める同一の者の役員又は職員（過去二年間にその同一の者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

5～11 (略)

一項並びに第三十八条の五第一項の規定は総務大臣が行う第一項の規定による承認について、同条第二項及び第三項、第三十八条の六第一項から第三項まで、第三十八条の七第一項、第三十八条の八、第三十八条の十、第三十八条の十二から第三十八条の十五まで並びに第三十八条の二十三の規定は承認証明機関について、第三十八条の二十から第三十八条の二十二までの規定は承認証明機関による技術基準適合証明を受けた者について準用する。この場合において、第二十四条の二第五項第二号中「第二十四条の十又は第二十四条の十三第三項」とあるのは、「第三十八条の三十二第一項又は第二項」と、同条第六項中「前各項」とあるのは、「前項、第三十八条の二第二項及び第三項、第三十八条の三第一項並びに第三十八条の三十一第一項」と、第三十八条の三第一項中「登録申請者」とあるのは「承認申請者」と、「適合しているときは」とあるのは「適合しているときでなければ」と、「しなればならない」とあるのは「してはならない」と、同項第三号イ中「商法」とあるのは「外国における商法」と、「親会社を」とあるのは「親会社に相当するものを」と、第三十八条の五第一項中「同項の登録を受けた者（以下「登録証明機関」という。）」とあり、及び第三十八条の二十二第一項中「登録証明機関」とあるのは「承認証明機関」と、第三十八条の六第一項及び第二項、第三十八条の七第一項、第三十八条の八第一項、第三十八条の十並びに第三十八条の十五第一項中「登録」とあるのは「承認」と、第三十八条の十三、第三十八条の二十一第一項及び第三十八条の二十二第一項中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第三十八条の十四第一項中「命ずべき」とあるのは「請求すべき」と、同条第二項及び第三項、第三十八条の二十一第二項及び第三項並びに第三十八条の二十二第二項中「命令」とあるのは「請求」と読み替えるものとする。

5・6 (略)

(登録周波数終了対策機関)

第七十一条の三の二 (略)

2・3 (略)

4 (同上)

一～三 (略)

四 申請者が、特定の者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、他の株式会社又は有限会社がその親会社であること。

ロ 申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める同一の者の役員又は職員（過去二年間にその同一の者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

5～11 (略)

改正案

現行

<p>(会長等) 第二十六条 (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 監事は、その職務を行うため必要があるときは、その総株主の議決権（株主総会において決議をすることができ、その議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。次項において同じ。）の過半数を協会が有する株式会社（以下「子会社」という。）に対し、営業の報告を求めることができる。</p> <p>6 他の株式会社の総株主の議決権の過半数を協会及び子会社又は子会社が有するときは、この法律の規定の適用については、その株式会社は、子会社とみなす。</p> <p>7~9 (略)</p> <p>(放送債券) 第四十二条 (略)</p> <p>2~7 (略)</p> <p>8 前各項に定めるもののほか、放送債券に關し必要な事項については、政令の定めるところにより、会社法及び社債等の振替に關する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の社債に關する規定を準用する。</p>	<p>(会長等) 第二十六条 (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 監事は、その職務を行うため必要があるときは、その総株主又は総社員の議決権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。次項において同じ。）の過半数を協会が有する株式会社又は有限会社（以下「子会社」という。）に対し、営業の報告を求めることができる。</p> <p>6 他の株式会社の総株主の議決権の過半数を協会及び子会社又は子会社が有するときは、この法律の規定の適用については、その株式会社は、子会社とみなす。他の有限会社の総社員の議決権の過半数を協会及び子会社又は子会社が有するときも、同様とする。</p> <p>7~9 (略)</p> <p>(放送債券) 第四十二条 (略)</p> <p>2~7 (略)</p> <p>8 前各項に定めるもののほか、放送債券に關し必要な事項については、政令の定めるところにより、商法、非訟事件手続法及び社債等の振替に關する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の社債に關する規定を準用する。</p>
---	---

<p>(設立の手續) 第十三条の八 (略)</p> <p>2 会社法（平成十七年法律第 号）第三十条第一項の規定は、行政書士法人の定款について準用する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(定款の変更) 第十三条の十一 行政書士法人は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の同意によつて、定款の変更をすることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(社員の競業の禁止) 第十三条の十六 (略)</p> <p>2 行政書士法人の社員が前項の規定に違反して自己又は第三者のためにその行政書士法人の業務の範囲に属する業務を行つたときは、当該業務によつて当該社員又は第三者が得た利益の額は、行政書士法人に生じた損害の額と推定する。</p> <p>(解散) 第十三条の十九 行政書士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>五 解散を命ずる裁判</p> <p>六 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(合併) 第十三条の二十 (略)</p> <p>2 合併は、合併後存続する行政書士法人又は合併により設立する行政書士法人が、その主たる事務所の所在地において登記することによつて、その効力を生ずる。</p> <p>3 行政書士法人は、合併したときは、合併の日から二週間以内に、登記事項証明書（合併により設立する行政書士法人にあつては、登記事項証明書及び定款の写し）を添えて、その旨を、主たる事務所の所在地の行政書士会を経由して、日本行政書士会連合会に届け出なければならぬ。</p>	<p>(設立の手續) 第十三条の八 (略)</p> <p>2 商法（明治三十二年法律第四十八号）第六十七條の規定は、行政書士法人の定款について準用する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(定款変更の届出) 第十三条の十一 (新設)</p> <p>1 (略)</p> <p>(社員の競業の禁止) 第十三条の十六 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(解散) 第十三条の十九 (同上)</p> <p>一 三 (略)</p> <p>五 解散を命ずる裁判</p> <p>六 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(合併) 第十三条の二十 (略)</p> <p>2 合併は、合併後存続する行政書士法人又は合併によつて設立した行政書士法人が、その主たる事務所の所在地において登記することによつて、その効力を生ずる。</p> <p>3 行政書士法人は、合併したときは、合併の日から二週間以内に、登記事項証明書（合併によつて設立した行政書士法人にあつては、登記事項証明書及び定款の写し）を添えて、その旨を、主たる事務所の所在地の行政書士会を経由して、日本行政書士会連合会に届け出なければならぬ。</p>
---	---

ばならない。

4| 合併後存続する行政書士法人又は合併により設立する行政書士法人は、当該合併により消滅する行政書士法人の権利義務を承継する。

(債権者の異議等)

第十三条の二十の二 合併をする行政書士法人の債権者は、当該行政書士法人に対し、合併について異議を述べることができる。

2| 合併をする行政書士法人は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一月を下ることができない。

一 合併をする旨

二 合併により消滅する行政書士法人及び合併後存続する行政書士法人又は合併により設立する行政書士法人の名称及び主たる事務所の所在地

三 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3| 前項の規定にかかわらず、合併をする行政書士法人が同項の規定による公告を、官報のほか、第六項において準用する会社法第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第一号又は第三号に掲げる方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4| 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該合併について承認をしたものとみなす。

5| 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べたときは、合併をする行政書士法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

6| 会社法第九百三十九条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第三項、第九百四十条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条並びに第九百五十五条の規定は、行政書士法人が第二項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、同法第九百三十九条第一項及び第三項中「公告方法」とあるのは「合併の公告の方法」と、同法第九百四十六条第三項中「商号」とあるのは「名称」と読み替えるものとする。

(合併の無効の訴え)

第十三条の二十の三 会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）

ればならない。

(新設)

(新設)

(新設)

及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、「第八百三十四條（第七号及び第八号に係る部分に限る。）」、「第八百三十五條第一項、第八百三十六條第二項及び第三項、第八百三十七條から第八百三十九條まで、第八百四十三條（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）」並びに第八百四十六條の規定は行政書士法人の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八條第五項、第八百七十條（第十五号に係る部分に限る。）」、「第八百七十一條本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）」、「第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定はこの条において準用する同法第八百四十三條第四項の申立てについて、それぞれ準用する。」

（民法及び会社法の準用等）

第十三条の二十一 民法第五十条並びに会社法第六百条、第六百十四條から第六百十九條まで、第六百二十一條及び第六百二十二條の規定は行政書士法人について、民法第五十五條並びに会社法第五百八十條第一項、第五百八十一條、第五百八十二條、第五百八十五條第一項及び第四項、第五百八十六條、第五百九十三條、第五百九十五條、第五百九十六條、第五百九十九條第四項及び第五項、第六百一一條、第六百五條、第六百六條、第六百九條第一項及び第二項、第六百一十一條（第一項ただし書を除く。）」、「第六百一十二條並びに第六百一十三條の規定は行政書士法人の社員について、同法第五百八十九條第一項の規定は行政書士法人の社員であると誤認させる行為をした者の責任について、同法第八百五十九條から第八百六十二條までの規定は行政書士法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第六百一十三條中「商号」とあるのは、「名称」と、同法第六百一十五條第一項、第六百一十七條第一項及び第二項並びに第六百一十八條第一項第二号中「法務省令」とあるのは、「総務省令」と、同法第六百一十七條第三項中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録（行政書士法第一條の二第一項に規定する電磁的記録をいう）」と読み替えるものとする。

次条第一項第二号において同じ。）」と、同法第八百五十九條第二号中「第五百九十四條第一項（第五百九十八條第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは、「行政書士法第十三條の十六第一項」と読み替えるものとする。

2| 民法第八十二條及び第八十三條、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五條第二項及び第四十條並びに会社法第六百四十四條（第三号を除く。）」、「第六百四十五條から第六百四十九條まで、第六百五十條第一項及び第二項、第六百五十一條第一項及び第二項（同法第五百九十四條の準用に係る部分を除く。）」、「第六百五十二條、第六百五十三條、第六百五十五條から第六百五十九條まで、第六百六十一條から第六百六十四條まで、第六百六十六條から第六百七十三條まで、第六百七十五條、第八百六十三條、第八百六十四條、第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十條（第一号及び第三号に係る部分に限る。）」、「第八百七十一條、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）」、「第八百七十四條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）」、「第八百七十五條並びに第八百七十六條の規定は、行

（民法の準用等）

第十三条の二十一 民法第五十条、第五十五條及び第八十一條から第八十三條まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五條第二項、第三十六條、第三百一十六條第一項、第三百三十四條から第三百三十五條ノ五まで、第三百三十五條ノ八、第三百三十六條ノ二、第三百三十七條、第三百三十八條及び第三百三十八條ノ三の規定は、行政書士法人について準用する。この場合において、民法第八十三條中「主務官庁」とあるのは、「日本行政書士会連合会」と読み替えるものとする。

2| 商法第三十二條から第三十六條までの規定は行政書士法人の帳簿その他の書類について、同法第五十八條、第五十九條及び第百一十二條の規定は行政書士法人の解散について、それぞれ準用する。この場合において、同法第五十八條及び第五十九條第一項中「株主」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。

3| 商法第六十八條、第六十九條、第七十二條、第七十三條、第七十四條第二項及び第三項並びに第七十五條の規定は、行政書士法人の内部の関係について準用する。この場合において、同法第七十四條第二項中「前項」とあるのは、「行政書士法第十三條の十六」と読み替えるものとする。

4| 商法第七十七條から第八十三條までの規定は、行政書士法人の外部の関係について準用する。

5| 商法第八十四條、第八十六條第一項及び第二項並びに第八十七條から第九十三條までの規定は、行政書士法人の社員の脱退について準用する。この場合において、同法第八十六條第一項第二号中「第七十四條第一項」とあるのは、「行政書士法第十三條の十六」と読み替えるものとする。

6| 商法第九十條第一項から第四項まで及び第六項、第九十三條から第九十六條まで並びに第九十九條から第一百一十一條までの規定は行政書士法人の合併について、同法第九十六條ノ二第二項から第四項まで、第四百五十七條、第四百六十二條、第四百六十三條、第四百六十七條第二項、第四百六十九條及び第四百七十一條の規定は行政書士法人がこの項において準用する同法第九十條第一項の公告を同法第九十六條第六項の電子公告により行う場合について、それぞれ

政書士法人の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第八十三条中「主務官庁」とあるのは「日本行政書士会連合会」と、会社法第六百四十四條第一号中「第六百四十一條第五号」とあるのは「行政書士法第十三條の十九條第一項第三号」と、同法第六百四十七條第三項中「第六百四十一條第四号又は第七号」とあるのは「行政書士法第十三條の十九條第五号若しくは第六号又は第二項」と、同法第六百五十八條第一項及び第六百六十九條中「法務省令」とあるのは「総務省令」と、同法第六百六十八條第一項及び第六百六十九條中「第六百四十一條第一号から第三号まで」とあるのは「行政書士法第十三條の十九條第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十條第三項中「第九百三十九條第一項」とあるのは「行政書士法第十三條の二十の二第六項において準用する第九百三十九條第一項」と、同法第六百七十三條第一項中「第五百八十條」とあるのは「行政書士法第十三條の二十一第一項において準用する第五百八十條第一項」と読み替えるものとする。

3) 会社法第八百二十四條、第八百二十六條、第八百六十八條第一項、第八百七十條（第十三号に係る部分に限る。）、第八百七十一條本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三條本文、第八百七十五條、第八百七十六條、第九百四條及び第九百三十七條第一項（第三号口に係る部分に限る。）、の規定は行政書士法人の解散の命令について、同法第八百二十五條、第八百六十八條第一項、第八百七十條（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一條、第八百七十二條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三條、第八百七十四條（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五條、第八百七十六條、第九百五條及び第九百六條の規定はこの項において準用する同法第八百二十四條第一項の申立てがあつた場合における行政書士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百三十七條第一項中「本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十條第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

4) 会社法第八百二十八條第一項（第一号に係る部分に限る。）、及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十四條（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十五條第一項、第八百三十七條、第八百三十八條、第八百四十六條及び第九百三十七條第一項（第一号に係る部分に限る。）、の規定は、行政書士法人の解散の訴えについて準用する。この場合において、同項中「本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十條第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

5) 会社法第八百三十三條第二項、第八百三十四條（第二十一号に係る部分に限る。）、第八百三十五條第一項、第八百三十七條、第八百三十八條、第八百四十六條及び第九百三十七條第一項（第一号に係る部分に限る。）、の規定は、行政書士法人の解散の訴えについて準用する。この場合において、同項中「本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十條第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

れ準用する。この場合において、同法第六十六條ノ二第二項中「前項ノ規定ニ拘ラズ同項各号」とあるのは「行政書士法第十三條の二十一第六項ニ於テ準用スル第百六條第六項ノ規定ニ拘ラズ同項」と、同法第四百五十七條中「第百六條第六項（第百四十七條において準用する場合を含む。）」又は第六十六條ノ二第一項」とあるのは「行政書士法第十三條の二十一第六項において準用する第百六條第六項」と、同法第四百六十二條第三項中「商号」とあるのは「名称」と、同法第四百六十九條中「第四百六十二條」とあるのは「行政書士法第十三條の二十一第六項において準用する第四百六十二條」と読み替えるものとする。

7) 商法第六十六條から第九十九條まで、第二百一十條から第二百二十二條まで、第二百二十四條第一項及び第二項、第二百二十五條、第二百二十六條、第二百二十八條から第二百三十三條まで、第二百三十四條ノ二から第二百三十六條まで、第二百三十八條並びに第二百四十三條から第二百五條までの規定は、行政書士法人の清算について準用する。この場合において、同法第一百七條第二項及び第二百二十二條中「第九十四條第四号又は八第六号」とあるのは、「行政書士法第十三條の十九條第一項第五号若八第六号又は八第二項」と読み替えるものとする。

8) 破産法（平成十六年法律第七十五号）第十六條の規定の適用については、行政書士法人は「合名会社とみなす。」

6| 行政書士法人の解散及び清算を監督する裁判所は、行政書士法人を監督する都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

7| 前項に規定する都道府県知事は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

8| 破産法（平成十六年法律第七十五号）第十六条の規定の適用については、行政書士法人は、合名会社とみなす。

第二十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の二十の二第六項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該調査記録簿等を保存しなかつた者

二 (略)

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第十三条の二十の二第六項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第十三条の二十の二第六項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、行政書士法人の社員又は清算人は、三十万円以下の過料に処する。

一 この法律に基づき政令の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。

二 第十三条の二十の二第二項又は第五項の規定に違反して合併をしたとき。

三 第十三条の二十の二第六項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

第二十三条の二 (同上)

一 第十三条の二十一第六項において準用する商法第四百七十一条第一項の規定に違反して、同項に規定する帳簿等に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該帳簿等を保存しなかつた者

二 (略)

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、行政書士法人の社員又は清算人は、三十万円以下の過料に処する。

一 この法律に基づき政令の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。

二 第十三条の二十一第一項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

三 定款又は第十三条の二十一第二項において準用する商法第三十二条第一項の会計帳簿若しくは貸借対照表に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

四 第十三条の二十一第六項において準用する商法第百条第一項又は第三項（第十三条の二十一第七項において準用する同法第百七十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して合併し、又は財産を処分したとき。

五 第十三条の二十一第六項において準用する商法第四百五十七条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

六 第十三条の二十一第七項において準用する商法第百三十一条の規定に違反して財産を分配したとき。

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十三条の二十一第六項において準用する商法第四百六十二条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第十三条の二十一第六項において準用する商法第四百六十七条第二項各号又は第十三条の二十一第六項において準用する同法第四百七十一条第一項各号の規定による請求を拒んだ者

- 四 定款又は第十三条の二十一第一項において準用する会社法第六百十五条第一項の会計帳簿若しくは第十三条の二十一第一項において準用する同法第六百十七条第一項若しくは第二項の貸借対照表に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。
- 五 第十三条の二十一第一項において準用する会社法第六百五十六条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- 六 第十三条の二十一第一項において準用する会社法第六百六十四条の規定に違反して財産を分配したとき。
- 七 第十三条の二十一第一項において準用する会社法第六百七十条第二項又は第五項の規定に違反して財産を処分したとき。

改 正 案

現 行

（発行事務の委託）

第二十五条（略）

2 会社法（平成十七年法律第 号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条（社債管理者の権限及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は証券業者について準用する。

（発行事務の委託）

第二十五条（略）

2 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条（社債管理者の権限及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は証券業者について準用する。

改正案

現行

（民法等の準用）  
 第二十三条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条、第五十条、第五十二条第二項、第五十三条から第五十五条まで、第五十九条、第七十三条から第七十六条まで、第七十七条（届出に関する部分に限る。）、第七十八条から第八十条まで、第八十二条及び第八十三条並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定は、土地開発公社について準用する。

2  
 （略）

（民法等の準用）  
 第二十三条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条、第五十条、第五十二条第二項、第五十三条から第五十五条まで、第五十九条、第七十三条から第七十六条まで、第七十七条（届出に関する部分に限る。）、第七十八条から第八十条まで、第八十二条及び第八十三条並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第三十六条から第三十七条までの規定は、土地開発公社について準用する。

2  
 （略）

改正案

現行

（株式）

第四条（略）

2 会社は、その発行する株式を引き受ける者の募集（以下「新株募集」という。）をしようとするときは、又は株式交換に際して株式（会社が有する自己の株式）以下「自己株式」という。）を除く。）の交付をしようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。会社法（平成十七年法律第 号）第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（新株予約権付社債に付されたものに限る。次条第二項及び第二十三条第三号において「募集新株予約権」という。）を引き受ける者の募集をしようとするときは、又は株式交換に際して新株予約権付社債（会社が有する自己の新株予約権付社債）（第二十三条第三号において「自己新株予約権付社債」という。）を除く。）の交付をしようとするときは、同様とする。

第五条（略）

2 地域会社は、新株募集をしようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。募集新株予約権を引き受ける者の募集をしようとするときも、同様とする。

（外国人等の取得した株式の取扱い）

第六条（略）

2・3（略）

4 会社は、会社法第二百二十四条第一項に規定する基準日から総務省令で定める日数前までに、総務省令で定める方法により、その外国人等議決権割合を公告しなければならない。

（定款の変更等）

第十一条 会社及び地域会社の定款の変更、合併、分割及び解散の決議並びに会社の剰余金の処分（損失の処理を除く。）の決議は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2（略）

（事業計画）

第十二条 会社及び地域会社は、毎事業年度の開始前に、その事業年度の事業計画を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（財務諸表）

（株式）

第四条（略）

2 会社は、新株を発行しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。新株予約権付社債を発行しようとするときも、同様とする。

第五条（略）

2 地域会社は、新株を発行しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。新株予約権付社債を発行しようとするときも、同様とする。

（外国人等の取得した株式の取扱い）

第六条（略）

2・3（略）

4 会社は、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百二十四条ノ三第一項の一定の期間の初日又は同項の一定の日から総務省令で定める日数前までに、総務省令で定める方法により、その外国人等議決権割合を公告しなければならない。

（定款の変更等）

第十一条 会社及び地域会社の定款の変更、合併、分割及び解散の決議並びに会社の利益の処分の決議は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2（略）

（事業計画）

第十二条 会社及び地域会社は、毎営業年度の開始前に、その営業年度の事業計画を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（財務諸表）

第十三条 会社及び地域会社は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を総務大臣に提出しなければならない。

(財務大臣との協議)

第十八条 総務大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 会社に対し、第四条第二項、第十一条第一項(定款の変更の決議に係るもの)については、会社が発行することができる株式の総数を変更する決議に係るものに限る。(又は第十二条の認可をしようとするとき。)
- 二 (略)

(委員会設置会社である場合の読替え)

第十八条の二 会社又は地域会社が委員会設置会社である場合における次の表の上欄に掲げるこの法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)		
第十五条	監査役	監査委員
(略)		

(罰則)

第十九条 会社及び地域会社の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を執行すべき社員。以下この条において同じ。)、監査役又は職員が、その職務に関して賄賂を收受し、要求し、又は約束したときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、七年以下の懲役に処する。

2 会社及び地域会社の取締役、会計参与、監査役又は職員になろうとする者が、就任後担当すべき職務に関して、請託を受けて賄賂を收受し、要求し、又は約束したときは、取締役、会計参与、監査役又は職員となつた場合において、二年以下の懲役に処する。

3 会社及び地域会社の取締役、会計参与、監査役又は職員であつた者が、その在職中に請託を受けて、職務上不正の行為をしたこと又は相当の行為をしなかつたことに関して、賄賂を收受し、要求し、又は約束したときは、二年以下の懲役に処する。

第二十一条 (略)

2 前条第一項の罪は、刑法第一条の例に従う。

第十三条 会社及び地域会社は、毎営業年度終了後三月以内に、その営業年度の貸借対照表、損益計算書及び営業報告書を総務大臣に提出しなければならない。

(財務大臣との協議)

第十八条 (同上)

- 一 会社に対し、第四条第二項、第十一条第一項(定款の変更の決議に係るもの)については、会社が発行する株式の総数を変更する決議に係るものに限る。(又は第十二条の認可をしようとするとき。)
- 二 (略)

(委員会等設置会社である場合の読替え)

第十八条の二 会社又は地域会社が株式会社(監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社である場合における次の表の上欄に掲げるこの法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)		
第十五条	監査役	株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の八第七項に規定する監査委員
(略)		

(罰則)

第十九条 会社及び地域会社の取締役、監査役又は職員が、その職務に関して賄賂を收受し、要求し、又は約束したときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、七年以下の懲役に処する。

2 会社及び地域会社の取締役、監査役又は職員になろうとする者が、就任後担当すべき職務に関して、請託を受けて賄賂を收受し、要求し、又は約束したときは、取締役、監査役又は職員となつた場合において、二年以下の懲役に処する。

3 会社及び地域会社の取締役、監査役又は職員であつた者が、その在職中に請託を受けて、職務上不正の行為をしたこと又は相当の行為をしなかつたことに関して、賄賂を收受し、要求し、又は約束したときは、二年以下の懲役に処する。

第二十一条 (略)

(新設)

第二十三条 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした会社又は地域会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）又は監査役は、百万円以下の罰金に処する。

一・二（略）

三 第四条第二項又は第五条第二項の規定に違反して、新株募集をしたとき若しくは株式交換に際して株式（自己株式を除く。）の交付をしたとき又は募集新株予約権を引き受ける者の募集をしたとき若しくは株式交換に際して新株予約権付社債（自己新株予約権付社債を除く。）の交付をしたとき。

四（略）

五 第十二条の規定に違反して、事業年度の開始前までに、又は変更に係る事業計画に基づく業務の実施前までに、認可の申請をしなかつたとき。

六 第十三条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は不実の記載又は記録をしたこれらのものを提出したとき。

七・九（略）

附則

（発行済株式の総数の算定方法の特例）

第十三条 第四条第一項の規定の適用については、当分の間、新株募集若しくは新株予約権の行使による株式の発行又は取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えの株式の交付があつた場合には、これらによる株式の各増加数（次項において「不参入株式数」という。）は、それぞれ同条第一項の発行済株式の総数に算入しないものとする。

2（略）

（会社の新株募集等の認可の特例）

第十四条 会社は、当分の間、新株募集又は株式交換に際しての株式（自己株式を除く。）の交付による株式の増加数が総務省令で定める株式の数に達するまでは、第四条第二項の認可を受けなくても、新株募集又は株式交換に際しての株式（自己株式を除く。）の交付をすることができる。この場合において、会社は、総務省令で定めるところにより、あらかじめその旨を総務大臣に届け出なければならない。

2（略）

第二十三条 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした会社又は地域会社の取締役又は監査役は、百万円以下の罰金に処する。

一・二（略）

三 第四条第二項又は第五条第二項の規定に違反して、新株又は新株予約権付社債を発行したとき。

四（略）

五 第十二条の規定に違反して、営業年度の開始前までに、又は変更に係る事業計画に基づく業務の実施前までに、認可の申請をしなかつたとき。

六 第十三条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書を提出せず、又は不実の記載又は記録をしたこれらのものを提出したとき。

七・九（略）

附則

（発行済株式の総数の算定方法の特例）

第十三条 第四条第一項の規定の適用については、当分の間、商法第二百八十条ノ二の規定による新株の発行、新株予約権の行使による新株の発行、転換予約権付株式若しくは強制転換条項付株式の転換又は商法等の一部を改正する法律（平成十三年法律百二十八号）附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた新株引受権付社債に付された新株の引受権の行使による新株の発行若しくは同項の規定によりなお従前の例によることとされた転換社債の株式への転換があつた場合には、これらによる株式の各増加数（次項において「不参入株式数」という。）は、それぞれ第四条第一項の発行済株式の総数に算入しないものとする。

2（略）

（会社の新株発行の認可の特例）

第十四条 会社は、当分の間、新株の発行による株式の増加数が総務省令で定める株式の数に達するまでは、第四条第二項の認可を受けなくても、新株を発行することができる。この場合において、会社は、総務省令で定めるところにより、あらかじめその旨を総務大臣に届け出なければならない。

2（略）

第三十一条 第三十二条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が法人であるときは、その役員は、その総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除き、会社法（平成十七年法律第百八十七号）第八十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株主を含む。）又は総社員の議決権の過半数を当該電気通信事業者が有する会社（以下この項において「子会社」という。）に、当該電気通信事業者を子会社とする親法人（同法第八十九条第一項に規定する親法人をいう。以下この項及び第八十七条第一項第三号イにおいて同じ。）又は当該親法人の子会社（当該電気通信事業者を除く。）に該当する電気通信事業者であつて総務大臣が指定するもの（以下「特定関係事業者」という。）の役員を兼ねてはならない。

2 4 (略)

(登録の基準)

第八十七条 総務大臣は、前条第一項の登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 登録申請者が、端末機器の製造業者、輸入業者又は販売業者（以下この号において「特定製造業者等」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものであること。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、特定製造業者等がその親法人であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める特定製造業者等の役員又は職員（過去二年間に当該特定製造業者等の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

2 3 (略)

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第九十五条 登録認定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借

第三十一条 第三十二条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が法人であるときは、その役員は、当該電気通信事業者の子会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十一条ノ二第一項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。）に、当該電気通信事業者を子会社とする親会社（商法第二百一十一条ノ二第一項に規定する親会社をいう。以下この項及び第八十七条第一項第三号イにおいて同じ。）又は当該親会社の子会社（当該電気通信事業者を除く。）に該当する電気通信事業者であつて総務大臣が指定するもの（以下「特定関係事業者」という。）の役員を兼ねてはならない。

2 4 (略)

(登録の基準)

第八十七条 (同上)

- 一・二 (略)
- 三 (同上)

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、特定製造業者等がその親会社であること。

ロ 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める特定製造業者等の役員又は職員（過去二年間に当該特定製造業者等の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

2 3 (略)

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第九十五条 登録認定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借

対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第九十二条第三号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 (略)

(承認認定機関の承認等)

第四百四条 (略)

2 4 (略)

5 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第八十七条第一項第三号イ (略)	登録申請者	承認申請者
	親法人	外国における親法人に相当するもの

6 8 (略)

対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第九十二条第三号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 (略)

(承認認定機関の承認等)

第四百四条 (略)

2 4 (略)

5 (同上)

第八十七条第一項第三号イ (略)	登録申請者	承認申請者
	親会社	外国における親会社に相当するもの

6 8 (略)

改正案

現行

（設立の登記等）

第七条（略）

2 前項の登記には、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一・二（略）

三 主たる事務所の所在場所

四・五（略）

3（略）

（民法及び非訟事件手続法の準用）

第十二条 民法第七十二条から第七十六条まで及び第七十八条から第八十二条まで並びに非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条から第四十条まで、第一百七十七条第一項、第一百九十九条、第二百二十二条及び第二百二十四条の規定は、法人である政党等が解散した場合について準用する。この場合において、民法第七十二条第一項中「定款又は寄附行為」とあるのは「党則等（党則、規約その他の当該政党の組織、管理運営等に関する事項を定めた文書をいう。以下同じ。）」と、同条第二項中「定款又は寄附行為」とあるのは「党則等」と、「理事は、主務官庁の許可を得て」とあるのは「代表権を有する者は」と、「処分することができる」とあるのは「代表権を有する者」と、「定款若しくは寄附行為に別段の定めがあるとき、又は総会において理事以外の者を選任したとき」とあるのは「党則等に別段の定めがあるとき」と、非訟事件手続法第二百二十二条中「解散ノ事由ヲ証スル書面及び理事ガ清算人タラザル場合ニ於テハ清算人ノ資格ヲ証スル書面」とあるのは「解散ノ事由ガ生ジタルコトヲ証スル代表権ヲ有スル者ノ記名押印シタル書面」と、同法第二百二十四条中「同法第五十五条第一項、第五十六条乃至第五十九条、第六十二条及び第六十三条」とあるのは「同法第五十五条第一項及び第五十六条乃至第五十九条」と読み替えるものとする。

2 民法第七十二条第一項、第七十三条から第七十六条まで、第七十八条、第七十九条第一項及び第三項、第八十一条並びに第八十二条並びに非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条から第四十条まで、第一百七十七条第一項、第一百九十九条及び第二百二十四条の規定は、第十條第四項の規定により法人である政治団体が法人でなくなった場合について準用する。この場合において、民法第七十二条第一項中「財産は、定款又は寄附行為で指定した者」とあるのは、「一切の財産は、当該法人である政治団体が法人でなくなるに至った場合においてなお存

（設立の登記等）

第七条（略）

2（同上）

一・二（略）

三 主たる事務所

四・五（略）

3（略）

（民法及び非訟事件手続法の準用）

第十二条 民法第七十二条から第七十六条まで及び第七十八条から第八十二条まで並びに非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条から第三十七条ノ二まで、第一百七十七条第一項、第一百九十九条、第二百二十二条及び第二百二十四条の規定は、法人である政党等が解散した場合について準用する。この場合において、民法第七十二条第一項中「定款又は寄附行為」とあるのは「党則等（党則、規約その他の当該政党の組織、管理運営等に関する事項を定めた文書をいう。以下同じ。）」と、同条第二項中「定款又は寄附行為」とあるのは「党則等」と、「理事は、主務官庁の許可を得て」とあるのは「代表権を有する者は」と、「処分することができる」とあるのは「代表権を有する者」と、「定款若しくは寄附行為に別段の定めがあるとき、又は総会において理事以外の者を選任したとき」とあるのは「党則等に別段の定めがあるとき」と、非訟事件手続法第二百二十二条中「解散ノ事由ヲ証スル書面及び理事ガ清算人タラザル場合ニ於テハ清算人ノ資格ヲ証スル書面」とあるのは「解散ノ事由ガ生ジタルコトヲ証スル代表権ヲ有スル者ノ記名押印シタル書面」と、同法第二百二十四条中「同法第五十五条第一項、第五十六条乃至第五十九条、第六十二条及び第六十三条」とあるのは「同法第五十五条第一項及び第五十六条乃至第五十九条」と読み替えるものとする。

2 民法第七十二条第一項、第七十三条から第七十六条まで、第七十八条、第七十九条第一項及び第三項、第八十一条並びに第八十二条並びに非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条から第三十七条ノ二まで、第一百七十七条第一項、第一百九十九条及び第二百二十四条の規定は、第十條第四項の規定により法人である政治団体が法人でなくなった場合について準用する。この場合において、民法第七十二条第一項中「財産は、定款又は寄附行為で指定した者」とあるのは、「一切の財産は、当該法人である政治団体が法人でなくなるに至った場合において

続することとなる政治団体」と、同法第七十三条中「清算の目的」とあるのは「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（以下「法人格付与法」という。）第十二条第二項において準用する前条第一項の規定による当該法人の財産の帰属に係る財産の整理（以下「財産の整理」という。）の目的」と、「清算の結了」とあるのは「財産の整理の結了」と、同法第七十四条中「破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事」とあるのは「代表権を有する者」と、「清算人」とあるのは「財産の整理を行う者」と、「定款若しくは寄附行為に別段の定めがあるとき、又は総会において理事以外の者を選任したとき」とあるのは「党則等（党則、規約その他の当該政党の組織、管理運営等に関する事項を定めた文書をいう。）に別段の定めがあるとき」と、同法第七十五条及び第七十六条中「清算人」とあるのは「財産の整理を行う者」と、同法第七十八条第一項中「清算人」とあるのは「財産の整理を行う者」と、同項第二号中「債務」とあるのは「法人格付与法第十二条第二項において準用する次条第一項の申出をした者に対する債務」と、同条第二項中「清算人」とあるのは「財産の整理を行う者」と、同法第七十九条第一項中「清算人」とあるのは「財産の整理を行う者」と、「一定の期間内」とあるのは「法人格付与法第十二条第二項において準用する第七十二条第一項の規定による財産の帰属について異議があれば一定の期間内」と、同条第三項中「清算人」とあるのは「財産の整理を行う者」と、同法第八十一条第一項中「清算中」とあるのは「法人格付与法第十二条第二項において準用する第七十九条の期間後」と、「清算人」とあるのは「財産の整理を行う者」と、同条第二項中「清算人」とあるのは「財産の整理を行う者」と、同法第八十二条第一項中「清算」とあるのは「財産の整理」と、非訟事件手続法第三十五条第二項中「清算」とあるのは「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第十二条第二項に於て準用スル民法第七十二条第一項ノ規定ニ依ル財産ノ帰属ニ係ル財産ノ整理（以下財産ノ整理ト称ス）」と、同法第三十六条から第三十九条までの規定中「清算人」とあるのは「財産ノ整理ヲ行フ者」と、同法第四十条第一項中「清算」とあるのは「財産ノ整理」と、同法第二百二十四条中「同法第五十五条第一項、第五十六条乃至第五十九条、第六十二条及び第六十三条」とあるのは「同法第五十五条第一項及び第五十六条乃至第五十九条」と読み替えるものとする。

なお存続することとなる政治団体」と、同法第七十三条中「清算の目的」とあるのは「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（以下「法人格付与法」という。）第十二条第二項において準用する前条第一項の規定による当該法人の財産の帰属に係る財産の整理（以下「財産の整理」という。）の目的」と、「清算の結了」とあるのは「財産の整理の結了」と、同法第七十四条中「破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事」とあるのは「代表権を有する者」と、「清算人」とあるのは「財産の整理を行う者」と、「定款若しくは寄附行為に別段の定めがあるとき、又は総会において理事以外の者を選任したとき」とあるのは「党則等（党則、規約その他の当該政党の組織、管理運営等に関する事項を定めた文書をいう。）に別段の定めがあるとき」と、同法第七十五条及び第七十六条中「清算人」とあるのは「財産の整理を行う者」と、同法第七十八条第一項中「清算人」とあるのは「財産の整理を行う者」と、同項第二号中「債務」とあるのは「法人格付与法第十二条第二項において準用する次条第一項の申出をした者に対する債務」と、同条第二項中「清算人」とあるのは「財産の整理を行う者」と、同法第七十九条第一項中「清算人」とあるのは「財産の整理を行う者」と、「一定の期間内」とあるのは「法人格付与法第十二条第二項において準用する第七十二条第一項の規定による財産の帰属について異議があれば一定の期間内」と、同条第三項中「清算人」とあるのは「財産の整理を行う者」と、同法第八十一条第一項中「清算中」とあるのは「法人格付与法第十二条第二項において準用する第七十九条の期間後」と、「清算人」とあるのは「財産の整理を行う者」と、同条第二項中「清算人」とあるのは「財産の整理を行う者」と、同法第八十二条第一項中「清算」とあるのは「財産の整理」と、非訟事件手続法第三十五条第二項中「清算」とあるのは「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第十二条第二項に於て準用スル民法第七十二条第一項ノ規定ニ依ル財産ノ帰属ニ係ル財産ノ整理（以下財産ノ整理ト称ス）」と、同法第三十七条及び第三十七条ノ二中「清算人」とあるのは「財産ノ整理ヲ行フ者」と、同法第二百二十四条中「同法第五十五条第一項、第五十六条乃至第五十九条、第六十二条及び第六十三条」とあるのは「同法第五十五条第一項及び第五十六条乃至第五十九条」と読み替えるものとする。

改正案

現行

附則

（旧国際電電法の廃止に伴う経過措置）

第四条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に会社が発行した社債券及び利札並びにこれらを失った者に交付するために同号に掲げる規定の施行後に会社が発行する社債券及び利札については、旧国際電電法第七条の規定は、同号に掲げる規定の施行後も、なおその効力を有する。

附則

（旧国際電電法の廃止に伴う経過措置）

第四条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に会社が発行した債券及び利札並びにこれらを失った者に交付するために同号に掲げる規定の施行後に会社が発行する債券及び利札については、旧国際電電法第七条の規定は、同号に掲げる規定の施行後も、なおその効力を有する。

改 正 案

現 行

（会計監査人の資格）

第四十一条 会計監査人は、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十六

条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人でなければならない。

2] 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない。

（会計監査人の資格）

第四十一条 株式会社等の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二

号）第四条（第二項第二号を除く。）の規定は、第三十九条の会計監査人について準用する。

この場合において、同法第四条第二項第一号中「第二条」とあるのは、「独立行政法人通則法第三十九条」と読み替えるものとする。

改 正 案

現 行

（株取引等の報告）

（株取引等の報告）

第七条 本省審議官級以上の職員は、前年において行った株券等（株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券をいい、株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券が発行されていない場合にあつては、これらが発行されていたとすればこれらに表示されるべき権利をいう。以下この項において同じ。）の取得又は譲渡（本省審議官級以上の職員である間に行つたものに限る。以下「株取引等」という。）について、当該株取引等に係る株券等の種類、銘柄、数及び対価の額並びに当該株取引等の年月日を記載した株取引等報告書を、毎年、三月一日から同月三十一日までの間に、各省各庁の長等又はその委任を受けた者に提出しなければならない。

第七条 本省審議官級以上の職員は、前年において行った株券等（株券、新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券をいい、株券、新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券が発行されていない場合にあつては、これらが発行されていたとすればこれらに表示されるべき権利をいう。以下この項において同じ。）の取得又は譲渡（本省審議官級以上の職員である間に行つたものに限る。以下「株取引等」という。）について、当該株取引等に係る株券等の種類、銘柄、数及び対価の額並びに当該株取引等の年月日を記載した株取引等報告書を、毎年、三月一日から同月三十一日までの間に、各省各庁の長等又はその委任を受けた者に提出しなければならない。

2（略）

2（略）

改正案

現行

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「民間企業」とは、次に掲げる法人をいう。

一 株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社

(削る)

二・三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、その事業の運営のために必要な経費の主たる財源をその事業の収益によつて得ている本邦法人（その資本金の全部又は大部分が国又は地方公共団体からの出資によるものを除く。）であつてその営む事業について他の事業者と競争関係にあるものうち、前条の目的を達成するために適切であると認められる法人として人事院規則で定めるもの

五 (略)

3 6 (略)

(防衛庁の職員への準用等)

第二十三条 この法律（第二条第一項、第五項及び第六項、第三条第一号及び第二号、第四条、第五条第二項及び第三項並びに第十条第二項を除く。）の規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛庁の職員の人事交流について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、第二条第二項第五号中「人事院」とあるのは「防衛庁長官（以下「長官」という。）」と、第三条第三項中「職員」とあるのは「職員、防衛庁設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第十七条第二項の教育訓練又は同法第十八条第二項の教育訓練を受けている者（以下「学生」という。）」と、同条第四項中「占める職員」とあるのは「占める職員（自衛官及び学生を除く。）」と、第三条、第六条第二項、第八条第二項、第十九条第四項及び前条第二項中「人事院」とあり、並びに第七条第三項及び第四項、第十三条第一項並びに前条第一項中「人事院総裁」とあるのは「長官」と、第三条第三号中「任命権者」とあるのは「任命権者（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者をいう。以下同じ。）」と、第五条第一項中「各省各庁の長等」とあるのは「各庁の長（長官及び防衛施設庁長官をいう。以下同じ。）」と、「関し」とあるのは「関し一般職に属する国家公務員の例に準じて」と、第六条第一項中「人事院は」とあるのは「長官は」と、同条第二項、第七条第一項及び第二項並びに第八条第二項中「各省各庁の長等」

(定義)

第二条 (略)

2 (同上)

一 合名会社、合資会社及び株式会社

二 有限会社

三・四 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、その事業の運営のために必要な経費の主たる財源をその事業の収益によつて得ている本邦法人（その資本金の全部又は大部分が国又は地方公共団体からの出資によるものを除く。）であつてその営む事業について他の事業者と競争関係にあるものうち、前条の目的を達成するために適切であると認められる法人として人事院規則で定めるもの

六 (略)

3 6 (略)

(防衛庁の職員への準用等)

第二十三条 この法律（第二条第一項、第五項及び第六項、第三条第一号及び第二号、第四条、第五条第二項及び第三項並びに第十条第二項を除く。）の規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛庁の職員の人事交流について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、第二条第二項第六号中「人事院」とあるのは「防衛庁長官（以下「長官」という。）」と、第三条第三項中「職員」とあるのは「職員、防衛庁設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第十七条第二項の教育訓練又は同法第十八条第二項の教育訓練を受けている者（以下「学生」という。）」と、同条第四項中「占める職員」とあるのは「占める職員（自衛官及び学生を除く。）」と、第三条、第六条第二項、第八条第二項、第十九条第四項及び第二十二條第二項中「人事院」とあり、並びに第七條第三項及び第四項、第十三條第一項並びに第二十二條第一項中「人事院総裁」とあるのは「長官」と、第三条第三号中「任命権者」とあるのは「任命権者（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者をいう。以下同じ。）」と、第五条第一項中「各省各庁の長等」とあるのは「各庁の長（長官及び防衛施設庁長官をいう。以下同じ。）」と、「関し」とあるのは「関し一般職に属する国家公務員の例に準じて」と、第六条第一項中「人事院は」とあるのは「長官は」と、同条第二項、第七条第一項及び第二項並びに第八条第二項中「各省

とあるのは「各庁の長」と、第七条第一項中「人事院に」とあるのは「長官に」と、「職員」とあるのは「職員（長官にあつては防衛施設庁に所属する自衛官を含み、防衛施設庁長官にあつては当該自衛官を除く。）」と、同条第三項中「人事院が」とあるのは「長官が」と、「人事院事務総局の職員であるときを除く」とあるのは「防衛施設庁の職員であるときに限る」と、「人事院事務総局に」とあるのは「防衛庁本庁に」と、第十二条第三項中「国家公務員法第百四条」とあるのは「自衛隊法第六十三条」と、同条第四項中「国家公務員法第八十二条」とあるのは「自衛隊法第四十六条」と、「同条第一項第一号」とあるのは「同条第一項第三号」と、「国家公務員倫理法」とあるのは「自衛隊員倫理法（平成十一年法律第百三十号）」と、「第十三条第三項中「人事院総裁を除く」とあるのは「防衛施設庁長官に限る」と、第十四条第四項中」とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として」とあるのは「として」と、「に相当するもの」とあるのは「として政令で定めるものに相当するもの」と、第十六条中「一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第二十三条第一項及び附則第七項」とあるのは「防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十三条第一項」と、第十八条第一項中「級」とあるのは「級又は階級」と、第十九条第二項中「人事院の」とあるのは「長官の」と、第二十一条第二項中「国家公務員法第百三条第二項」とあるのは「自衛隊法第六十二条第二項」と、前条第三項中「人事院は、毎年、国会及び内閣」とあるのは「内閣は、毎年、国会」と読み替えるものとする。

2）5（略）

各庁の長等」とあるのは「各庁の長」と、第七条第一項中「人事院に」とあるのは「長官に」と、「職員」とあるのは「職員（長官にあつては防衛施設庁に所属する自衛官を含み、防衛施設庁長官にあつては当該自衛官を除く。）」と、同条第三項中「人事院が」とあるのは「長官が」と、「人事院事務総局の職員であるときを除く」とあるのは「防衛施設庁の職員であるときに限る」と、「人事院事務総局に」とあるのは「防衛庁本庁に」と、第十二条第三項中「国家公務員法第百四条」とあるのは「自衛隊法第六十三条」と、同条第四項中「国家公務員法第八十二条」とあるのは「自衛隊法第四十六条」と、「同条第一項第一号」とあるのは「同条第一項第三号」と、「国家公務員倫理法」とあるのは「自衛隊員倫理法（平成十一年法律第百三十号）」と、「第十三条第三項中「人事院総裁を除く」とあるのは「防衛施設庁長官に限る」と、第十四条第四項中」とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として」とあるのは「として」と、「に相当するもの」とあるのは「として政令で定めるものに相当するもの」と、第十六条中「一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第二十三条第一項及び附則第七項」とあるのは「防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十三条第一項」と、第十八条第一項中「級」とあるのは「級又は階級」と、第十九条第二項中「人事院の」とあるのは「長官の」と、第二十一条第二項中「国家公務員法第百三条第二項」とあるのは「自衛隊法第六十二条第二項」と、第二十二條第三項中「人事院は、毎年、国会及び内閣」とあるのは「内閣は、毎年、国会」と読み替えるものとする。

2）5（略）

<p>（特定法人の業務に従事するために退職した者の採用）</p> <p>第十条 任命権者と特定法人（当該地方公共団体が出資している株式会社のうち、その業務の全部又は一部が地域の振興、住民の生活の向上その他公益の増進に寄与するとともに当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るための人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるものをいう。以下同じ。）との間で締結された取決めに定められた内容に従って当該特定法人の業務に従事するよう求める任命権者の要請に応じて職員（条例で定める職員を除く。）が退職し、引き続き当該特定法人の役員として在職した後、当該取決めで定める当該特定法人において業務に従事すべき期間が満了した場合又はその者が当該特定法人の役職員の地位を失った場合その他の条例で定める場合には、地方公務員法第十六条各号（第三号を除く。）の（一）に該当する場合（同条の条例で定める場合を除く。）その他条例で定める場合を除き、その者が退職した時就いていた職又はこれに相当する職に係る任命権者は、当該特定法人の役員として在職に引き続き、その者を職員として採用するものとする。</p> <p>2～5（略）</p>	<p>（特定法人の業務に従事するために退職した者の採用）</p> <p>第十条 任命権者と特定法人（当該地方公共団体が出資している株式会社又は有限会社のうち、その業務の全部又は一部が地域の振興、住民の生活の向上その他公益の増進に寄与するとともに当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るための人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるものをいう。以下同じ。）との間で締結された取決めに定められた内容に従って当該特定法人の業務に従事するよう求める任命権者の要請に応じて職員（条例で定める職員を除く。）が退職し、引き続き当該特定法人の役員として在職した後、当該取決めで定める当該特定法人において業務に従事すべき期間が満了した場合又はその者が当該特定法人の役職員の地位を失った場合その他の条例で定める場合には、地方公務員法第十六条各号（第三号を除く。）の（一）に該当する場合（同条の条例で定める場合を除く。）その他条例で定める場合を除き、その者が退職した時就いていた職又はこれに相当する職に係る任命権者は、当該特定法人の役員として在職に引き続き、その者を職員として採用するものとする。</p> <p>2～5（略）</p>
--	--

改正案

現行

<p>別表第二（第二条関係） 関西国際空港株式会社</p> <p>（略）</p>	<p>別表第二（第二条関係） 関西国際空港株式会社</p> <p>（略）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>一 関西国際空港及び関西国際空港株式会社（以下この項において「株式会社」という。）第六条第一項第二号に規定する施設の設置（これらの建設に係るものを除く。）及び管理の事業に係る業務</p> <p>二 株式会社法第六条第一項第三号の政令で定める施設及び同項第四号に規定する施設の管理の事業に係る業務</p> <p>三 （略）</p> <p>四 前三号に規定する事業に係る株式会社法第六条第一項第六号に掲げる事業に係る業務</p> <p>五 株式会社法第六条第二項に規定する事業に係る業務</p>	<p>一 関西国際空港及び関西国際空港株式会社（以下この項において「会社法」という。）第六条第一項第二号に規定する施設の設置（これらの建設に係るものを除く。）及び管理の事業に係る業務</p> <p>二 会社法第六条第一項第三号の政令で定める施設及び同項第四号に規定する施設の管理の事業に係る業務</p> <p>三 （略）</p> <p>四 前三号に規定する事業に係る会社法第六条第一項第六号に掲げる事業に係る業務</p> <p>五 会社法第六条第二項に規定する事業に係る業務</p>

改 正 案

現 行

<p>（財務諸表等の備付け及び閲覧等）                  第二十二条 登録送信適正化機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第三十五条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。</p> <p>2                  （略）</p>	<p>（財務諸表等の備付け及び閲覧等）                  第二十二条 登録送信適正化機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第三十五条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。</p> <p>2                  （略）</p>
--	---

改 正 案

現 行

<p>（会計監査人の監査等） 第三十一条（略） 2）4（略） 5 会計監査人は、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人でなければならない。 6  公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない。 （長期借入金及び日本郵政公社債券） 第三十八条（略） 2・3（略） 4 会社法（平成十七年法律第 号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。 5（略）</p>	<p>（会計監査人の監査等） 第三十一条（略） 2）4（略） 5 株式会社（の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号））第四條（第二項第二号を除く。）の規定は、第一項の会計監査人について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「第一條第一項」とあるのは、「日本郵政公社法第三十一条第一項」と読み替えるものとする。 （新設） （長期借入金及び日本郵政公社債券） 第三十八条（略） 2・3（略） 4 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十條及び第三百十一條の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。 5（略）</p>
--	---

改正案

現行

<p>（会計監査人の資格）</p> <p>第三十七条 会計監査人は、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人でなければならぬ。</p> <p>2  公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない。</p> <p>（民法等の準用）</p> <p>第九十四条 民法第七十三条から第七十六条まで、第七十七条（届出に関する部分に限る。）、第七十八条から第八十条まで、第八十二条及び第八十三条並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定は、地方独立行政法人の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十四条中「理事」とあるのは、「理事長、副理事長及び理事」と読み替えるものとする。</p> <p>2  地方独立行政法人の解散及び清算を監督する裁判所は、地方独立行政法人の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。</p> <p>3  前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。</p> <p>4  （略）</p>	<p>（会計監査人の資格）</p> <p>第三十七条 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第四条（第二項第二号を除く。）の規定は、第三十五条の会計監査人について準用する。この場合において、同法第四条第二項第一号中「第二号第一項」とあるのは、「地方独立行政法人法第三十五条」と読み替えるものとする。</p> <p>（民法等の準用）</p> <p>第九十四条 民法第七十三条から第七十六条まで、第七十七条（届出に関する部分に限る。）、第七十八条から第八十条まで、第八十二条及び第八十三条並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項、第三十六条から第三十七条ノ二まで並びに第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項の規定は、地方独立行政法人の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十四条中「理事」とあるのは、「理事長、副理事長及び理事」と読み替えるものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>2  （新設）</p> <p>（略）</p>
---	---

記名の国債を目的とする質権の設定に関する法律（明治三十七年法律第十七号）

改 正 案

民法第三百六十四条ノ規定ハ記名ノ国債ニハ之ヲ適用セス

現 行

民法第三百六十四条第一項ノ規定ハ記名ノ国債ニハ之ヲ適用セス

国債の価額計算に関する法律（昭和七年法律第十六号）

改 正 案

国債ノ価額ヲ会計帳簿又ハ財産目録ニ記載又ハ記録スルニハ会社法（平成十七年法律第  
号）第四百三十二条第一項其ノ他ノ法令ノ規定ニ拘ラス財務大臣ノ告示スル標準発行価  
格ニ依ルコトヲ得但シ其ノ取得ノ際ニ於ケル時価ヲ超ユルコトヲ得ズ  
（略）

現 行

国債ノ価額ヲ会計帳簿又ハ財産目録ニ記載又ハ記録スルニハ商法第三十四条及第二百八十  
五条ノ規定並ニ其ノ準用規定ニ拘ラス財務大臣ノ告示スル標準発行価格ニ依ルコトヲ得但シ  
其ノ取得ノ際ニ於ケル時価ヲ超ユルコトヲ得ズ  
（略）

改 正 案

現 行

第十七条（略）

・（略）

前項の規定により登記した事項に変更を生じたときは、本店の所在地においては二週間以内に、支店の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。

（略）

第二十三条（略）

前項の場合において、会社が承認しようとするときは、特別管理人の同意を得なければならない。会社法（平成十七年法律第 号）第五百八十五条第一項又は第二項の規定によつて持分の譲渡によつて承諾をしようとするときも、同様とする。

（略）

第十七条（略）

・（略）

商法第六十七条の規定は、前項の登記にこれを準用する。

（略）

第二十三条（略）

前項の場合において、会社が承認しようとするときは、特別管理人の同意を得なければならない。商法第七十三条（同法第四百七条において準用する場合を含む。）又は第一百五十四条の規定によつて、持分の譲渡によつて承諾をしようとするときも同様である。

（略）

改正案

第二十六条の六（略）

（略）

会社法（平成十七年法律第 号）第五百七条の規定は、第一項の規定により解散会社が仮勘定を閉鎖した場合又は前二項の規定により解散会社が特殊管財人に金銭の引渡しをした場合において、在外資産及び在外負債に係るもの以外の清算事務が終了したときについて準用する。

前項において準用する会社法第五百七条第三項の規定による株主総会の承認があつたときは、清算人は、退任するものとし、当該会社の清算に関するすべての事務は、特殊管財人のする事務を除き、第二十六条の八第一項の規定により主務大臣の選任した清算人が就職する日の前日まで、これを停止する。この場合においては、当該会社の帳簿並びにその事業及び清算に関する重要書類の保存者は、主務大臣が、これを定める。

現行

第二十六条の六（略）

（略）

商法第四百二十七条の規定は、第一項の規定により解散会社が仮勘定を閉鎖した場合又は前二項の規定により解散会社が特殊管財人に金銭の引渡しをなした場合において、在外資産及び在外負債に係るもの以外の清算事務が終了したときに、これを準用する。

前項において準用する商法第四百二十七条第一項の規定による株主総会の承認があつたときは、清算人は、退任するものとし、当該会社の清算に関するすべての事務は、特殊管財人のする事務を除き、第二十六条の八第一項の規定により主務大臣の選任した清算人が就職する日の前日まで、これを停止する。この場合においては、当該会社の帳簿並びにその営業及び清算に関する重要書類の保存者は、主務大臣が、これを定める。

改正案

現行

第十九条の二十二（略）

前項の規定による登記の申請書には、特殊清算人が前条第一項の承認を得たことを証する書面を添付しなければならない。

第十九条の二十四 特殊清算が結了した場合には、財務大臣（閉鎖機関の新会社が成立した場合には、新会社）は閉鎖機関の本店又は主たる事務所の所在地において特殊清算結了の登記があつた後（登記がなかつた場合においては第十九条の二十二第一項に規定する公告があつた後）十年間、当該閉鎖機関の帳簿並びに営業若しくは事業及び特殊清算に関する重要書類を保存しなければならない。

第十九条の二十五 特殊清算人は、閉鎖機関の債務を弁済した後でなければ、当該閉鎖機関の財産を株主又は社員その他の構成員に分配することができない。ただし、その存否又は額について争いのある債権に係る債務についてその弁済をするために必要と認められる財産を留保した場合は、この限りでない。

財務大臣は、いつでも、特殊清算人に対し、特殊清算事務及び財産の状況の報告を命じ、その他特殊清算の監督上必要な調査をすることができる。

民法第四十四条の規定は、特殊清算人について準用する。

第十九条の二十九 特殊清算人が、財務大臣の承認を得て、閉鎖機関の発行した社債、営団債又は金庫債の償還を委託した場合は、当該委託を受けた者は、債権者のために社債、営団債又は金庫債の償還を受けるのに必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をすることができる。

第二十條の四（略）

外国会社である閉鎖機関について第二十條第一項の規定による指定の解除があつたときは、当該機関は、当該解除の日において会社法第八百二十二條第一項の規定による清算開始の命令があつたものとみなす。

（略）

第十九条の二十二（新設）

第十九条の二十四 特殊清算が結了した場合には、財務大臣（閉鎖機関の新会社が成立した場合には、新会社）は閉鎖機関の本店又は主たる事務所の所在地において特殊清算結了の登記があつた後（登記がなかつた場合においては第十九条の二十二に規定する公告があつた後）十年間、当該閉鎖機関の帳簿並びに営業若しくは事業及び特殊清算に関する重要書類を保存しなければならない。

第十九条の二十五 商法第一百二十五条第一項、第一百二十六条、第三百一一条及び第四百三十六條並びに商業登記法第六十四条第二項の規定は、特殊清算に、これを準用する。この場合において商法第四百三十六條中「裁判所」とあるのは「財務大臣」と読み替へるものとする。

民法第四十四条の規定は、特殊清算人に、これを準用する。

第十九条の二十九 特殊清算人が、財務大臣の承認を得て、閉鎖機関の発行した社債、営団債又は金庫債の償還を委託した場合は、当該委託を受けた者は、債権者のために社債、営団債又は金庫債の償還を受けるのに必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をすることができる。

第二十條の四（略）

外国会社である閉鎖機関について第二十條第一項の規定による指定の解除があつたときは、当該機関は、当該解除の日において商法第四百八十五條第一項の規定による清算開始の命令があつたものとみなす。

（略）

第二十一条 閉鎖機関のために特殊清算人のした行為については、民法第四百二十四条の規定による取消し及び破産法（平成十六年法律第七十五号）第六章第一節の規定による否認は、これを行うことができない。

第二十二条 閉鎖機関に対しては、破産手続開始の決定は、これを行うことができない。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一～三 (略)

四 第十九条の二十五第一項の規定に違反した者

第二十一条 閉鎖機関のために特殊清算人のした行為については、民法第四百二十四条の規定による取消し及び破産法（大正十一年法律第七十一号）第一編第六章の規定による否認は、これを行うことができない。

第二十二条 閉鎖機関に対しては、破産の宣告は、これを行うことができない。

第二十九条 左の各号の一に該当する者は、これを三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一～三 (略)

四 第十九条の二十五において準用する商法第二百三十一条の規定に違反した者

<p>（国有財産の範囲）                  第二条（略）                  2 前項第六号の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。                  一（略）                  二 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二に規定する短期商工債                  三 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項に規定する短期債                  四 保険業法（平成七年法律第五号）第六十一条の十第一項に規定する短期社債                  五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第八項に規定する特定短期社債                  六 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債</p>	<p>（国有財産の範囲）                  第二条（略）                  2（同上）                  一（略）                  二 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二に規定する短期商工債                  三 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の三の二第一項に規定する短期債券                  四 保険業法（平成七年法律第五号）第六十一条の二第一項に規定する短期社債                  五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第八項に規定する特定短期社債（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第六項に規定する特定短期社債を含む。）                  六 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債</p>
---	--

改 正 案

現 行

<p>(減額社債等の公告)</p> <p>第二条 減額社債等を発行している社債発行特別経理会社は、整備法第十五条第一項から第三項までの規定（同法第二十条第二項、第二十一条第二項及び合名会社等再建整備令（昭和二十二年政令第七十五号）第二条において準用する場合を含む。以下同じ。）による認可のあった後、遅滞なく、次の事項を公告しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 前号に該当する社債権者であつて社債の登録をしようとするもの、社債等登録法の適用を受けない減額社債等の社債権者及び減額社債等の質権者は、一定期日までに、その有する債券を社債発行特別経理会社、第二会社、社債管理者又は担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）（第一条第一項に規定する信託契約の受託会社）（第三項において「受託会社」といづ。）に提出すべきこと</p> <p>四・五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 社債発行特別経理会社は、減額社債等につき、社債管理者又は受託会社があるときは、これらの会社とともに、第一項の公告をしなければならない。この場合には、公告の費用は、社債発行特別経理会社の負担とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(減額社債等の公告)</p> <p>第二条 減額社債等を発行している社債発行特別経理会社は、整備法第十五条第一項から第三項までの規定（同法第二十条第二項、第二十一条第二項及び合名会社等再建整備令（昭和二十二年政令第七十五号）第二条において準用する場合を含む。以下同じ。）による認可のあった後、遅滞なく、左の事項を公告しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 前号に該当する社債権者であつて社債の登録をしようとするもの、社債等登録法の適用を受けない減額社債等の社債権者及び減額社債等の質権者は、一定期日までに、その有する債券を社債発行特別経理会社、第二会社、社債募集の委託を受けた会社又は担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の受託会社に提出すべきこと</p> <p>四・五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 社債発行特別経理会社は、減額社債等につき、社債募集の委託を受けた会社又は担保付社債信託法の受託会社があるときは、これらの会社とともに、第一項の公告をしなければならない。この場合には、公告の費用は、社債発行特別経理会社の負担とする。</p> <p>4 (略)</p>
---	--

改正案

第二条 前条又は他の法令の規定により印紙をもつて租税及び国の歳入金を納付するときは、収入印紙を用いなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一（五）（略）

六 民法施行法（明治三十一年法律第十一号）第八条第一項の規定により登記所にする請求につき手数料を、抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第三条第四項（同法第二十二條において準用する場合を含む。）、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十条第一項、第十一条、第十二条の二、第十二条第一項、第十二条の二第四項若しくは第四十九條第五項（これらの規定を他の法律の規定において準用する場合を含む。）、電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律（昭和六十年法律第三十三号）第三条第一項、債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第四百四号）第十六条第一項、後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五百十二号）（第十一条第一項若しくは不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第一百九条第一項若しくは第二項、第二百十條第一項若しくは第二項、第二百一十一條第一項若しくは第二項若しくは第四百九条第一項若しくは第二項（これらの規定を他の法律の規定において準用する場合を含む。）の規定により手数料を又はその他登記所における事務に係る手数料を納付するとき。

2  
（略）

現行

第二条（同上）

一（五）（略）

六 民法施行法（明治三十一年法律第十一号）第八条第一項の規定により登記所にする請求につき手数料を、抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第三条第四項（同法第二十二條において準用する場合を含む。）、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十条第一項、第十一条、第十二条の二、第十二条第一項、第十二条の二第四項若しくは第五十六條の二第五項（これらの規定を他の法律の規定において準用する場合を含む。）、電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律（昭和六十年法律第三十三号）第三条第一項、債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第四百四号）第十六条第一項、後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五百十二号）（第十一条第一項若しくは不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第一百九条第一項若しくは第二項、第二百十條第一項若しくは第二項、第二百一十一條第一項若しくは第二項若しくは第四百九条第一項若しくは第二項（これらの規定を他の法律の規定において準用する場合を含む。）の規定により手数料を又はその他登記所における事務に係る手数料を納付するとき。

2  
（略）

改 正 案

現 行

<p>（債券の発行）                  第二十二條の三（略）                  2）5（略）                  6 会社法（平成十七年法律第 号）第七百五條第一項及び第二項並びに第七百九條の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は証券業者について準用する。                  7（略）</p>	<p>（債券の発行）                  第二十二條の三（略）                  2）5（略）                  6 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九條、第三百十條及び第三百十一條の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は証券業者について準用する。                  7（略）</p>
---	---

改 正 案

現 行

（借入金及び国際協力銀行債券）  
第四十五条（略）

（借入金及び国際協力銀行債券）  
第四十五条（略）

2 } 11（略）

2 } 11（略）

12 会社法（平成十七年法律第 号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託業者又は証券業者について準用する。

12 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託業者又は証券業者について準用する。

13（略）

13（略）

独立行政法人造幣局法（平成十四年法律第四十号）

改 正 案

現 行

（長期借入金及び独立行政法人造幣局債券）  
 第十六条（略）

（長期借入金及び独立行政法人造幣局債券）  
 第十六条（略）

2）5（略）

2）5（略）

6 会社法（平成十七年法律第 号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

6 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7（略）

7（略）

独立行政法人国立印刷局法（平成十四年法律第四十一号）

改 正 案

現 行

（長期借入金及び独立行政法人国立印刷局債券）  
 第十六条（略）

（長期借入金及び独立行政法人国立印刷局債券）  
 第十六条（略）

2）5（略）

2）5（略）

6 会社法（平成十七年法律第 号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は証券業者について準用する。

6 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7（略）

7（略）

改 正 案

現 行

<p>（長期借入金及び日本万国博覧会記念機構債券） 第十三条（略） 2）5（略） 6 会社法（平成十七年法律第 号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。 7（略）</p>	<p>（長期借入金及び日本万国博覧会記念機構債券） 第十三条（略） 2）5（略） 6 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。 7（略）</p>
--	--

改正案

現行

（対内直接投資等の定義）  
 第二十六条 外国投資家とは、次に掲げるもので、次項各号に掲げる対内直接投資等を行うものをいう。

一・一（略）

三 会社で、第一号又は前号に掲げるものにより直接に保有されるその議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式）について、議決権を含む。以下この号及び次項第四号において同じ。）の数と他の会社を通じて間接に保有されるものとして政令で定めるその議決権の数とを合計した議決権の数の当該会社の総株主又は総社員の議決権の数に占める割合が百分の五十以上に相当するもの

四（略）

2 対内直接投資等とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一・三（略）

四 会社の事業目的の実質的な変更に関し行う同意（株式会社にあつては、当該株式会社の総株主の議決権の三分の一以上の割合を占める当該株式会社の議決権の数を有するものを行う同意に限る。）

五・七（略）

第二十八条及び第二十九条 削除

（対内直接投資等の定義）  
 第二十六条（同上）

一・一（略）

三 会社で、第一号又は前号に掲げるものにより直接に保有されるその議決権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十一條ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この号及び次項第四号において同じ。）の数と他の会社を通じて間接に保有されるものとして政令で定めるその議決権の数とを合計した議決権の数の当該会社の総株主又は総社員の議決権の数に占める割合が百分の五十以上に相当するもの

四（略）

2（同上）

一・三（略）

四 会社の事業目的の実質的な変更に関し行う同意（株式会社又は有限会社にあつては、当該株式会社又は有限会社の総株主又は総社員の議決権の三分の一以上の割合を占める当該株式会社又は有限会社の議決権の数を有するものを行う同意に限る。）

五・七（略）

（新株の引受権の譲渡）

第二十八条 第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げるもので会社の株式を所有するものは、その所有する株式につき与えられた新株の引受権を他に譲り渡すことができる。

2 新株引受権証書が発行される場合を除き、前項の新株の引受権の譲渡は、書面による会社の承諾がなければ、会社その他の第三者に対して対抗することができない。

第二十九条 削除

<p>（物納） 第四十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項第三号に規定する短期社債等とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一（略）</p> <p>二 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二（短期商工債の発行）に規定する短期商工債</p> <p>三 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項（短期債の発行）に規定する短期債</p> <p>四 保険業法（平成七年法律第五号）第六十一条の十第一項（短期社債に係る特例）に規定する短期社債</p> <p>五 資産の流動化に関する法律第一条第八項（定義）に規定する特定短期社債</p> <p>六 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債</p> <p>4（略）</p>	<p>（物納） 第四十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3（同上）</p> <p>一（略）</p> <p>二 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二（短期商工債券の発行）に規定する短期商工債券</p> <p>三 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の三の二第一項（全国連合会の短期債券の発行）に規定する短期債券</p> <p>四 保険業法（平成七年法律第五号）第六十一条の二第一項（短期社債に係る特例）に規定する短期社債</p> <p>五 資産の流動化に関する法律第一条第八項（定義）に規定する特定短期社債（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）（附則第一条第一項（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正）の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第六項（定義）に規定する特定短期社債を含む。）</p> <p>六 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項（短期農林債券の発行）に規定する短期農林債券</p> <p>4（略）</p>
---	---

改 正 案

現 行

<p>(設立の手續) 第四十八條の八 (略)</p> <p>2 会社法（平成十七年法律第 号）第三十条第一項の規定は、税理士法人の定款について準用する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(定款の変更) 第四十八條の十三 税理士法人は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の同意によつて、定款の変更をすることができる。</p> <p>2  (略)</p> <p>(社員の競業の禁止) 第四十八條の十四 (略)</p> <p>2  税理士法人の社員が前項の規定に違反して自己又は第三者のためにその税理士法人の業務の範圍に属する業務を行つたときは、当該業務によつて当該社員又は第三者が得た利益の額は、税理士法人に生じた損害の額と推定する。</p> <p>(解散) 第四十八條の十八 税理士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 解散を命ずる裁判</p> <p>六 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(合併) 第四十八條の十九 (略)</p> <p>2 合併は、合併後存続する税理士法人又は合併により設立する税理士法人が、その主たる事務所の所在地において登記をすることによつて、その効力を生ずる。</p> <p>3 税理士法人は、合併したときは、合併の日から二週間以内に、登記事項証明書（合併により設立する税理士法人にあつては、登記事項証明書及び定款の写し）を添えて、その旨を、本店所在地の税理士会を經由して、日本税理士会連合会に届け出なければならぬ。</p>	<p>(設立の手續) 第四十八條の八 (略)</p> <p>2 商法（明治三十二年法律第四十八号）第百六十七條の規定は、税理士法人の定款について準用する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(定款の変更) 第四十八條の十三 (新設)</p> <p>1  (略)</p> <p>(社員の競業の禁止) 第四十八條の十四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(解散) 第四十八條の十八 (同上)</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 解散を命ずる裁判</p> <p>六 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(合併) 第四十八條の十九 (略)</p> <p>2 合併は、合併後存続する税理士法人又は合併によつて設立した税理士法人が、その主たる事務所の所在地において登記をすることによつて、その効力を生ずる。</p> <p>3 税理士法人は、合併したときは、合併の日から二週間以内に、登記事項証明書（合併によつて設立した税理士法人にあつては、登記事項証明書及び定款の写し）を添えて、その旨を、本店所在地の税理士会を經由して、日本税理士会連合会に届け出なければならぬ。</p>
--	---

4| 合併後存続する税理士法人又は合併により設立する税理士法人は、合併により消滅する税理士法人の権利義務を承継する。

(新設)

(債権者の異議等)

第四十八条の十九の二 合併をする税理士法人の債権者は、当該税理士法人に対し、合併について異議を述べることができる。

(新設)

2| 合併をする税理士法人は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一月を下ることができない。

一 合併をする旨

二 合併により消滅する税理士法人及び合併後存続する税理士法人又は合併により設立する税理士法人の名称及び主たる事務所の所在地

三 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3| 前項の規定にかかわらず、合併をする税理士法人が同項の規定による公告を、官報のほか第六項において準用する会社法第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4| 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該合併について承認をしたものとみなす。

5| 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べたときは、合併をする税理士法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等(信託会社及び信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)(をいう。)(に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

6| 会社法第九百三十九条第一項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)(及び第三項、第九百四十条第一項(第三号に係る部分に限る。)(及び第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十二条並びに第九百五十五条の規定は、税理士法人が第二項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、同法第九百三十九条第一項及び第三項中、「公告方法」とあるのは、「合併の公告の方法」と、同法第九百四十六条第三項中、「商号」とあるのは、「名称」と読み替えるものとする。

(合併の無効の訴え)

第四十八条の十九の三 会社法第八百二十八条第一項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)(及び第二項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)(、第八百三十四条(第七号及び第八

(新設)

号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第二項及び第三項、第八百三十七條から第八百三十九條まで、第八百四十三條（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六條の規定は税理士法人の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八條第五項、第八百七十條（第十五号に係る部分に限る。）、第八百七十一條本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定はこの条において準用する同法第八百四十三條第四項の申立てについて、それぞれ準用する。

（民法及び会社法の準用等）

第四十八條の二十一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十條並びに会社法第六百條、第六百十四條から第六百十九條まで、第六百二十一條及び第六百二十二條の規定は税理士法人について、民法第五十五條並びに会社法第五百八十條第一項、第五百八十一條、第五百八十二條、第五百八十五條第一項及び第四項、第五百八十六條、第五百九十三條、第五百九十五條、第五百九十六條、第五百九十九條、第六百一十條、第六百五條、第六百六條、第六百九條第一項及び第二項、第六百一十條（第一項ただし書を除く。）、第六百一十二條並びに第六百一十三條の規定は税理士法人の社員について、同法第五百八十九條第一項の規定は税理士法人の社員であると誤認させる行為をした者の責任について、同法第八百五十九條から第八百六十二條までの規定は税理士法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第六百一十三條中「商号」とあるのは「名称」と、同法第六百五十五條第一項、第六百七十七條第一項及び第二項並びに第六百一十八條第一項第二号中「財務省令」とあるのは「財務省令」と、同法第六百一十七條第三項中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録」（税理士法第二條第一項第二号に規定する電磁的記録をいう。次條第一項第二号において同じ。）と、同法第八百五十九條第二号中「第五百九十四條第一項（第五百九十八條第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「税理士法第四十八條の十四第一項」と読み替えるものとする。

2 民法第八十二條及び第八十三條、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五條第二項及び第四十條並びに会社法第六百四十四條（第三号を除く。）、第六百四十五條から第六百四十九條まで、第六百五十條第一項及び第二項、第六百五十一條第一項及び第二項（同法第五百九十四條の準用に係る部分を除く。）、第六百五十二條、第六百五十三條、第六百五十五條から第六百五十九條まで、第六百六十二條から第六百六十四條まで、第六百六十六條から第六百七十三條まで、第六百七十五條、第八百六十三條、第八百六十四條、第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十條（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一條、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五條並びに第八百七十六條の規定は、税理士法人の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第八十三條中「主務官

（民法の準用等）

第四十八條の二十一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十條、第五十五條及び第八十一條から第八十三條まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五條第二項、第三十六條、第二百二十六條第一項、第三百四十四條から第三百五十五條ノ五まで、第三百五十五條ノ八、第三百三十六條ノ二、第三百三十七條、第三百三十八條及び第三百三十八條ノ三の規定は、税理士法人について準用する。この場合において、民法第八十三條中「主務官庁」とあるのは、「日本税理士会連合会」と読み替えるものとする。

2 商法第三十二條、第三十三條及び第三十四條から第三十六條までの規定は税理士法人の帳簿その他の書類について、同法第五十八條及び第五十九條の規定は税理士法人について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十三條第三項中「貸借対照表が書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「貸借対照表ハ」と、同法第四項中「貸借対照表が書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「貸借対照表ニハ」と、同法第五十八條及び第五十九條第一項中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとする。

3 商法第六十八條、第六十九條、第七十二條、第七十三條、第七十四條第二項及び第三項並びに第七十五條の規定は、税理士法人の内部の關係について準用する。この場合において、同法第七十四條第二項中「前項」とあるのは、「税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第四十八條の十四」と読み替えるものとする。

4 商法第七十六條から第八十三條までの規定は、税理士法人の外部の關係について準用する。

5 商法第八十四條、第八十六條第一項及び第二項（除名及び代表権の喪失に関する部分に限る。）、並びに第八十七條から第九十三條までの規定は、税理士法人の社員の脱退について準用する。この場合において、同法第八十六條第一項第二号中「第七十四條第一項」とあるのは、「税理士法第四十八條の十四」と読み替えるものとする。

6 商法第九十條第一項から第四項まで及び第六項、第九十三條から第九十六條まで並びに第九十九條から第一百零一條までの規定は税理士法人の合併について、同法第九十六條ノ二第二項から第四項まで、第四百五十七條、第四百六十二條、第四百六十三條、第四百六十七條第二項、第四百六十九條及び第四百七十一條の規定は税理士法人がこの項において準用する同法第九

庁」とあるのは、「日本税理士会連合会」と、会社法第六百四十四条第一号中、「第六百四十一条第五号」とあるのは、「税理士法第四十八條の十八第一項第三号」と、同法第六百四十七條第三項中、「第六百四十一条第四号又は第七号」とあるのは、「税理士法第四十八條の十八第一項第五号若しくは第六号又は第二項」と、同法第六百五十八條第一項及び第六百六十九條中「財務省令」とあるのは、「財務省令」と、同法第六百六十八條第一項及び第六百六十九條中「第六百四十一条第一号から第三号まで」とあるのは、「税理士法第四十八條の十八第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十條第三項中、「第九百三十九條第一項」とあるのは、「税理士法第四十八條の十九の二第六項において準用する第九百三十九條第一項」と、同法第六百七十三條第一項中、「第五百八十條」とあるのは、「税理士法第四十八條の二十一第一項において準用する第五百八十條第一項」と読み替えるものとする。

3) 会社法第八百二十四條、第八百二十六條、第八百六十八條第一項、第八百七十條（第十三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三條本文、第八百七十五條、第八百七十六條、第九百四條及び第九百三十七條第一項（第三号口に係る部分に限る。）、の規定は税理士法人の解散の命令について、同法第八百二十五條、第八百六十八條第一項、第八百七十條（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三條、第八百七十四條（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五條、第八百七十六條、第九百五條及び第九百六條の規定はこの項において準用する同法第八百二十四條第一項の申立てがあつた場合における税理士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百三十七條第一項中「本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十條第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

4) 会社法第八百二十八條第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十四條（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十五條第一項、第八百三十七條、第八百三十八條、第八百四十六條及び第九百三十七條（第一号（第一号リに係る部分に限る。）の規定は、税理士法人の解散の訴えについて準用する。この場合において、同項中「本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十條第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

5) 会社法第八百三十三條第二項、第八百三十四條（第二十一号に係る部分に限る。）、第八百三十五條第一項、第八百三十七條、第八百三十八條、第八百四十六條及び第九百三十七條（第一号（第一号リに係る部分に限る。）の規定は、税理士法人の解散の訴えについて準用する。この場合において、同項中「本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十條第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

6) 税理士法人の解散及び清算を監督する裁判所は、財務大臣に対し、意見を求め、又は調査

第一項の公告を同法第六十六條第六項の電子公告により行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第六十六條ノ二第二項中、前項ノ規定ニ拘ラズ同項各号」とあるのは、「税理士法第四十八條の二十一第六項ニ於テ準用スル第百零六條第六項ノ規定ニ拘ラズ同項」と、同法第四百五十七條中、「第百零六條第六項（第四百四十七條において準用する場合を含む。）又は第百六十六條ノ二第一項」とあるのは、「税理士法第四十八條の二十一第六項において準用する第百零六條第六項」と、同法第四百六十二條第三項中、「商号」とあるのは、「名称」と、同法第四百六十九條中、「第四百六十二條」とあるのは、「税理士法第四十八條の二十一第六項において準用する第四百六十二條」と読み替えるものとする。

7) 商法第六十六條から第九十九條まで、第二百十條から第二百二十二條まで、第二百二十四條第一項及び第二項、第二百五條、第二百二十六條、第二百二十八條から第二百三十三條まで（第百三十條第二項及び第三項を除く。）、第百三十四條ノ二から第百三十六條まで、第百三十八條並びに第百四十三條から第百四十五條までの規定は、税理士法人の清算について準用する。この場合において、同法第一百七條第二項及び第二百二十二條中、「第九十四條第四号又八第六号」とあるのは、「税理士法第四十八條の十八第一項第五号若八第六号又八第二項」と読み替えるものとする。

8) 破産法（平成十六年法律第七十五号）第十六條の規定の適用については、税理士法人は、合名会社とみなす。

を囑託することができる。

7| 財務大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

8| 破産法（平成十六年法律第七十五号）第十六条の規定の適用については、税理士法人は、合名会社とみなす。

（合併及び解散）

第四十九条の十二（略）

2| 合併後存続する税理士会又は合併により設立する税理士会は、合併により消滅する税理士会の権利義務を承継する。

3| 第四十八条の十九の二の規定は税理士会が合併をする場合について、民法第七十三条から第七十六条まで、第七十八条から第八十条まで及び第八十二条並びに民法施行法（明治三十一年法律第十一号）第二十七条の規定は税理士会が解散した場合について、それぞれ準用する。

4| （略）

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十八条の十九の二第六項（第四十九条の十二第二項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に關し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該調査記録簿等を保存しなかつた者

二 （略）

（合併及び解散）

第四十九条の十二（略）

2| 商法第百条第一項から第四項まで及び第六項並びに第百三条の規定は税理士会が合併する場合について、同法第百六十六条ノ二第二項から第四項まで、第四百五十七条、第四百六十一条、第四百六十三条、第四百六十七条第二項、第四百六十九条及び第四百七十一条の規定は税理士会がこの項において準用する同法第百条第一項の公告を同法第百六十六条第六項の電子公告により行う場合について、民法第七十三条から第七十六条まで、第七十八条から第八十条まで及び第八十二条並びに民法施行法（明治三十一年法律第十一号）第二十六条及び第二十七条の規定は税理士会が解散する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第百条第四項中「定款」とあるのは「会則」と、同法第百六十六条ノ二第二項中「前項ノ規定ニ拘ラズ同項各号」とあるのは「税理士法第四十九条の十二第二項ニ於テ準用スル第百条第六項ノ規定ニ拘ラズ同項」と、同条第三項及び第四項中「定款」とあるのは「会則」と、同法第四百五十七条中「第百条第六項（第四百七条において準用する場合を含む。）又は第百六十六条ノ二第一項」とあるのは「税理士法第四十九条の十二第二項において準用する第百条第六項」と、同法第四百六十二条第三項中「商号」とあるのは「名称」と、同法第四百六十九条中「第四百六十二条」とあるのは「税理士法第四十九条の十二第二項において準用する第四百六十二条」と読み替えるものとする。

（新設）

3| （略）

第六十二条（同上）

一 第四十八条の二十一第六項又は第四十九条の十二第二項において準用する商法第四百七十一条第一項の規定に違反して、同項に規定する帳簿等に同項に規定する電子公告調査に關し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該帳簿等を保存しなかつた者

二 （略）

第六十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

- 一 第四十八条の十九の二第六項（第四十九条の十二第三項において準用する場合を含む。）次号において同じ。）において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 正当な理由がないのに、第四十八条の十九の二第六項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、税理士法人の社員若しくは清算人又は税理士会若しくは日本税理士会連合会の役員は、三十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律に基づく政令の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。
- 二 第四十八条の十九の二第二項又は第五項の規定に違反して合併をしたとき。
- 三 第四十八条の十九の二第六項（第四十九条の十二第三項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。
- 四 定款又は第四十八条の二十一第一項において準用する会社法第六百十五条第一項の会計帳簿若しくは第四十八条の二十一第一項において準用する同法第六百七十七条第一項若しくは第二項の貸借対照表に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。
- 五 第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六百五十六条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- 六 第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六百六十四条の規定に違反して財産を分配したとき。
- 七 第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六百七十条第二項又は第五項の規定に違反して財産を処分したとき。

第六十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、税理士法人の社員若しくは清算人又は税理士会若しくは日本税理士会連合会の役員は、三十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律に基づく政令の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。
- 二 第四十八条の二十一第一項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- 三 定款又は第四十八条の二十一第二項において準用する商法第三十二条第一項の会計帳簿若しくは貸借対照表に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。
- 四 第四十八条の二十一第六項において準用する商法第百条第一項又は第三項（同法第百七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して合併し、又は財産を処分したとき。
- 五 第四十八条の二十一第六項又は第四十九条の十二第二項において準用する商法第四百五十七条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。
- 六 第四十八条の二十一第七項において準用する商法第百三十一条の規定に違反して財産を分配したとき。

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第四十八条の二十一第六項又は第四十九条の十二第二項において準用する商法第四百六十二条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 正当な理由がないのに、第四十八条の二十一第六項若しくは第四十九条の十二第二項において準用する商法第四百六十七条第二項各号又は第四十八条の二十一第六項若しくは第四十九条の十二第二項において準用する同法第四百七十一条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

改正案

現行

<p>(創立総会)</p> <p>第十八条 発起人は、第十四条の要件を満たすに足る賛成者ができたときは、創立総会を招集しなければならない。</p> <p>2  前項の創立総会を招集するには、発起人は、会日の二週間前までに、組合員たる資格を有する者に対し、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>3  発起人は、前項の書面による通知に代えて、政令で定めるところにより、組合員たる資格を有する者の承諾を得て、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。以下同じ。）により通知することができる。この場合において、当該発起人は、同項の書面による通知をしたものとみなす。</p> <p>4  前項に規定するもののほか、第二項の通知は、必要があるときは、公告をもつてこれに代えることができる。</p> <p>5  発起人は、酒類業組合の設立に関する事項を第一項の創立総会に報告しなければならない。</p> <p>6  第一項の創立総会においては、その議決によつて、理事及び監事を選任しなければならない。</p> <p>7  (略)</p> <p>8  第一項の創立総会においては、発起人が作成した定款を変更することができる。ただし、地区及び組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。</p> <p>9  (略)</p> <p>10  第一項の創立総会においてその延期又は続行について議決があつた場合には、第二項の規定は、適用しない。</p> <p>11  第一項の創立総会の議事については、財務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。</p> <p>(創立総会等についての会社法等の準用)</p> <p>第二十二條 第三十五條の規定は第十八條第一項の創立総会について、会社法（平成十七年法律第 号）（第八百三十條）（株主總會等の決議の不存在又は無効の確認の訴え）、第八百三十一條（株主總會等の決議の取消しの訴え）、第八百三十四條（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五條第一項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十</p>	<p>(創立総会)</p> <p>第十八条 発起人は、第十四条の要件を満たすに足る賛成者ができたときは、組合員たる資格を有する者に通知して、創立総会を招集しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2  前項の通知は、必要があるときは、公告をもつてこれに代えることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3  (略)</p> <p>4  第一項の創立総会においては、発起人が作成した定款を変更することができる。但し、地区及び組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。</p> <p>5  (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(創立総会等についての商法等の準用)</p> <p>第二十二條 第十八條第一項の創立総会については、第三十五條並びに商法（明治三十二年法律第四十八号）（第八百八十二條）（創立事項の報告）、（第八百八十三條第一項）（取締役及び監査役の選任）、（第二百三十二條第一項本文及び第三項）（招集通知）、（第二百四十三條）（延期又は続行の決議）、（第二百四十四條第一項から第三項まで）（株主總會の議事録）並びに第二百四</p>
---	---

六条第一項及び第三項（担保提供命令）、第八百三十七条（弁論等の必要的併合）、第八百三十八条（認容判決の効力が及ぶ者の範囲）、第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）並びに第九百三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）（裁判による登記の囑託）の規定は第十八条第一項の創立総会の議決の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、同法第五十三条（発起人等の損害賠償責任）、第五十五条（責任の免除）（第五十六条（株式会社不成立の場合の責任）及び第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定は発起人について、それぞれ準用する。この場合において、同法第八百三十一条第一項及び第八百三十六条第一項中「設立時株主」とあるのは「創立総会の会日までに発起人に対して設立の同意を申し出た者」と、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「財務省令」と、同法第九百三十七条第一項中「本店（第一号ト）に規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店」とあるのは「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは政令で定める。

（組合と役員との関係）

第二十三条の二 酒類業組合と役員との関係は、委任に関する規定に従つ。

（役員を選任）

第二十三条の三 役員は、総会の議決によつて選任する。

（役員任期）

第二十四条（略）

2（略）

3 前二項の規定は、定款によつて、前二項の任期を任期中に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時まで延長することを妨げない。

（役員に欠員を生じた場合の措置）

第二十四条の二 役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員（次項の一時役員）の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

2 前項に規定する場合において、財務大臣は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時役員を職務を行うべき者を選任することができる。

十七条から第二百五十二条まで（株主総会の決議の取消し又は不存在若しくは無効の確認の訴え）の規定を、発起人については、同法第九十三条、第九十四条及び第九十六条（発起人の責任）の規定を準用する。この場合において、同法第二百四十四条第三項中「議事録が書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「議事録二八」と、「取締役」とあるのは「発起人」と、同法第二百四十七条第一項及び第二百四十九条第一項中「株主」とあるのは「創立総会ノ会日迄ニ発起人ニ対シ設立ノ同意ヲ申出タル者」と読み替えるものとする。

（新設）

（新設）

（役員任期）

第二十四条（略）

2（略）

（新設）

（新設）

(役員解任)

第二十四条の三 役員は、いつでも、総会の議決によつて解任することができる。

2 前項の規定により解任された者は、その解任について正当な理由がある場合を除き、酒類業組合に対して、解任によつて生じた損害の賠償を請求することができる。

(忠実義務)

第二十四条の四 理事は、法令及び定款並びに総会の議決を遵守し、酒類業組合のため忠実にその職務を行わなければならない。

(理事会)

第二十五条 (略)

2 理事会は、理事の中から酒類業組合を代表する理事を選定しなければならない。

第二十六条 (略)

2 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 前項の規定により議決に加わることができない理事の数は、第一項の理事の数に算入しない。

4 理事会の議事については、財務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

5 会社法第三百六十六条(招集権者)及び第三百六十八条(監査役に係る部分を除く。)(招集手続)の規定は、理事会の招集について準用する。

(組合を代表する理事)

第二十六条の二 酒類業組合を代表する理事は、酒類業組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2 第二十四条の二、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条第一項(法人の不法行為能力等)、第五十四条(理事の代理権の制限)及び第五十五条(理事の代理行為の委任)並びに会社法第三百五十四条(表見代表取締役)の規定は、酒類業組合を代表する理事について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(組合員名簿)

第二十九条 (略)

2 会社法第二百二十六条第一項及び第二項(株主に対する通知等)の規定は、組合員に対する通知又は催告について準用する。

(新設)

(新設)

(理事会)

第二十五条 (略)

(新設)

第二十六条 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(組合員名簿)

第二十九条 (略)

2 商法第二百二十四条第一項及び第三項(株主名簿の効力)の規定は、組合員に対する通知又は催告について、準用する。

(理事の責任)

第三十条 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、酒類業組合に対し連帯して損害賠償の責任を負ふ。

2| 前項の責任は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。

3| 理事が法令又は定款に違反する行為をしたときは、総会の議決によつた場合でも、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責任を負ふ。

(役員についての会社法等の準用)

第三十三条 会社法第三百六十一条(取締役の報酬等)、第四百三十条(役員等の連帯責任)及び第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。)(株式会社における責任追及等の訴え)の規定は理事及び監事について、同法第三百六十条第一項(株主による取締役の行為の差止め)の規定は理事について、第三十条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、同法第四百三十条中「役員等が」とあるのは「理事が」と、「他の役員等も」とあるのは「監事も」と、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「財務省令」とあるのは「財務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(総会の招集)

第三十四条 (略)

2 (略)

3| 総会の招集は、この法律に別段の定めがある場合を除き、理事会が決する。

4| (略)

5| 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつ

(理事の責任)

第三十条 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、酒類業組合に対し連帯して損害賠償の責任を負ふ。

(新設)

2| 理事が法令又は定款に違反する行為をしたときは、総会の議決によつた場合でも、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責任を負ふ。

(役員等についての商法等の準用)

第三十三条 理事及び監事については、商法第二百五十四条第一項及び第三項(取締役の選任及び取締役と会社との関係)、第二百五十六条第三項(取締役の任期の伸長)、第二百五十七條第一項(取締役の解任)、第二百五十八条(欠員の場合の処置)、第二百六十六条第五項(取締役の責任の免除)、第二百六十七条(第二項を除く。)(から第二百六十八条ノ三まで)(取締役に対する責任追及の訴え)並びに第二百六十九條(取締役の報酬)の規定を、理事については、民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十五条(理事の代理行為の委任)並びに商法第二百五十四條ノ三(取締役の忠実義務)、第二百六十一條、第二百六十二條(会社代表)及び第二百七十二條(株主の差止請求権)の規定を、監事については、第三十条及び商法第二百七十八條(取締役と監査役との連帯責任)の規定を、理事会については、商法第二百五十九條(第三項を除く。)(から第二百五十九條ノ三まで)(第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。)(取締役会の招集)、第二百六十條ノ二第二項及び第三項(特別利害関係人の議決権)並びに第二百六十條ノ四第一項から第三項まで(監査役に係る部分を除く。)(取締役会の議事録)の規定を準用する。この場合において、商法第二百五十八條第一項中「裁判所」とあるのは「財務大臣」と、同法第二百六十條ノ二第二項中「前項」とあるのは「理事会」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第二十六條」と、同法第二百六十六條第五項中「第一項」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第三十條第一項」と、同法第二百六十條ノ四第三項中「議事録」が書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「議事録二八」と読み替えるものとする。

(総会の招集)

第三十四条 (略)

2 (略)

(新設)

3| (略)

4| 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた

た日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならぬ。

6| 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行使することが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該書面を提出したものとみなす。

7| 前項前段の電磁的方法（財務省令で定める方法を除く。）により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事に到達したものとみなす。

8| 第五項の請求があつた日から十日以内に理事が総会招集の通知を発しないときは、監事は、遅滞なく、総会を招集しなければならない。

9| 前項の場合において、監事の職務を行う者がいないとき、又は監事が正当な理由がないのに同項の手続をしないときは、第五項の組合員は、財務大臣の承認を得て総会を招集することができる。

10| (略)

(削る)

11| 総会を招集するには、会日の十日前までに、各組合員に対し、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面により通知しなければならない。ただし、第二項、第四項、第五項、第八項又は第九項の規定による招集については、定款でこの期間を短縮することができる。

12| 総会を招集する者は、前項の書面による通知に代えて、政令で定めるところにより、各組合員の承諾を得て、電磁的方法により通知することができる。この場合において、当該総会を招集する者は、同項の書面による通知をしたものとみなす。

(議決権)

第三十五条 (略)

2 組合員は、定款で定めるところにより、前条第十一項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人によつて議決権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。

3| 組合員は、定款で定めるところにより、前項の書面による議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行使することができる。

4| 前二項の規定により議決権を行使する者は、出席者とみなす。

5| 代理人は、代理権を証する書面を酒類業組合に提出しなければならない。この場合において

日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならぬ。

(新設)

5| 前項の請求があつた日から十日以内に理事が総会招集の通知を発しないときは、監事は、遅滞なく、総会を招集しなければならない。

6| 前項の場合において、監事の職務を行う者がいないとき、又は監事が正当な理由がないのに前項の手続をしないときは、第四項の組合員は、財務大臣の承認を得て総会を招集することができる。

7| (略)

8| 総会を招集するには、会日の十日前までに、会議の目的たる事項を示して、各組合員に対し、その通知書を発しなければならない。但し、第二項から第六項までの規定による場合においては、定款でこの期間を短縮することができる。

(新設)

(新設)

(議決権)

第三十五条 (略)

2 組合員は、定款で定めるところにより、前条第八項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、代理人をもつて、議決権を行うことができる。この場合は、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。

(新設)

(新設)

3| 代理人は、代理権を証する書面を酒類業組合に差し出さなければならない。

て、電磁的方法により議決権を行使することが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

(延期又は続行の議決)

第三十八条の二 総会においてその延期又は続行について議決があつた場合には、第三十四条第十一項の規定は、適用しない。

(議事録)

第三十八条の三 総会の議事については、財務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならぬ。

(総会の議決の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについての会社法の準用)

第三十九条 会社法第八百三十条(株主総会等の決議の不存在又は無効の確認の訴え)、第八百三十一条(株主総会等の決議の取消しの訴え)、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)(被告)、第八百三十五条第一項(訴えの管轄及び移送)、第八百三十六條第一項及び第三項(担保提供命令)、第八百三十七条(弁論等の必要の併合)、第八百三十八条(認容判決の効力が及ぶ者の範囲)、第八百四十六条(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)並びに第九百三十七條第一項(第一号下に係る部分に限る。)(裁判による登記の嘱託)の規定は、総会の議決の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する。この場合において、同項中「本店(第一号下)に規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第一項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(解散の事由)

第五十三条 酒類業組合は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 三 (略)
- 四 定款で定める存続期間の満了又は解散の事由の発生
- 五 (略)

(合併)

第五十四条 (略)

2| 酒類業組合が解散した場合に於て、当該酒類業組合は、合併(合併により当該酒類業組合が存続する場合に限る。)(をすることとみなす。

3| 合併後存続する酒類業組合又は合併により設立する酒類業組合は、当該合併により消滅す

(新設)

(新設)

(総会についての商法の準用)

第三十九条 総会については、商法第二百三十一条(総会の招集の決定)、第二百四十三条(延期又は続行の決議)、第二百四十四条第一項から第三項まで(株主総会の議事録)及び第二百四十七条から第二百五十二条まで(株主総会の決議の取消し又は不存在若しくは無効の確認の訴え)の規定を準用する。この場合において、同法第二百四十三条中「第二百一十二条」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第三十四条第八項」と、同法第二百四十四条第三項中「議事録が書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「議事録二八」と、「取締役」とあるのは「理事及監事」と読み替えるものとする。

(解散の事由)

第五十三条 (同上)

- 一 三 (略)
- 四 定款で定める存立時期の満了又は解散事由の発生
- 五 (略)

(合併)

第五十四条 (略)

(新設)

(新設)

る酒類業組合の権利義務を承継する。

- 4| 第十九条の規定は、酒類業組合の合併について準用する。この場合において、同条第一項中「発起人」とあるのは「合併をしようとする酒類業組合の理事」と、「前条第一項の創立総会」とあるのは「第五十五条第一項の総会又は第五十六条第二項の創立総会」と読み替えるものとする。

(債権者の異議)

第五十四条の二 合併をする酒類業組合の債権者は、当該酒類業組合に対し、合併について異議を述べることができる。

- 2| 合併をする酒類業組合は、次に掲げる事項を公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一月を下ることができない。

一 合併をする旨

二 合併により消滅する酒類業組合及び合併後存続する酒類業組合又は合併により設立する酒類業組合の名称及び主たる事務所の所在地

三 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

- 3| 債権者が前項第三号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該合併について承認をしたものとみなす。

4| 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べたときは、第一項の酒類業組合は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社(信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第一条第二項に規定する信託会社をいう。)(又は信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)(に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第五十五条 合併をする酒類業組合の一方が合併後存続する場合においては、その理事は、前条の手続の終了後、遅滞なく総会を招集して、これに合併に関する事項を報告しなければならない。

- 2 (略)

第五十六条 (略)

2 設立委員は、第五十四条の二の手続の終了後、遅滞なく、前項の定款を合併により消滅する酒類業組合の組合員に通知して、創立総会を招集しなければならない。

(新設)

(新設)

第五十五条 合併をする酒類業組合の一方が合併後存続する場合においては、その理事は、第五十七条第一項において準用する商法第百条第一項から第三項まで(債権者の異議)の手続の終了後、遅滞なく総会を招集して、これに合併に関する事項を報告しなければならない。

- 2 (略)

第五十六条 (略)

2 設立委員は、第五十七条第一項において準用する商法第百条第一項から第三項まで(債権者の異議)の手続の終了後、遅滞なく、前項の定款を会議の日時及び場所とともに合併により消滅する酒類業組合の組合員に通知して、創立総会を招集しなければならない。

3) 5 (略)

6) 第十八条第二項、第三項、第五項から第七項まで、第十項及び第十一項並びに第三十五条の規定は第二項の創立総会について、会社法第八百三十条(株主総会等の決議の不存在又は無効の確認の訴え)、第八百三十一条(株主総会等の決議の取消しの訴え)、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)(被告)、第八百三十五条第一項(訴えの管轄及び移送)、第八百三十六条第一項及び第三項(担保提供命令)、第八百三十七条(弁論等の必要併合)、第八百三十八条(認容判決の効力が及ぶ者の範囲)、第八百四十六条(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)並びに第九百三十七條第一項(第一号トに係る部分に限る。)(裁判による登記の嘱託)の規定は第二項の創立総会の議決の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「本店(第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第一項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店)」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(合併の時期)

第五十六条の二 酒類業組合の合併は、合併後存続する酒類業組合又は合併により設立する酒類業組合がその主たる事務所の所在地において登記をすることによつて、その効力を生ずる。

(合併の無効の訴え等についての会社法の準用)

第五十七条 会社法第八百二十八条第一項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)(及び第二項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)(会社の組織に関する行為の無効の訴え)、第八百三十四条(第七号及び第八号に係る部分に限る。)(被告)、第八百三十五条第一項(訴えの管轄及び移送)、第八百三十六条から第八百三十九条まで(担保提供命令、弁論等の必要併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲及び無効又は取消しの判決の効力)、第八百四十三条(第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。)(合併又は会社分割の無効判決の効力)、第八百四十六条(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)並びに第九百三十七条第三項(第一号及び第三号に係る部分に限る。)(裁判による登記の嘱託)の規定は酒類業組合の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第五項(非訟事件の管轄)、第八百七十条(第十五号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一条本文(理由の付記)、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十三条本文(原裁判の執行停止)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定はこの条において準用する会社法第八百四十三條第四項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百三十七條第三項中「本

3) 5 (略)

(新設)

(新設)

(合併についての商法等の準用)

第五十七条 前条第二項の創立総会については、第十八条第三項及び第三十五条並びに商法第八十二条(創立事項の報告)、第八百八十三条第一項(取締役及び監査役の選任)、第二百三十二条第一項本文及び第三項(招集通知)、第二百四十三条(延期又は続行の決議)、第二百四十四条第一項から第三項まで(株主総会の議事録)並びに第二百四十七条から第二百五十二条まで(株主総会の決議の取消し又は不存在若しくは無効確認の訴え)の規定を準用する。この場合において、同法第二百四十四条第三項中「議事録が書面ヲ以テ作ラレタルキハ」とあるのは「議事録二八」と、「取締役」とあるのは「設立委員」と読み替えるものとする。

2) 酒類業組合の合併については、第十九条並びに商法第九十八条第二項(解散会社の合併)

、第一百条第一項から第三項まで(債権者の異議)、第一百一条から第一百六条まで及び第一百八条から第一百一十一条まで(合併の効力発生時期、効果及び無効)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第百三十五条ノ八(債務の負担部分の決定)の規定を準用する。この場合において、第十九条第一項中「発起人」とあるのは「合併をしようとする酒類業組合の理事」と、「前条第一項の創立総会」とあるのは「第五十五条第一項の総会又は第五十六条

店」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(清算等についての会社法等の準用)

第五十八條 会社法第四百七十五條(第三号を除く。)(清算の開始原因)、第四百七十六條(清算株式会社能力)、第四百七十八條第一項から第四項まで(清算人の就任)、第四百七十九條第一項(清算人の解任)、第四百八十一條(清算人の職務)、第四百八十三條第四項及び第五項(清算株式会社代表)、第四百八十四條(清算株式会社についての破産手続の開始)、第四百九十二條第一項から第三項まで(財産目録等の作成等)、第四百九十九條から第五百二條まで(債権者に対する公告等、債務の弁済の制限、条件付債権等に係る債務の弁済及び債務の弁済前における残余財産の分配の制限)、第五百三條第一項及び第二項(清算からの除外)、第五百七條(清算事務の終了等)、第五百八條(帳簿資料の保存)、第八百六十八條第一項(非訟事件の管轄)、第八百六十九條(疎明)、第八百七十一條(理由の付記)、第八百七十四條(第一号及び第四号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五條(非訟事件手続法の規定の適用除外)並びに第八百七十六條(最高裁判所規則)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十八條から第四十條まで(法人の清算)の規定は、酒類業組合の清算について準用する。この場合において、会社法第四百七十八條第三項中「第四百七十一條第六号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第五十三條第五号」と、法務大臣」とあるのは「財務大臣」と、同法第四百八十一條第三号中「分配」とあるのは「処分」と、同法第四百八十四條第三項中「株主に分配した」とあるのは「処分した」と、同法第四百九十二條第一項中「法務省令」とあるのは「財務省令」と、「財産目録及び貸借対照表」とあるのは「財産目録」と、同法第四百九十九條第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と、同法第五百二條中「株主に分配する」とあるのは「処分する」と、同法第五百三條第一項中「分配」とあるのは「処分」と、同法第五百七條第一項中「法務省令」とあるのは「財務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 第二十三條の二、第二十四條の二から第三十條まで、第三十一條第二項及び第三項、第三十二條、第三十四條(第四項を除く。)(第三十八條の三、第四十條並びに第四十一條並びに会社法第三百六十條第一項(株主による取締役の行為の差止め)、第三百六十一條(取締役の報酬等)及び第七編第二章第二節(第八百四十七條第二項、第八百四十九條第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一條を除く。)(株式会社における責任追及等の訴え)の規定は、酒類業組合の清算人について準用する。この場合において、同法第八百四十七條第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは、「財務省令」と読み替えるものとするほか、必要

第一項の創立總會」と、商法第百條第一項中「官報ヲ以テ公告」とあるのは「公告」と、同法第百二條中「前条」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十五條」と、同法第百四條第一項中「各会社ノ社員」とあるのは「各酒類業組合ノ組合員、理事、監事」と読み替えるものとする。

(清算等についての商法等の準用)

第五十八條 酒類業組合の清算については、商法第百十六條、第百二十二條、第百二十四條、第百二十五條、第百二十九條第二項及び第三項、第百三十一條、第四百十七條(第三項を除く。)(から第四百十九條(第二項及び第三項ただし書を除く。)(まで、第四百二十一條から第四百二十三條まで、第四百二十四條第一項、第四百二十六條第一項、第四百二十七條(第二項を除く。)(合名会社及び株式会社の清算)並びに第四百二十九條(資料の保存)並びに非訟事件手続法第三十六條、第三十七條ノ二、第百三十五條ノ二十五、第百三十六條及び第百三十七條から第百三十八條まで(法人の清算の監督)の規定を、酒類業組合の清算人については、第二十五條から第三十條まで、第三十一條第二項及び第三項、第三十二條、第三十四條(第三項を除く。)(、第四十條並びに第四十一條、民法第五十五條(理事の代理行為の委任)並びに商法第二百四十四條第二項及び第三項(株主總會の議事録)、第二百四十七條、第二百四十九條(株主總會の決議の取消しの訴え)、第二百五十四條第三項(取締役と会社との關係)、第二百五十四條ノ三(取締役の忠実義務)、第二百五十八條(欠員の場合の処置)、第二百五十九條(第三項を除く。)(から第二百五十九條ノ三まで(第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。)(取締役会の招集)、第二百六十條ノ四第一項から第三項まで(監査役に係る部分を除く。)(、第二百六十一條(取締役会の議事録及び会社代表)、第二百六十六條第五項(取締役の責任の免除)、第二百六十七條(第二項を除く。)(から第二百六十八條ノ三まで(取締役に対する責任追及の訴え)、第二百六十九條(取締役の報酬)、第二百七十二條(株主の差止請求権)並びに第二百七十八條(取締役と監査役との連帯責任)の規定を準用する。この場合において、同法第百二十二條中「第九十四條第四号又八第六号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第五十三條第五号」と、「法務大臣」とあるのは「財務大臣」と、同法第百二十四條第一項第三号中「分配」とあるのは「処分」と、同法第百三十一條中「社員二分」とあるのは「処分」と、「財産ヲ分配」とあるのは「財産ヲ処分」と、同法第四百十九條第一項及び第三項本文中「財産目録及び貸借対照表」とあるのは「財産目録」と、同法第四百二十一條第一項中「官報ヲ以テ公告」とあるのは「公告」と、同法第四百二十四條第一項中「分配」とあるのは「処分」と、同法第二百四十四條第三項中「議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「議事録二八」と、同法第二百五十八條第二項中「裁判所」とあるのは「財務大臣」と、同法第二百六十條ノ四第三項中「議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「議事録二八」と、同法第

な技術的読替えは、政令で定める。

- 3 会社法第八百二十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）（会社の組織に関する行為の無効の訴え）、第八百三十四条（第一号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六条第一項及び第三項（担保提供命令）、第八百三十七条から第八百三十九条まで（弁論等の必要の併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲及び無効又は取消しの判決の効力）、第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）並びに第九百三十七条第一項（第一号イに係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定は、酒類業組合の設立の無効の訴えについて準用する。この場合において、同項中「本店（第一号）」に規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（登記の期間）

第五十九条の二 この法律の規定により登記を必要とする事項のうち財務大臣の認可を要するものの登記の期間については、その認可書の到達した日から起算する。

（設立の登記）

第六十条 （略）

2 設立の登記には、次に掲げる事項を掲げなければならない。

一～三 （略）

四 事務所の所在場所

五 酒類業組合の存続期間又は解散の事由についての定款の定めがあるときは、その定め

六 （略）

（削る）

七 （略）

3 （略）

（職務執行停止の仮処分等の登記）

第六十三条の二 酒類業組合を代表する理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

（合併の登記）

二百六十六条第五項中「第一項」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第五十八条第一項ニ於テ準用スル同法第三十条第一項」と読み替へるものとする。

2 酒類業組合の設立の無効については、商法第四百二十八条（株式会社設立の無効）の規定を準用する。

（新設）

（設立の登記）

第六十条 （略）

2 （同上）

一～三 （略）

四 事務所

五 存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由

六 （略）

七 数人が共同して酒類業組合を代表すべきことを定めたときは、その規定

八 （略）

3 （略）

（代表理事の職務執行停止等の登記）

第六十三条の二 酒類業組合を代表する理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

（合併の登記）

第六十五条 酒類業組合が合併をしたときは、第五十四条第四項において準用する第十九条第一項の認可があつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する酒類業組合については変更の登記、合併により消滅する酒類業組合については解散の登記、合併により設立する酒類業組合については第六十条に規定する登記をしなければならない。

(清算結了の登記)

第六十七条 酒類業組合の清算が結了したときは、第五十八条第一項において準用する会社法第五百七条第三項(清算事務の終了等)の承認があつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に清算結了の登記をしなければならない。

(設立の登記の申請)

第六十九条 (略)

2 合併による酒類業組合の設立の登記の申請書には、第五十四条第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済若しくは担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面並びに合併によつて消滅する酒類業組合(当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。)の登記事項証明書をも添付しなければならない。

(一時役員職務を行うべき者の登記の手續)

第七十二条 第二十四条の二第二項(第二十六条の二第二項及び第五十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により一時役員職務を行うべき者を選任した場合には、財務大臣は、酒類業組合の主たる事務所及び従たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を囑託しなければならない。

(清算結了の登記の申請)

第七十六条 酒類業組合の清算結了の登記の申請書には、清算人が第五十八条第一項において準用する会社法第五百七条第三項(清算事務の終了等)の規定により決算報告の承認を得たことを証する書面を添付しなければならない。

第七十七条 削除

第六十五条 酒類業組合が合併をしたときは、第五十七条第二項において準用する第十九条第一項の認可があつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する酒類業組合については変更の登記、合併に因り消滅する酒類業組合については解散の登記、合併に因り成立する酒類業組合については第六十条に規定する登記をしなければならない。

(清算結了の登記)

第六十七条 酒類業組合の清算が結了したときは、第五十八条第一項において準用する商法第四百二十七条第一項(清算の終了)の承認があつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に清算結了の登記をしなければならない。

(設立の登記の申請)

第六十九条 (略)

2 合併による酒類業組合の設立の登記の申請書には、第五十七条第二項において準用する商法第百条第一項(債権者の異議)の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、これに対して弁済し、若しくは担保を供し、若しくは財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面並びに合併によつて消滅する酒類業組合(当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。)の登記事項証明書をも添付しなければならない。

(一時理事職務を行うべき者の登記の手續)

第七十二条 第三十三条及び第五十八条第一項において準用する商法第二百五十八条第二項(欠員の場合の処置)の規定による登記は、財務大臣の囑託によつてする。

(清算結了の登記の申請)

第七十六条 酒類業組合の清算結了の登記の申請書には、清算人が第五十八条第一項において準用する商法第四百二十七条第一項(清算の終了)の規定により決算報告書の承認を得たことを証する書面を添付しなければならない。

(設立無効等の登記の手續)

第七十七条 酒類業組合の設立若しくは合併を無効とし、又は総会の議決を取り消し、若しくは不存在若しくは無効を確認する判決が確定した場合には、非訟事件手続法第三百三十

(商業登記法の準用)

第七十八條 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第二条から第五条まで(事務の委任、事務の停止、登記官及び登記官の除斥)、第七条から第十五条まで(登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等の滅失防止、登記事項証明書の交付等、登記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者申請主義及び囑託による登記)、第十七条から第二十七号まで(第二十四条第十五号及び第十六号を除く。)(登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、印鑑の提出、受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認、申請の却下、提訴期間経過後の登記、行政区画等の変更及び同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止)、第四十七号第一項(設立の登記)、第四十八号から第五十三号まで(支店所在地における登記及び本店移転の登記)、第七十一条第一項及び第三項(解散の登記)、第七十九号(合併の登記)、第八十二条(合併の登記)、第八十三条(合併の登記)、第三章第十節(登記の更正及び抹消)並びに第四章(雑則)の規定は、酒類業組合の登記について準用する。この場合において、同法第四十八号第二項中「会社法第九百三十条第一項各号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十条第二項各号」と、同法第五十三号中「新所在地における登記においては」とあるのは「新所在地において酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十条第二項各号に掲げる事項を登記する場合には」と、同法第七十一条第三項中「会社法第四百七十八号第一項第一号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第五十八号第一項において準用する会社法第四百七十八号第一項第一号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(準用)

第八十三條 第四条、第五条、第六条(第三項を除く。)、第八条、第十条、第十一条第一項、第十二条、第十三条、第十五条から第二十八号まで、第二十九条(第一項第二号及び第三号を除く。)、第三十条から第三十四号まで、第三十五条(第一項を除く。)、第三十六号から第三十九号まで、第四十条、第四十一条、第四十三条(中央会については、第一項ただし書及び第三項を除く。)、第四十五条から第四十九号まで、第五十一条から第六十五号まで、第六十七号から第六十九号まで、第七十一条から第七十三号まで、第七十六条及び第七十八号の規定は、連合会及び中央会について準用する。この場合において、第十五条中「その組合員にならうとする者三人以上」とあるのは、連合会については「その組合員にならうとする酒類業組合一以上」と、中央会については「その組合員にならうとする連合会又は酒類業

五条ノ六(裁判による会社の設立無効の登記)及び第四百四十条(囑託書の添付書面)の規定を準用する。

(商法及び商業登記法の準用)

第七十八條 酒類業組合の登記については、商法第十一条(登記事項の公告)及び第六十一条(登記期間の起算)並びに商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第二条から第五条まで(登記所及び登記官)、第七条から第十五号まで、第十七号から第二十六号まで(第二十四号第十三号及び第十五号から第十七号までを除く。)(登記簿等及び登記手続の通則)、第五十五条第一項、第五十六条から第五十九号まで、第六十一条第一項及び第三項、第六十六条、第六十八号第一項、第六十九号、第七十条(合名会社の登記)並びに第七号から第七十号まで(登記の更正及び抹消並びに雑則)の規定を準用する。この場合において、同法第五十六号第二項中「商法第六十四号第一項」とあるのは、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十条第二項」と読み替えるものとする。

(準用)

第八十三條 第四条、第五条、第六条(第三項を除く。)、第八条、第十条、第十一条第一項、第十二条、第十三条、第十五条から第二十八号まで、第二十九条(第一項第二号及び第三号を除く。)、第三十条から第三十四号まで、第三十五条(第一項を除く。)、第三十六号から第三十九号まで、第四十条、第四十一条、第四十三条(中央会については、第一項ただし書及び第三項を除く。)、第四十五条から第四十九号まで、第五十一条から第六十五号まで、第六十七号から第六十九号まで、第七十一条から第七十三号まで及び第七十六条から第七十八号までの規定は、連合会及び中央会について準用する。この場合において、第十五条中「その組合員にならうとする者三人以上」とあるのは、連合会については「その組合員にならうとする酒類業組合一以上」と、中央会については「その組合員にならうとする連合会又は

組合二以上」と、第十八条第一項及び第十九条第二項第三号中「第十四条」とあるのは、連合会については「第七十九条第三項」と、中央会については「第八十条第四項」と、第三十四条第五項中「総組合員の五分の一以上」とあるのは「議決権の総数の五分の一以上に相当する議決権を有する会員」と、第三十八条第一項中「総組合員の半数以上」とあるのは「総会員の半数以上でその議決権の数が議決権の総数の半数以上に当たる会員」と、「議決」とあるのは「議決（これらの多数の議決権を有する会員の数が出席会員の半数以上の多数の場合の議決に限る。）」と、同条第二項中「出席組合員の三分の二以上の多数による議決」とあるのは「出席会員の議決権の三分の二以上の多数による議決でこれらの多数の議決権を有する会員の数が出席会員の半数以上の多数に当たるもの」と、「これらの多数の者」とあるのは「連合会については、これらの多数の会員たる酒造組合の組合員」と、中央会については「これらの多数の会員たる酒造組合の組合員又は会員たる連合会の構成員たる酒造組合の組合員」と、「総組合員」とあるのは、連合会については「会員たる酒造組合の総組合員」と、中央会については「会員たる酒造組合の総組合員及び会員たる連合会の構成員たる酒造組合の総組合員」と、第四十一条中「総組合員の十分の一以上」とあるのは「議決権の総数の十分の一以上に相当する議決権を有する会員」と、第四十三条第一項中「前条第五号の規定による規制」とあるのは、連合会については「第八十二条第一項第三号の事業」と、中央会については「第八十二条第二項において準用する同条第一項第三号の事業」と、「規制の内容」とあるのは「総合調整計画の内容」と、第六十八条第二項中「酒類業組合登記簿」とあるのは、連合会については「酒類業組合連合会登記簿」と、中央会については「酒類業組合中央会登記簿」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十六条 第八十四条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第九十七条 第四十三条第一項（第八十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して同項の認可を受けない協定を実施した酒類業組合等の理事は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一～三（略）

第九十九条 第六条第三項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第一百一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、酒類業組合等の発起人、理事、監事若しくは清算人又は酒類製造業者若しくは酒類販売業者は、十万円以下の過料に処する。

酒類業組合二以上」と、第十八条第一項及び第十九条第二項第三号中「第十四条」とあるのは、連合会については「第七十九条第三項」と、中央会については「第八十条第四項」と、第三十四条第四項中「総組合員の五分の一以上」とあるのは「議決権の総数の五分の一以上に相当する議決権を有する会員」と、第三十八条第一項中「総組合員の半数以上」とあるのは「総会員の半数以上でその議決権の数が議決権の総数の半数以上に当たる会員」と、「議決」とあるのは「議決（これらの多数の議決権を有する会員の数が出席会員の半数以上の多数の場合の議決に限る。）」と、同条第二項中「出席組合員の三分の二以上の多数による議決」とあるのは「出席会員の議決権の三分の二以上の多数による議決でこれらの多数の議決権を有する会員の数が出席会員の半数以上の多数にあたるもの」と、「これらの多数の者」とあるのは、連合会については「これらの多数の会員たる酒造組合の組合員」と、中央会については「これらの多数の会員たる酒造組合の組合員又は会員たる連合会の構成員たる酒造組合の組合員」と、「総組合員」とあるのは、連合会については「会員たる酒造組合の総組合員」と、中央会については「会員たる酒造組合の総組合員及び会員たる連合会の構成員たる酒造組合の総組合員」と、第四十一条中「総組合員の十分の一以上」とあるのは「議決権の総数の十分の一以上に相当する議決権を有する会員」と、第四十三条第一項中「前条第五号の規定による規制」とあるのは、連合会については「第八十二条第一項第三号の事業」と、中央会については「第八十二条第二項において準用する同条第一項第三号の事業」と、「規制の内容」とあるのは「総合調整計画の内容」と、第六十八条第二項中「酒類業組合登記簿」とあるのは、連合会については「酒類業組合連合会登記簿」と、中央会については「酒類業組合中央会登記簿」と読み替えるものとする。

第九十六条 第八十四条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第九十七条 第四十三条第一項（第八十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して同項の認可を受けない協定を実施した酒類業組合等の理事は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一～三（略）

第九十九条 第六条第三項の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

第一百一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、酒類業組合等の発起人、理事、監事若しくは清算人又は酒類製造業者若しくは酒類販売業者は、一万円以下の過料に処する。

一〇五 (略)

六 第十八条第十一項、第二十六条第四項(第五十八条第二項において準用する場合を含む。)(若しくは第三十八条の三(これらの規定を第八十三条において準用する場合を含む。)(の規定又は第五十八条第一項(第八十三条において準用する場合を含む。)(において準用する会社法第四百九十二条第一項(財産目録等の作成等)の規定に違反して議事録若しくは財産目録を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは偽りの記載をしたとき。

七 第二十八条、第二十九条又は第四十条第二項若しくは第三項(これらの規定を第五十八条第二項及び第八十三条において準用する場合を含む。)(の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは偽りの記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

八 (略)

九 第三十一条第二項又は第三項(第五十八条第二項及び第八十三条において準用する場合を含む。)(の規定による調査を妨げたとき。

十 第三十四条第一項(第五十八条第二項及び第八十三条において準用する場合を含む。)(の規定に違反したとき。

十一 第四十一条(第五十八条第二項及び第八十三条において準用する場合を含む。)(の規定に違反して正当な理由がないのに帳簿又は書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

十二 (略)

十三 第五十八条第一項(第八十三条において準用する場合を含む。)(において準用する会社法第四百八十四条第一項(清算株式会社についての破産手続の開始)の規定に違反して破産手続開始の申立てをすることを怠つたとき。

十四 第五十八条第一項(第八十三条において準用する場合を含む。)(において準用する会社法第四百九十九条第一項(債権者に対する公告等)の期間を不当に定めたとき。

十五 第五十八条第一項(第八十三条において準用する場合を含む。)(において準用する会社法第五百条第一項(債務の弁済の制限)の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

十六 第五十八条第一項(第八十三条において準用する場合を含む。)(において準用する会社法第五百二条(債務の弁済前における残余財産の分配の制限)の規定に違反して財産を処分したとき。

十七・十八 (略)

一〇五 (略)

六 第二十二条若しくは第三十九条(これらの規定を第八十三条において準用する場合を含む。)(において準用する商法第二百四十四条第一項若しくは第二項、第三十三条若しくは第五十八条第一項(これらの規定を第八十三条において準用する場合を含む。)(において準用する商法第二百六十条ノ四第一項若しくは第二項又は第五十八条第一項(第八十三条において準用する場合を含む。)(において準用する商法第四百九条第一項の規定に違反して議事録若しくは財産目録を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは偽りの記載をしたとき。

七 第二十八条、第二十九条又は第四十条第二項若しくは第三項(これらの規定を第五十八条第一項及び第八十三条において準用する場合を含む。)(の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは偽りの記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

八 (略)

九 第三十一条第二項又は第三項(第五十八条第一項及び第八十三条において準用する場合を含む。)(の規定による調査を妨げたとき。

十 第三十四条第一項(第五十八条第一項及び第八十三条において準用する場合を含む。)(の規定に違反したとき。

十一 第四十一条(第五十八条第一項及び第八十三条において準用する場合を含む。)(の規定に違反して正当な理由がないのに帳簿又は書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

十二 (略)

十三 第五十八条第一項(第八十三条において準用する場合を含む。)(において準用する商法第三百一条の規定に違反して財産を処分したとき。

十四 第五十八条第一項(第八十三条において準用する場合を含む。)(において準用する商法第四百二十一条第一項の期間を不当に定めたとき。

十五 第五十八条第一項(第八十三条において準用する場合を含む。)(において準用する商法第四百二十三条の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

十六 第五十八条第一項(第八十三条において準用する場合を含む。)(において準用する商法第二百二十四条第三項の規定に違反して破産手続開始の申立てをすることを怠つたとき。

十七・十八 (略)

改正案

現行

（組合と役員との関係）  
第十七条の二 組合と役員との関係は、委任に関する規定に従つ。

（新設）

（役員任期）  
第十八条（略）

（役員任期）  
第十八条（略）

3 前二項の規定は、定款によつて、前二項の任期を任期中に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時まで伸長することを妨げない。

（新設）

（役員に欠員を生じた場合の措置）

第十八条の二 定款で定めた役員員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

（新設）

（役員についての会社法等の準用）

第三十条 理事及び監事については、会社法（平成十七年法律第 号）第四百三十条（役員等の連帯責任）の規定を、理事については、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十条第一項（法人の不法行為能力）、第五十二条第二項（理事の業務執行）、第五十三条から第五十五条まで（理事の代表権）及び第六十一条第一項（臨時総会の招集）の規定を、監事については、第十九条及び同法第五十九条（監事の職務）の規定を準用する。この場合において、会社法第四百三十条中、「役員等が」とあるのは、「理事が」と、「他の役員等も」とあるのは、「監事も」と読み替えるものとする。

（役員についての商法等の準用）

第三十条 理事及び監事については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百五十四条第三項（取締役と会社との関係）、第二百五十六条第三項（任期の伸長）及び第二百五十八条第一項（欠員の場合の処置）の規定を、理事については、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条第一項（法人の不法行為能力）、第五十二条第二項（理事の業務執行）、第五十三条から第五十五条まで（理事の代表権）及び第六十一条第一項（臨時総会の招集）の規定を、監事については、第十九条、民法第五十九条（監事の職務）及び商法第二百七十八条（監査役と取締役との連帯責任）の規定を準用する。

（参事及び会計主任）  
第三十一条（略）

（参事及び会計主任）  
第三十一条（略）

3 参事については、会社法第十一条第一項及び第三項（支配人の代理権）、第十二条（支配人の競業の禁止）並びに第十三条（表見支配人）の規定を準用する。

3 参事については、商法第三十八条第一項及び第三項、第三十九条、第四十一条並びに第四十二条（支配人）の規定を準用する。

（延期又は続行の決議）

第三十五条の二 総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第二十五条の規定は、適用しない。

（新設）

(議事録)

第三十五条の三 総会の議事については、財務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

(総会についての民法の準用)

第三十六条 総会については、民法第六十四条(総会の決議事項)及び第六十六条(表決権のない場合)の規定を準用する。この場合において、同法第六十四条中「第六十二条」とあるのは「たばこ耕作組合法第二十五条」と、同法第六十六条中「社団法人」とあるのは「組合」と、「社員」とあるのは「組合員」と読み替えるものとする。

(創立総会)  
第三十九条 (略)

26 (略)

7 創立総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第一項の規定による公告をすることを要しない。

8 創立総会の議事については、財務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

9 創立総会については、第十条、第三十四条第二項及び第三項並びに民法第六十六条(表決権のない場合)の規定を準用する。この場合において、同条中「社団法人」とあるのは「組合」と、「社員」とあるのは「組合員」と読み替えるものとする。

(解散等についての民法等の準用等)

第五十四条 組合の解散及び清算については、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで(法人の清算)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条まで(法人の解散及び清算に関する監督等)の規定を、清算人については、第十七条の二、第十九条から第二十四条まで、第二十七条及び第二十八条並びに民法第四十四条第一項(法人の不行為能力)及び第六十一条第一項(臨時総会の招集)の規定を準用する。この場合において、同法第七十五条中「前条

(新設)

(総会についての民法等の準用)

第三十六条 総会については、民法第六十四条(総会の決議事項)及び第六十六条(表決権のない場合)並びに商法第二百四十三条(総会の延期又は続行の決議)及び第二百四十四条第一項から第三項まで(総会の議事録)の規定を準用する。この場合において、民法第六十四条中「第六十二条」とあり、又は商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「たばこ耕作組合法第二十五条」と、商法第二百四十四条第三項中「議事録を書面に以て作ラレタルキハ」とあるのは「議事録二八」と読み替えるものとする。

(創立総会)  
第三十九条 (略)

26 (略)

7 創立総会については、第十条、第三十四条第二項及び第三項、民法第六十六条(表決権のない場合)並びに商法第二百四十三条(総会の延期又は続行の決議)及び第二百四十四条第一項から第三項まで(総会の議事録)の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セス」とあるのは「たばこ耕作組合法第三十九条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セス」と、同法第二百四十四条第三項中「議事録を書面に以て作ラレタルキハ」とあるのは「議事録二八」と、「取締役」とあるのは「發起人」と読み替えるものとする。

(新設)

(解散等についての民法等の準用)

第五十四条 組合の解散及び清算については、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで(法人の清算)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第三百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十七条並びに第三百三十八条(法人の清算の監督)の規定を、清算人については、第十九条から第二十四条まで、第二十七条及び第二十八条、民法第四十四条第一項(法人の不行為能力)及び第六十一条第一項(臨時総会の招集)並びに商法第二百五十四条

とあるのは、「たばこ耕作組合法第五十条」と読み替えるものとする。

2| 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、財務大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3| 財務大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第六十条 第五十六条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第五十七条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第六十一条 次の場合には、組合の発起人、役員又は清算人は、十万円以下の過料に処する。

一〜四 (略)

五 第二十条(第五十四条第一項)において準用する場合を含む。( )の規定に違反したとき。

六 第二十二條(第三十七條第六項又は第五十四條第一項)において準用する場合を含む。( )の規定に違反したとき。

七 第二十三條第一項又は第二十四條(これらの規定を第二十九條第五項、第三十七條第六項又は第五十四條第一項)において準用する場合を含む。( )の規定に違反したとき。

八 第二十七條又は第二十八條(これらの規定を第三十七條第六項又は第五十四條第一項)において準用する場合を含む。( )の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧を拒んだとき。

九 第三十五條の三(第三十七條第六項)において準用する場合を含む。( )又は第三十九條第八項の規定に違反して議事録を作成せず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

十・十一 (略)

十二 第五十四條第一項において準用する民法第七十九條第一項の期間内に債権者に弁済したとき。

十三 第五十四條第一項において準用する民法第七十九條又は同法第八十一條に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十四 第五十四條第一項において準用する民法第八十一條第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠ったとき。

十五 (略)

第六十二條 第五條第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

第三項(取締役と会社との関係)の規定を準用する。この場合において、民法第七十五條中「前條」とあるのは、「たばこ耕作組合法第五十条」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

第六十条 第五十六条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第五十七条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第六十一条 次の場合には、組合の発起人、役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一〜四 (略)

五 第二十条(第五十四条)において準用する場合を含む。( )の規定に違反したとき。

六 第二十二條(第三十七條第六項又は第五十四條)において準用する場合を含む。( )の規定に違反したとき。

七 第二十三條第一項又は第二十四條(これらの規定を第二十九條第五項、第三十七條第六項又は第五十四條)において準用する場合を含む。( )の規定に違反したとき。

八 第二十七條又は第二十八條(これらの規定を第三十七條第六項又は第五十四條)において準用する場合を含む。( )の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧を拒んだとき。

九 第三十六條(第三十七條第六項)において準用する場合を含む。( )又は第三十九條第七項において準用する商法第二百四十四條第一項若しくは第二項の規定に違反して議事録を作成せず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

十・十一 (略)

十二 第五十四條において準用する民法第七十九條第一項の期間内に債権者に弁済したとき。

十三 第五十四條において準用する民法第七十九條又は同法第八十一條に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十四 第五十四條において準用する民法第八十一條第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠ったとき。

十五 (略)

第六十二條 第五條第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

改正案

現行

（法定納期限等以前に設定された質権の優先）

第十五条 納税者がその財産上に質権を設定している場合において、その質権が国税の法定納

（法定納期限等以前に設定された質権の優先）  
第十五条 （同上）

期限（次の各号に掲げる国税については、当該各号に定める日とし、当該国税に係る附帯税及び滞納処分費については、その徴収の基因となつた国税に係る当該各号に定める日とする。以下「法定納期限等」という。）以前に設定されているものであるときは、その国税は、その換価代金につき、その質権により担保される債権に次いで徴収する。

一～八（略）

一～八（略）

九 分割により事業を承継した法人（以下この号において「分割承継法人」という。）の当

九 分割により事業を承継した法人（以下この号において「分割承継法人」という。）の当

該分割をした法人から承継した財産（以下この号において「承継財産」という。）から徴収する分割承継法人の固有の国税、分割承継法人の固有の財産から徴収する分割承継法人の国税通則法第九条の二（法人の分割に係る連帯納付の責任）に規定する連帯納付の責任（以下この号において「連帯納付責任」という。）に係る国税及び分割承継法人の承継財産から徴収する分割承継法人の連帯納付責任に係る当該分割に係る他の分割をした法人の国税（分割のあつた日前にその納付すべき税額が確定したものに限り。） その分割のあつた日

該分割をした法人から承継した財産（以下この号において「承継財産」という。）から徴収する分割承継法人の固有の国税、分割承継法人の固有の財産から徴収する分割承継法人の国税通則法第九条の二（法人の分割に係る連帯納付の責任）に規定する連帯納付の責任（以下この号において「連帯納付責任」という。）に係る国税及び分割承継法人の承継財産から徴収する分割承継法人の連帯納付責任に係る当該分割に係る他の分割をした法人の国税（分割のあつた日前にその納付すべき税額が確定したものに限り。） その分割のあつた日

十（略）

十（略）

2～4（略）

2～4（略）

（差し押さえた持分の払戻しの請求）

（差し押さえた持分の払戻しの請求）

第七十四条 税務署長は、中小企業等協同組合法に基<sup>レ</sup>て企業組合、信用金庫その他の法人で組合員、会員その他の持分を有する構成員が任意に（脱退につき予告その他一定の手続を要する場合には、これをした後任意に）脱退することができるもの（合名会社、合資会社及び合同会社を除く。以下この条において「組合等」という。）の組合員、会員その他の構成員である滞納者の持分を差し押さえた場合において、当該持分につき次に掲げる理由があり、かつ、その持分以外の財産につき滞納処分を執行してもなお徴収すべき国税に不足すると認められるときは、その組合等に対し、その持分の一部の払戻し（組合等による譲受けが認められている持分については、譲受け）を請求することができる。

第七十四条 税務署長は、中小企業等協同組合法に基<sup>レ</sup>て企業組合、信用金庫その他の法人で組合員、会員その他の持分を有する構成員が任意に（脱退につき予告その他一定の手続を要する場合には、これをした後任意に）脱退することができるもの（合名会社及び合資会社を除く。以下この条において「組合等」という。）の組合員、会員その他の構成員である滞納者の持分を差し押さえた場合において、当該持分につき次に掲げる理由があり、かつ、その持分以外の財産につき滞納処分を執行してもなお徴収すべき国税に不足すると認められるときは、その組合等に対し、その持分の一部の払戻し（組合等による譲受けが認められている持分については、譲受け）を請求することができる。

一・二（略）

一・二（略）

2 前項に規定する請求は、三十日（組合等からの脱退につき、法律又は定款の定めにより、これと異なる一定期間前に組合等に予告することを必要とするものにあつては、その期間）前に組合等とその予告をした後でなければ、行うことができない。

2 前項に規定する請求は、三十日（組合等からの脱退につき、法律又は定款の定めにより、これと異なる一定期間前に組合等に予告することを必要とするものにあつては、その期間）前に組合等とその予告をした後でなければ、行うことができない。

改 正 案

現 行

（法人の分割に係る連帯納付の責任）  
 第九条の二 法人が分割（法人税法第二条第十二号の十（定義）に規定する分社型分割を除く。  
 。以下この条において同じ。）をした場合には、当該分割により事業を承継した法人は、当  
 該分割をした法人の次に掲げる国税（その附帯税を含む。）について、連帯納付の責めに任  
 ずる。ただし、当該分割をした法人から承継した財産の価額を限度とする。  
 一・二（略）

（法人の分割に係る連帯納付の責任）  
 第九条の二 法人が分割（法人税法第二条第十二号の十（定義）に規定する分社型分割を除く。  
 。以下この条において同じ。）をした場合には、当該分割により営業を承継した法人は、当  
 該分割をした法人の次に掲げる国税（その附帯税を含む。）について、連帯納付の責めに任  
 ずる。ただし、当該分割をした法人から承継した財産の価額を限度とする。  
 一・二（略）

（戻入れの場合の石油ガス税の控除等）

第十五条（略）

2 } 11（略）

12 第九項の規定は、法人が分割をした場合について準用する。この場合において、同項中「相続に係る被相続人」とあるのは「分割をした法人」と、「相続人が領収した」とあるのは「分割により事業を承継した法人が領収した」と、「その相続人」とあるのは「その分割により事業を承継した法人」と、「当該相続に係るすべての相続人」とあるのは「当該分割により事業を承継したすべての法人」と読み替えるものとする。

13（略）

（戻入れの場合の石油ガス税の控除等）

第十五条（略）

2 } 11（略）

12 第九項の規定は、法人が分割をした場合について準用する。この場合において、同項中「相続に係る被相続人」とあるのは「分割をした法人」と、「相続人が領収した」とあるのは「分割により営業を承継した法人が領収した」と、「その相続人」とあるのは「その分割により営業を承継した法人」と、「当該相続に係るすべての相続人」とあるのは「当該分割により営業を承継したすべての法人」と読み替えるものとする。

13（略）

改正案

番号 一～四	課税物件 物件名	定義	課税標準 及び税率	非課税物件
	(略)	(略)		
五	合併契約書又は吸収分割契約書若しくは新設分割計画書	1  合併契約書とは、会社法（平成十七年法律第百九号）第四百四十八条（合併契約の締結）に規定する合併契約（保険業法第百五十九条第一項（相互会社と株式会社との合併）に規定する合併契約を含む。）を証する文書（当該合併契約の変更又は補充の事実を証するものを含む。）をいう。 2  吸収分割契約書とは、会社法第七百五十七条（吸収分割契約の締結）に規定する吸収分割契約を証する文書（当該吸収分割契約の変更又は補充の事実を証するものを含む。）をいう。 3  新設分割計画書とは、会社法第七百六十二条第一項（新設分割計画の作成）に規定する新設分割計画を証する文書（当該新設分割計画の変更又は補充の事実を証するものを含む。）をい	一通 （に） き 四万円	(略)

現行

番号 一～四	課税物件 物件名	定義	課税標準 及び税率	非課税物件
	(略)	(略)		
五	合併契約書又は分割契約書若しくは分割計画書	1  合併契約書とは、商法（明治三十二年法律第四十八号）第四百八条第一項（合併契約書の作成）（有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第六十三条第一項（有限会社への準用）及び保険業法第七十三条第一項（相互会社への準用）において準用する場合を含む。）又は第四百十一条第一項（合名会社又は合資会社の合併契約書の作成）に規定する合併契約書をいう。 2  分割契約書とは、商法第三百七十四条ノ十七第一項（分割契約書の作成）（有限会社法第六十三条ノ九第一項（有限会社への準用）において準用する場合を含む。）に規定する分割契約書をいう。 3  分割計画書とは、商法第三百七十四条第一項（分割計画書の作成）（有限会社	一通 （に） き 四万円	(略)

十一 二十	(略)	九	七・八	六
(略)	(略)	貨物引換 証、倉庫 証券又は 船荷証券	(略)	定款
2 (略)	(略)	1 貨物引換証又は船荷証券 には、商法(明治三十二年 法律第四十八号)第五百七 十一条第二項(貨物引換証 )の記載事項又は同法第七 百六十九条(船荷証券)若 しくは国際海上物品運送法 (昭和三十二年法律第七 十二号)第七条(船荷証券 )の記載事項の一部を欠く 証書で、これらの証券と類 似的効用を有するものを 含むものとする。	(略)	う。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	1 株式会社又は 相互会社の定款 のうち、公証人 法第六十二条ノ 三第三項(定款 の認証手続)の 規定により公証 人の保存するも の以外のもの

十一 二十	(略)	九	七・八	六
(略)	(略)	貨物引換 証、倉庫 証券又は 船荷証券	(略)	定款
2 (略)	(略)	1 貨物引換証又は船荷証券 には、商法第五百七十一条 第二項(貨物引換証)の記 載事項又は同法第七百六十 九条(船荷証券)若しくは 国際海上物品運送法(昭和 三十二年法律第七十二号 )第七条(船荷証券)の記 載事項の一部を欠く証書で 、これらの証券と類似の効 用を有するものを含むもの とする。	(略)	法第六十三条ノ六第一項(有 限会社への準用)におい て準用する場合を含む。) に規定する分割計画書をい う。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	1 株式会社、有 限会社又は相互 会社の定款のう ち、公証人法第 六十二条ノ第三 三項(定款の認 証手続)の規定 により公証人の 保存するもの以 外のもの

（非課税登記等）

第五条 次に掲げる登記等（第四号又は第五号に掲げる登記又は登録にあつては、当該登記等がこれらの号に掲げる登記又は登録に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を添付して受けるものに限る。）については、登録免許税を課さない。

一・二（略）

三 会社法（平成十七年法律第 号）第二編第九章第一節（特別清算）の規定による株式会社（特別清算）（同節の規定を同法第八百二十二条第三項（日本にある外国会社の財産）についての清算）において準用する場合における同条第一項の規定による日本にある外国会社の財産についての清算を含む。）に関し裁判所の囑託によりする登記又は登録

四（略）

十三 相続又は法人の合併若しくは分割に伴い相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人若しくは分割により設立する法人若しくは事業を承継する法人が、被相続人又は合併により消滅した法人若しくは分割をした法人の受けた別表第一第二十四号から第五十四号までに掲げる登録、特許、免許、許可、認定又は指定を引き続いて受ける場合における当該登録、特許、免許、許可、認定又は指定

（担保付社債の抵当権の設定の登記等に係る課税の特例）

第十四条 担保付社債でその総額を二回以上に分割して発行するものの抵当権の設定の登記又は登録については、登録免許税を課さない。この場合には、当該担保付社債につき担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第百十九条ノ二第一項（分割発行の場合の担保付社債発行の登記）の規定によつてする登記又は鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三号）第三十条ノ二第二項（数回に分けて発行する担保付社債の登録）の規定によつてする登録を抵当権の設定の登記又は登録とみなし、かつ、その回の当該担保付社債の金額の合計額を債権金額とみなして、この法律の規定を適用する。

2 前項の規定の適用がある担保付社債の抵当権の移転の登記又は登録に係る登録免許税の課税標準は、当該登記又は登録の申請前に発行された当該担保付社債の金額の合計額とする。この場合において、当該担保付社債の金額がないときは、当該登録免許税の課税標準及び税率は、当該登記又は登録に係る不動産等に関する権利の件数一件につき千五百円とする。

3 前二項の規定は、担保付社債でその総額を二回以上に分割して発行するものの企業担保権の設定又は移転の登記について準用する。

（非課税登記等）

第五条（同上）

一・二（略）

三 商法（明治三十二年法律第四十八号）第二編第四章第七節（会社の整理）又は第九節第二款（特別清算）の規定による株式会社（整理）又は特別清算に関し裁判所の囑託によりする登記又は登録

四（略）

十三 相続又は法人の合併若しくは分割に伴い相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人若しくは分割により設立する法人若しくは事業を承継する法人が、被相続人又は合併により消滅した法人若しくは分割をした法人の受けた別表第一第二十四号から第五十四号までに掲げる登録、特許、免許、許可、認定又は指定を引き続いて受ける場合における当該登録、特許、免許、許可、認定又は指定

（担保付社債の抵当権の設定の登記等に係る課税の特例）

第十四条 信託契約による物上担保付社債でその総額を二回以上に分割して発行するものの抵当権の設定の登記又は登録については、登録免許税を課さない。この場合には、当該社債につき担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第百十九条ノ二第一項（分割発行の場合の社債発行の登記）の規定によつてする登記又は鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三号）第三十条ノ二第二項（数回に分けて発行する社債の登録）の規定によつてする登録を抵当権の設定の登記又は登録とみなし、かつ、その回の発行金額を債権金額とみなして、この法律の規定を適用する。

2 前項の規定の適用がある物上担保付社債の抵当権の移転の登記又は登録に係る登録免許税の課税標準は、当該登記又は登録の申請前に発行された当該社債の発行金額の総額とする。この場合において、当該発行金額がないときは、当該登録免許税の課税標準及び税率は、当該登記又は登録に係る不動産等に関する権利の件数一件につき千五百円とする。

3 前二項の規定は、信託契約による物上担保付社債でその総額を二回以上に分割して発行するものの企業担保権の設定又は移転の登記について準用する。

(事業協同組合等が組織変更により受ける設立登記の税額)  
 第十七条の二 事業協同組合、企業組合その他の政令で定める者が、その組織を変更し、株式会社となる場合における組織変更による株式会社設立の登記に係る登録免許税の額は、税率を千分の七として計算した金額(当該金額が十五万円に満たないときは、十五万円)とする。

(特例有限会社の通常の株式会社への移行の登記)  
 第十七条の三 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第号)第四十六条(特例有限会社の通常の株式会社への移行の登記)の規定による株式会社の設立の登記は、別表第一第十九号(一)ホに掲げる組織変更による株式会社設立の登記とみなして、この法律の規定を適用する。

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表(第一条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条、第十九条、第二十三条、第二十四条関係)

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
	一〇十八 (略)	
十九 会社又は外国会社の商業登記(保険業法(平成七年法律第五号)の規定によつてする相互会社及び外国相互会社の登記並びに中間法人法(平成十三年法律第四十九号)の規定によつてする中間法人の登記を含む。)	(一) 会社又は相互会社若しくは中間法人につきその本店の所在地においてする登記(二)に掲げる登記を除く。 (削る)	(削る)
イ 略	資本金の額 (略)	(略)
ロ 合名会社若しくは合資会社又は無限責任中間法人の設立の登記	申請件数	一件につき六万円

(事業協同組合等が組織変更により受ける設立登記の税額)  
 第十七条の二 事業協同組合、企業組合その他の政令で定める者が、その組織を変更し、株式会社又は有限会社となる場合における組織変更による株式会社又は有限会社設立の登記に係る登録免許税の額は、税率を千分の七として計算した金額(当該金額が十五万円(有限会社を設立する場合にあつては、六万円。以下この条において同じ。)に満たないときは、十五万円)とする。

(新設)

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表(第一条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条、第十九条、第二十三条、第二十四条関係)

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
	一〇十八 (略)	
十九 会社又は外国会社の商業登記(保険業法(平成七年法律第五号)第六十五条(商業登記法の準用)の規定によつてする相互会社の登記及び保険業法第一百五十一条又は第二百六条(商法等の準用)の規定によつてする外国相互会社の登記並びに中間法人法(平成十三年法律第四十九号)第五十一条(商法及び商業登記法の準用)の規定によつてする中間法人の登記を含む。)	(一) (同上)	
イ 合名会社若しくは合資会社又は無限責任中間法人の設立(合併又は組織変更による設立を含む。)	申請件数	一件につき六万円
ロ 略	資本金の額 (略)	(略)
ハ (新設)	(新設)	(新設)

<p>八 合同会社又は有限責任中間法人の設立の登記（ホ及びトの登記に該当するものを除く。）</p>	<p>資本金の額又は基金（代替基金を含む。以下この号において同じ。）の総額</p> <p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>二 株式会社若しくは合同会社の資本又は有限責任中間法人の基金の増加の登記（ヘ及びチの登記に該当するものを除く。）</p>	<p>増加した資本の額又は基金の総額</p> <p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>ホ 新設合併又は組織変更若しくは種類の変更による株式会社若しくは合同会社又は有限責任中間法人の設立の登記</p>	<p>資本金の額又は基金の総額</p> <p>（略）</p>	<p>千分の一・五（新設合併により消滅した会社若しくは中間法人又は組織変更若しくは種類の変更をした会社の当該新設合併又は組織変更若しくは種類の変更の直前における資本の額又は基金の総額として財務省令で定めるものを超える資本の額又は基金の総額）に対応する部分については、千分の七）</p>
<p>ヘ 吸収合併による株式会社若しくは合同会社の資本又は有限責任中間法人の基金の増加の登記</p>	<p>増加した資本の額又は基金の総額</p> <p>（略）</p>	<p>千分の一・五（吸収合併により消滅した会社又は中間法人の当該吸収合併の直前における資本の額又は基金の総額として財務省令で定めるものを超える資本の額又は基金の総額）に対応する部分については、千分の七）</p>
<p>八 有限会社又は有限責任中間法人の設立の登記（ホ及びトの登記に該当するものを除く。）</p>	<p>資本金の額又は基金（代替基金を含む。以下この号において同じ。）の総額</p> <p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>二 株式会社若しくは有限会社の資本又は有限責任中間法人の基金の増加の登記（ヘ及びチの登記に該当するものを除く。）</p>	<p>増加した資本の金額又は基金の総額</p> <p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>ホ 合併又は組織変更による株式会社若しくは有限会社又は有限責任中間法人の設立の登記</p>	<p>資本金の額又は基金の総額</p> <p>（略）</p>	<p>千分の一・五（合併により消滅した会社若しくは中間法人又は組織変更をした会社の当該合併又は組織変更の直前における資本の金額又は基金の総額（当該消滅した会社又は中間法人が合資会社又は合資会社若しくは無限責任中間法人である場合には、九百万円）を超える資本の金額又は基金の総額）に対応する部分については、千分の七）</p>
<p>ヘ 合併による株式会社若しくは有限会社の資本又は有限責任中間法人の基金の増加の登記</p>	<p>増加した資本の金額又は基金の総額</p> <p>（略）</p>	<p>千分の一・五（合併により消滅した会社又は中間法人の当該合併の直前における資本の金額又は基金の総額（当該消滅した会社又は中間法人が合資会社若しくは合資会社又は無限責任中間法人である場合には、九百</p>

ト 新設分割による株式会社又は合同会社の設立の登記	(略) 資本金の額	の七) 千分の一・五(新設分割をした会社の当該新設分割の直前における資本金の額から当該新設分割の直後における資本金の額を控除した額として財務省令で定めるものを超える資本金の額)に対応する部分については、千分の七)
チ 吸収分割による株式会社又は合同会社の資本金の増加の登記	(略) 増加した資本金の額	千分の一・五(吸収分割をした会社の当該吸収分割の直前における資本金の額から当該吸収分割の直後における資本金の額を控除した額として財務省令で定めるものを超える資本金の額)に対応する部分については、千分の七)
リ 相互会社の設立(新設合併又は組織変更による設立を含む。)の登記	(略)	(略)
又 新株予約権に関する事項の変更の登記	(略)	(略)
ル・ヲ (略)	(略)	(略)
ワ 取締役会、監査役会又は委員会に関する事項の変更の登記	(略)	(略)
ト 分割による株式会社又は有限会社設立の登記	(略) 資本金の額	万円)を超える資本金の額又は基金の総額に対応する部分については、千分の七)
チ 分割による株式会社又は有限会社の資本の増加の登記	(略) 増加した資本金の額	千分の一・五(分割をした会社の当該分割の直前における資本金の額から当該分割の直後における資本金の額を控除した金額を超える資本金の額)に対応する部分については、千分の七)
リ 相互会社の設立(合併又は組織変更による設立を含む。)の登記	(略)	(略)
又 新株予約権の登記	(略)	(略)
ル・ヲ (略)	(略)	(略)
ワ 重要財産委員会の登記(口、ホ及びトの登記の申請と同時に申請するものを除く。)	(略)	(略)

<p>カ 取締役、代表取締役若しくは特別取締役、会計参与、監査役、会計監査人、委員会の委員、執行役若しくは代表執行役若しくは社員又は理事若しくは監事に関する事項の変更（会社又は相互会社若しくは中間法人の代表に関する事項の変更を含む。）の登記</p> <p>ヨ (略)</p> <p>タ 取締役、代表取締役若しくは特別取締役、会計参与、監査役若しくは委員会の委員、執行役若しくは代表執行役の職務執行の停止若しくは職務代行者の選任、社員の業務執行権の消滅、職務執行の停止若しくは職務代行者の選任又は理事若しくは監事の職務執行の停止若しくは職務代行者の選任の登記</p> <p>レラ (略)</p> <p>(二) (略)</p> <p>イ (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>一件につき三万円（資本金の額又は基金の総額が一億円以下の会社又は中間法人については、一万円）</p>
<p>イ 清算人又は代表清算人の登記</p> <p>(四) (略)</p> <p>イ二 (略)</p> <p>(三) (略)</p> <p>ロ (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>一件につき三万円（資本金の額又は基金の総額が一億円以下の会社又は中間法人については、一万円）</p>

<p>カ 社員、取締役、重要財産委員若しくは監査役若しくは委員会委員若しくは執行役又は理事若しくは監事に関する事項の変更（会社又は相互会社若しくは中間法人の代表に関する事項の変更を含む。）の登記</p> <p>ヨ (略)</p> <p>タ 社員の業務執行権の喪失、業務執行の停止若しくは業務代行者の選任、取締役、執行役若しくは監査役若しくは理事若しくは監事の職務執行の停止又は代表取締役、取締役、代表執行役、執行役若しくは監査役若しくは理事若しくは監事の職務代行者の選任の登記</p> <p>レラ (略)</p> <p>(二) (略)</p> <p>イ (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>一件につき三万円（資本金の額又は基金の総額が一億円以下の会社又は中間法人については、一万円）</p>
<p>イ 商法第百二十三条第一項及び第二項（清算人の登記）（同法又は</p> <p>(四) (略)</p> <p>イ二 (略)</p> <p>(三) (略)</p> <p>ロ (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>一件につき三万円（資本金の額又は基金の総額が一億円以下の会社又は中間法人については、一万円）</p>



(+)・( )	(略)	(略)
二十四の二了五十二 (略)		
五十三 (略)		
会社法第九百四十一条(調査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	(略)	(略)
五十四 (略)		

別表第三 非課税の登記等の表(第四条関係)

名称	根拠法	非課税の登記等	備考
一了二十一 (略)	(略)	(略)	(略)
二十二 (略)	(略)	別表第一の第一号から第十八号までに掲げる登記又は登録(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第九号(定義)に規定する普通法人のうち資本の額が政令で定める金額以上の法人並びに相互会社及び外国相互会社に係る債権を担保するために受ける先取特権、質権又は抵当権の保存、設定又は移転の登記又は登録を除く。)	(略)
二十三了二十五 (略)	(略)	(略)	(略)

(+)・( )	(略)	(略)
二十四の二了五十二 (略)		
五十三 (略)		
商法第四百五十七条(調査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	(略)	(略)
五十四 (略)		

別表第三 非課税の登記等の表(第四条関係)

名称	根拠法	非課税の登記等	備考
一了二十一 (略)	(略)	(略)	(略)
二十二 (略)	(略)	別表第一の第一号から第十八号までに掲げる登記又は登録(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第九号(定義)に規定する普通法人のうち資本の額が政令で定める金額以上の法人並びに相互会社及び外国相互会社に係る債権を担保するために受ける先取特権、質権又は抵当権の保存、設定又は移転の登記又は登録を除く。)	(略)
二十三了二十五 (略)	(略)	(略)	(略)

改正案

現行

<p>(株式)                  第二条 (略)                  2・3 (略)                  4 会社は、次に掲げる場合には、財務大臣の認可を受けなければならない。                  一 会社法（平成十七年法律第 号）第百九十九条第一項の規定によりその発行する株式を引き受ける者の募集をしようとする場合                  二 株式交換に際して株式（会社が有する自己の株式を除く。第十七条第一号において同じ。）を交付しようとする場合                  三 会社法第二百三十八条第一項の規定によりその発行する新株予約権を引き受ける者の募集をしようとする場合                  四 株式交換に際して新株予約権（会社が有する自己の新株予約権を除く。第十七条第一号において同じ。）又は新株予約権付社債（会社が有する自己の新株予約権付社債を除く。同号において同じ。）を交付しようとする場合                  (定款の変更等)                  第八条 会社の定款の変更、剰余金の処分（会社法第四百五十二条に規定する損失の処理を除く。）、合併、分割及び解散の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。                  (事業計画)                  第九条 会社は、毎事業年度の開始前に、その事業年度の事業計画を定め、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。                  (財務諸表)                  第十条 会社は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を財務大臣に提出しなければならない。                  (罰則)                  第十四条 会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、わいろを收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の</p>	<p>(株式)                  第二条 (略)                  2・3 (略)                  4 会社は、新株を発行しようとするときは、財務大臣の認可を受けなければならない。新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとするときも、同様とする。                  (定款の変更等)                  第八条 会社の定款の変更、利益の処分、合併、分割及び解散の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。                  (事業計画)                  第九条 会社は、毎営業年度の開始前に、その営業年度の事業計画を定め、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。                  (財務諸表)                  第十条 会社は、毎営業年度終了後三月以内に、その営業年度の貸借対照表、損益計算書及び営業報告書を財務大臣に提出しなければならない。                  (罰則)                  第十四条 会社の取締役、執行役、監査役又は職員が、その職務に関して、わいろを收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。</p>
--	--

行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 (略)

第十五条の二 第十四条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2) 前条第一項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第一条の例に従つ。

第十六条 第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第二条第四項の規定に違反して、株式を引き受ける者の募集をしたとき若しくは株式交換に際して株式を交付したとき、又は新株予約権を引き受ける者の募集をしたとき若しくは株式交換に際して新株予約権若しくは新株予約権付社債を交付したとき。

二・三 (略)

四 第十条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は不実の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

五・六 (略)

2 (略)

(新設)

第十六条 第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした会社の取締役、執行役、監査役又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第二条第四項の規定に違反して、新株、新株予約権又は新株予約権付社債を発行したとき。

二・三 (略)

四 第十条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書を提出せず、又は不実の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

五・六 (略)

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～六 （略）

六の二 分割承継法人 分割により分割法人の事業を承継した法人をいう。

七～二十 （略）

2～4 （略）

（分割等があつた場合の納税義務の免除の特例）

第十二条 （略）

2～6 （略）

7 第一項から第四項までに規定する分割等とは、次に掲げるものをいう。

一・二 （略）

三 法人が新たな法人を設立するため金銭の出資をし、当該新たな法人と会社法（平成十七年法律第 号）第四百六十七条第一項第五号（事業譲渡等の承認等）に掲げる行為に係る契約を締結した場合における当該契約に基づく金銭以外の資産の譲渡のうち、当該新たな法人の設立の時に発行済株式の全部をその法人が有している場合であることその他政令で定める要件に該当するもの

（基準期間がない法人の納税義務の免除の特例）

第十二条の二 その事業年度の基準期間がない法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条（定義）に規定する社会福祉法人その他の専ら別表第一に掲げる資産の譲渡等を行うことを目的として設立された法人で政令で定めるものを除く。）のうち、当該事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が千万円以上である法人（第九条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されない法人を除く。以下この条において「新設法人」という。）については、当該新設法人の基準期間がない事業年度（第十一条第三項若しくは第四項又は前条第一項若しくは第二項の規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる事業年度を除く。）における課税資産の譲渡等については、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～六 （略）

六の二 分割承継法人 分割により分割法人の営業を承継した法人をいう。

七～二十 （略）

2～4 （略）

（分割等があつた場合の納税義務の免除の特例）

第十二条 （略）

2～6 （略）

7 第一項から第四項までに規定する分割等とは、次に掲げるものをいう。

一・二 （略）

三 法人が新たな法人を設立するため金銭の出資をし、当該新たな法人と商法（明治三十一年法律第四十八号）第二百四十六条第一項（事後設立）に規定する契約又は有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第四十条第三項（事後設立）に規定する契約を締結した場合における当該契約に基づく金銭以外の資産の譲渡のうち、当該新たな法人の設立の時に発行済株式の総数又は出資金額の全部をその法人が有している場合であることその他政令で定める要件に該当するもの

（基準期間がない法人の納税義務の免除の特例）

第十二条の二 その事業年度の基準期間がない法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条（定義）に規定する社会福祉法人その他の専ら別表第一に掲げる資産の譲渡等を行うことを目的として設立された法人で政令で定めるものを除く。）のうち、当該事業年度開始の日における資本又は出資の金額が千万円以上である法人（第九条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されない法人を除く。以下この条において「新設法人」という。）については、当該新設法人の基準期間がない事業年度（第十一条第三項若しくは第四項又は前条第一項若しくは第二項の規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる事業年度を除く。）における課税資産の譲渡等については、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

改正案

現行

（基礎控除）

第十八条 次の各号に掲げる金額のいずれが多い金額は、課税価格から控除する。

一 土地等を有する者のイ又はロに掲げる区分に応じそれぞれイ又はロに定める金額

イ 普通法人のうち課税時期における資本金の額又は出資金額が一億円を超える法人（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第五項（定義）に規定する相互会社及び同条第十項に規定する外国相互会社を含む。） 十億円

ロ（略）

二（略）

2（略）

（基礎控除）

第十八条 （同上）

一（同上）

イ 普通法人のうち課税時期における資本の金額又は出資金額が一億円を超える法人（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第五項（定義）に規定する相互会社及び同条第十項に規定する外国相互会社を含む。） 十億円

ロ（略）

二（略）

2（略）

改正案

現行

（信用秩序の維持に資するための業務）  
第三十八条 内閣総理大臣及び財務大臣は、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十七  
条の五の規定その他の法令の規定による協議に基づき信用秩序の維持に重大な支障が生じる  
おそれがあると認めるとき、その他の信用秩序の維持のため特に必要があると認めるときは  
、日本銀行に対し、当該協議に係る金融機関への資金の貸付けその他の信用秩序の維持のた  
めに必要と認められる業務を行うつことを要請することができる。

2  
（略）

（信用秩序の維持に資するための業務）  
第三十八条 内閣総理大臣及び財務大臣は、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十七  
条の二の規定その他の法令の規定による協議に基づき信用秩序の維持に重大な支障が生じる  
おそれがあると認めるとき、その他の信用秩序の維持のため特に必要があると認めるときは  
、日本銀行に対し、当該協議に係る金融機関への資金の貸付けその他の信用秩序の維持のた  
めに必要と認められる業務を行うつことを要請することができる。

2  
（略）

（登記）

第二十八条（略）

2（略）

（削る）

（準用規定）

第五十八条 民法第七十条、第七十三条から第七十六条まで、第七十七条第二項（届出に関する部分に限る。）及び第七十八条から第八十三条まで（法人の解散及び清算）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条まで（法人の解散及び清算に関する監督等）の規定は、学校法人の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十七条第二項及び第八十三条中「主務官庁」とあるのは、「所轄庁」と読み替えるものとする。

2| 学校法人の解散及び清算を監督する裁判所は、学校法人の業務を監督する所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3| 前項に規定する所轄庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

（事務の区分）

第六十五条の三 第二十六条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第三十一条第一項（第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。）及び第二項（第三十二条第二項、第五十条第三項並びに第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。）、第三十二条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第三十七条第三項（第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除き、第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第四十五条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十二条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十八条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第六十一条第三項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第六十一条第一項から第三項まで（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）並びに第六十二条第一項から第三項まで（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）並びに第六十九条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）において準用する民法第五十六条及び第五十七条並びに第五十八条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。

（登記）

第二十八条（略）

2（略）

3| 登記した事項は、登記所において、遅滞なく公告しなければならない。

（準用規定）

第五十八条 民法第七十条、第七十三条から第七十六条まで、第七十七条第二項（届出に関する部分に限る。）及び第七十八条から第八十三条まで（法人の解散及び清算）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第三百三十六条から第三百七十七条まで及び第三百三十八条（法人の清算の監督）の規定は、学校法人の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十七条第二項及び第八十三条中「主務官庁」とあるのは、「所轄庁」と読み替えるものとする。

（新設）

（新設）

（事務の区分）

第六十五条の三 第二十六条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第三十一条第一項（第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。）及び第二項（第三十二条第二項、第五十条第三項並びに第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。）、第三十二条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第三十七条第三項（第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除き、第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第四十五条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十二条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第六十一条第一項から第三項まで（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第六十一条第一項から第三項まで（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）並びに第六十二条第一項から第三項まで（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）並びに第六十九条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）において準用する民法第五十六条並びに第五十八条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）において準用する同法第七十七条第二項（届出に関する部分に限る。）、及び第八十三条並びに非訟事件手続法第三百三十六条ノ二において準用する同法第三百三

。 ) において準用する同法第七十七条第二項 ( 届出に関する部分に限る。 ) 及び第八十三条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法 ( 昭和二十二年法律第六十七号 ) 第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、学校法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律に基づく政令の規定による登記をすることを怠つたとき。
- 二 第三十四条において準用する民法第五十一条第一項の規定による財産目録の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
- 三 ( 略 )
- 四 第四十七条第二項の規定に違反して、財産目録等の備付けを怠り、又は財産目録等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
- 五 ( 略 )
- 六 第五十八条第一項において準用する民法第七十条又は第八十一条第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- 七 第五十八条第一項において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。
- 八 ( 略 )

十五条ノ二十五第一項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法 ( 昭和二十二年法律第六十七号 ) 第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第六十六条 ( 同上 )

- 一 この法律に基づく政令の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。
- 二 第三十四条において準用する民法第五十一条第一項の規定による財産目録の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 三 ( 略 )
- 四 第四十七条第二項の規定に違反して、財産目録等の備付けを怠り、又は財産目録等に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 五 ( 略 )
- 六 第五十八条において準用する民法第七十条又は第八十一条第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- 七 第五十八条において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定による公告を怠り、又は不実の公告をしたとき。
- 八 ( 略 )

（民法及び非訟事件手続法の準用）

第五十一条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第七十条、第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十二条まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定（法人の解散及び清算）は、宗教法人の解散及び清算に準用する。この場合において、民法第七十条第一項中「理事」とあるのは「代表役員若しくはその代務者」と、同条第二項中「理事」とあるのは「代表役員又はその代務者」と、同法第七十五条中「前条」とあるのは「宗教法人法第四十九条第一項」と読み替えるものとする。

2] 宗教法人の解散及び清算を監督する裁判所は、所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3] 前項に規定する所轄庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

（設立の登記）

第五十二条（略）

2 設立の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一・二（略）

三 事務所の所在場所

四〇九（略）

3（略）

（職務執行停止の仮処分等の登記）

第五十六条 代表役員若しくはその代務者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

第六十四条 削除

（商業登記法の準用）

第六十五条 商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第一条から第五条まで（登記所及び登記官）、第七条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二から第二十三条

（民法及び非訟事件手続法の準用）

第五十一条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第七十条、第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十二条まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第三十六条から第三十七条まで及び第三百三十八条の規定（法人の解散及び清算）は、宗教法人の解散及び清算に準用する。この場合において、民法第七十条第一項中「理事」とあるのは「代表役員若しくはその代務者」と、同条第二項中「理事」とあるのは「代表役員又はその代務者」と、同法第七十五条中「前条」とあるのは「宗教法人法第四十九条第一項」と読み替えるものとする。

（新設）

（新設）

（設立の登記）

第五十二条（略）

2 設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

一・二（略）

三 事務所

四〇九（略）

3（略）

（代表役員の職務執行停止等の登記）

第五十六条 代表役員若しくはその代務者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

（登記事項の公告）

第六十四条 登記した事項は、登記所において遅滞なく公告しなければならない。

（商業登記法の準用）

第六十五条 商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第一条から第五条まで（登記所及び登記官）、第七条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二から第二十三条

の二まで、第二十四条(第十五号及び第十六号を除く。)、第二十六条、第二十七条(登記簿等、登記手続の通則及び同一の所在場所における同一商号の登記の禁止)、第四十七条第一項、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三項、第七十九条、第八十二条、第八十三条(株式会社の登記)並びに第三百三十二条から第四百四十八条まで(登記の更正及び抹消並びに雑則)の規定は、この章の規定による登記について準用する。この場合において、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「宗教法人法第五十二条第二項各号」と、同法第五十三条中「新所在地における登記においては」とあるのは「新所在地において宗教法人法第五十二条第二項各号に掲げる事項を登記する場合には」と、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により清算株式会社清算人となつたもの(同法第四百八十三条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により清算株式会社の代表清算人となつたもの)」とあるのは「宗教法人法第四十九条第一項の規定による清算人」と読み替へるものとする。

#### (事務の区分)

第八十七条の二 第九條、第十四條第一項、第二項(第二十八條第二項、第三十九條第二項及び第四十六條第二項において準用する場合を含む。)、及び第四項(第二十八條第二項、第三十九條第二項及び第四十六條第二項において準用する場合を含む。)、第二十五條第四項、第二十六條第四項(第三十六條において準用する場合を含む。)、第二十八條第一項、第三十九條第一項、第四十三條第三項、第四十六條第一項、第四十九條第二項、第五十一條第二項及び第三項、第七十八條の二第一項及び第二項(第七十九條第四項及び第八十條第五項において準用する場合を含む。)、第七十九條第一項から第三項まで、第八十條第一項から第三項まで及び第六項、第八十一條第一項、第四項及び第五項並びに第八十二條の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第八十八條 次の各号のいずれかに該当する場合には、宗教法人の代表役員、その代務者、仮代表役員又は清算人は、十万円以下の過料に処する。

- 一 所轄庁に対し虚偽の記載をした書類を添付してこの法律の規定による認証(第十二條第一項の規定による認証を除く。)(の申請をしたとき。
- 二 第九條又は第四十三條第三項の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をしたとき。
- 三 (略)
- 四 第二十五條第一項若しくは第二項の規定に違反してこれらの規定に規定する書類若しくは帳簿の作成若しくは備付けを怠り、又は同條第二項各号に掲げる書類若しくは帳簿に虚偽の記載をしたとき。

の二まで、第二十四条第一号から第十二号まで及び第十四号、第二十六条(登記簿等及び登記手続の通則)、第五十五条第一項、第五十六条から第五十九条まで、第六十一条第一項及び第三項、第六十六条、第六十八条第二項、第六十九条、第七十条(合名会社の登記)並びに第七十条から第二百二十条まで(登記の更正及び抹消並びに雑則)の規定は、この章の規定による登記に準用する。この場合において、同法第五十六条第二項中「商法第六十四条第一項」とあるのは「宗教法人法第五十二条第二項」と、同法第六十一条第三項中「商法第二百二十九條第二項の規定により会社を代表する」とあるのは「宗教法人法第四十九條第一項の規定による」と読み替へるものとする。

#### (事務の区分)

第八十七条の二 第九條、第十四條第一項、第二項(第二十八條第二項、第三十九條第二項及び第四十六條第二項において準用する場合を含む。)、及び第四項(第二十八條第二項、第三十九條第二項及び第四十六條第二項において準用する場合を含む。)、第二十五條第四項、第二十六條第四項(第三十六條において準用する場合を含む。)、第二十八條第一項、第三十九條第一項、第四十三條第三項、第四十六條第一項、第四十九條第二項、第七十八條の二第一項及び第二項(第七十九條第四項及び第八十條第五項において準用する場合を含む。)、第七十九條第一項から第三項まで、第八十條第一項から第三項まで及び第六項、第八十一条第一項、第四項及び第五項並びに第八十二條並びに第五十一条において準用する非訟事件手続法第三十六條ノ二において準用する同法第三十五條ノ二十五第二項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第八十八條 次の各号のいずれかに該当する場合には、宗教法人の代表役員、その代務者、仮代表役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

- 一 所轄庁に対し不実の記載をした書類を添えてこの法律の規定による認証(第十二條第一項の規定による認証を除く。)(の申請をしたとき。
- 二 第九條又は第四十三條第三項の規定による届出を怠り、又は不実の届出をしたとき。
- 三 (略)
- 四 第二十五條第一項若しくは第二項の規定に違反してこれらの規定に規定する書類若しくは帳簿の作成若しくは備付けを怠り、又は同條第二項各号に掲げる書類若しくは帳簿に不実の記載をしたとき。

五 (略)

六 第五十一条第一項において準用する民法第七十条第二項又は第八十一条第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。

七 第五十一条第一項において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

八 第五十一条第一項において準用する民法第八十二条第二項の規定による裁判所の検査を妨げたとき。

九 第七章第一節の規定による登記をすることを怠つたとき。

十・十一 (略)

第八十九条 宗教法人を設立しようとする者が所轄庁に対し虚偽の記載をした書類を添付して第十二条第一項の規定による認証の申請をしたときは、当該申請に係る団体の代表者は、十万円以下の過料に処する。

五 (略)

六 第五十一条において準用する民法第七十条第二項又は第八十一条第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。

七 第五十一条において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

八 第五十一条において準用する民法第八十二条第二項の規定による裁判所の検査を妨げたとき。

九 第七章第一節の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

十・十一 (略)

第八十九条 宗教法人を設立しようとする者が所轄庁に対し不実の記載をした書類を添えて第十二条第一項の規定による認証の申請をしたときは、当該申請に係る団体の代表者は、一万円以下の過料に処する。

<p>（登録の要件等）</p> <p>第四十一条 文部科学大臣は、登録申請者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に必要なる手続は、文部科学省令で定める。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 登録申請者が、別表第四に掲げる者（以下「利害関係者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。</p> <p>イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、利害関係者がその親法人（会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。</p> <p>ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める利害関係者の役員又は職員（過去二年間に当該利害関係者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えてゐること。</p> <p>八（略）</p> <p>四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（財務諸表等の備付け及び閲覧等）</p> <p>第四十一条の七 登録認証機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第五十八条において「財務諸表等」という。）を作成し、文部科学大臣に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。</p> <p>2（略）</p>	<p>（登録の要件等）</p> <p>第四十一条（同上）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三（同上）</p> <p>イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、利害関係者がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十二条第一項の親会社をいう。）であること。</p> <p>ロ 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める利害関係者の役員又は職員（過去二年間に当該利害関係者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えてゐること。</p> <p>八（略）</p> <p>四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（財務諸表等の備付け及び閲覧等）</p> <p>第四十一条の七 登録認証機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第五十八条において「財務諸表等」という。）を作成し、文部科学大臣に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。</p> <p>2（略）</p>
--	--

改 正 案

現 行

（借入金及び私学振興債券）  
第三十七条（略）

（借入金及び私学振興債券）  
第三十七条（略）

2）10（略）

2）10（略）

11 会社法（平成十七年法律第 号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

11 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

12（略）

12（略）

改正案

現行

<p>（長期借入金及び日本学生支援債券） 第十九条（略） 2）5（略） 6 会社法（平成十七年法律第 号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。 7（略）</p>	<p>（長期借入金及び日本学生支援債券） 第十九条（略） 2）5（略） 6 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。 7（略）</p>
---	---

改正案

現行

<p>（長期借入金及び独立行政法人国立大学財務・経営センター債券）                  第十六条（略）                  2）6（略）                  7 会社法（平成十七年法律第 号）第七百五十五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。                  8（略）</p>	<p>（長期借入金及び独立行政法人国立大学財務・経営センター債券）                  第十六条（略）                  2）6（略）                  7 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。                  8（略）</p>
--	--

改 正 案

現 行

<p>（長期借入金及び日本原子力研究開発機構債券）                  第二十条（略）                  2）5（略）                  6 会社法（平成十七年法律第 号）第七百五十五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。                  7（略）</p>	<p>（長期借入金及び日本原子力研究開発機構債券）                  第二十条（略）                  2）5（略）                  6 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。                  7（略）</p>
--	--

改正案

<p>(長期借入金及び債券) 第三十三条 (略)</p>	<p>2) 6 (略)</p> <p>7 会社法（平成十七年法律第 号）第七百五十五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。</p> <p>8 (略)</p>	<p>(独立行政法人通則法の規定の準用) 第三十五条 独立行政法人通則法第三条、第七条第二項、第八条第一項、第九条、第十一条、第十四条から第十七条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条、第三十一条から第四十条まで、第四十一条第一項、第四十二条から第五十条まで、第五十二条、第五十三条、第六十一条及び第六十三条から第六十六条までの規定は、国立大学法人等について準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「評価委員会」とあり、及び「当該評価委員会」とあるのは「国立大学法人評価委員会」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>読み替えられる独立行政法人通則法の規定</p>	<p>(略)</p>	<p>第四十一条第一項</p>
<p>(長期借入金及び債券) 第三十三条 (略)</p>	<p>2) 6 (略)</p> <p>7 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一條の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。</p> <p>8 (略)</p>	<p>(独立行政法人通則法の規定の準用) 第三十五条 独立行政法人通則法第三条、第七条第二項、第八条第一項、第九条、第十一条、第十四条から第十七条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条、第三十一条から第五十条まで、第五十二条、第五十三条、第六十一条及び第六十三条から第六十六条までの規定は、国立大学法人等について準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「評価委員会」とあり、及び「当該評価委員会」とあるのは「国立大学法人評価委員会」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>読み替えられる独立行政法人通則法の規定</p>	<p>(略)</p>	<p>第四十一条</p>

現行

<p>(長期借入金及び債券) 第三十三条 (略)</p>	<p>2) 6 (略)</p> <p>7 会社法（平成十七年法律第 号）第七百五十五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。</p> <p>8 (略)</p>	<p>(独立行政法人通則法の規定の準用) 第三十五条 独立行政法人通則法第三条、第七条第二項、第八条第一項、第九条、第十一条、第十四条から第十七条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条、第三十一条から第四十条まで、第四十一条第一項、第四十二条から第五十条まで、第五十二条、第五十三条、第六十一条及び第六十三条から第六十六条までの規定は、国立大学法人等について準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「評価委員会」とあり、及び「当該評価委員会」とあるのは「国立大学法人評価委員会」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>読み替えられる独立行政法人通則法の規定</p>	<p>(略)</p>	<p>第四十一条第一項</p>
<p>(長期借入金及び債券) 第三十三条 (略)</p>	<p>2) 6 (略)</p> <p>7 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一條の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。</p> <p>8 (略)</p>	<p>(独立行政法人通則法の規定の準用) 第三十五条 独立行政法人通則法第三条、第七条第二項、第八条第一項、第九条、第十一条、第十四条から第十七条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条、第三十一条から第五十条まで、第五十二条、第五十三条、第六十一条及び第六十三条から第六十六条までの規定は、国立大学法人等について準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「評価委員会」とあり、及び「当該評価委員会」とあるのは「国立大学法人評価委員会」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>読み替えられる独立行政法人通則法の規定</p>	<p>(略)</p>	<p>第四十一条</p>

(略)	(略)	(略)	(削る)	(削る)
(略)	(略)	独立行政法人通則法 第三十九条	国立大学法人法第三十五条において準 用する独立行政法人通則法第三十九条	

改 正 案

現 行

第三十三条ノ十二ノ二（略）

前項ノ特定受給資格者トハ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者（前条第二項ニ規定スル者ヲ除ク）ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノヲ謂フ

- 一 当該失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ係ル離職ガ其ノ者ヲ使用シタル船舶所有者ノ事業ニ付発生シタル倒産（破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又ハ特別清算開始ノ申立其ノ他厚生労働省令ヲ以テ定ムル事由ニ該当スル事態ヲ謂フ第三十三条ノ十五ノ三第二項第一号ニ於テ之ニ同ジ）又ハ当該船舶所有者ノ事業ノ縮小若ハ廃止ニ伴フモノナル者トシテ厚生労働省令ヲ以テ定ムルモノ

二（略）

第三十三条ノ十二ノ二（略）

（同上）

- 一 当該失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ係ル離職ガ其ノ者ヲ使用シタル船舶所有者ノ事業ニ付発生シタル倒産（破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又ハ特別清算開始ノ申立其ノ他厚生労働省令ヲ以テ定ムル事由ニ該当スル事態ヲ謂フ第三十三条ノ十五ノ三第二項第一号ニ於テ之ニ同ジ）又ハ当該船舶所有者ノ事業ノ縮小若ハ廃止ニ伴フモノナル者トシテ厚生労働省令ヲ以テ定ムルモノ

二（略）

改正案

第三十三条 厚生労働大臣は、第三十一条の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならぬ。この場合において、登録に必要の手續は、厚生労働省令で定める。

一・二（略）

三 登録申請者が、第二十五条第一項又は第二十六条第一項から第三項までの規定により製品検査を受けなければならないこととされる食品、添加物、器具又は容器包装を販売し、販売の用に供するために製造し、輸入し、加工し、若しくは陳列し、又は営業上使用する営業者（以下この号及び第三十九条第二項において「受検営業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、受検営業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める受検営業者の役員又は職員（過去二年間に当該受検営業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ（略）

第三十九条 登録検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第七十九条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならぬ。

（略）

現行

第三十三条（同上）

一・二（略）

三（同上）

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、受検営業者がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十一条ノ一第一項の親会社をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める受検営業者の役員又は職員（過去二年間に当該受検営業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ（略）

第三十九条 登録検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第七十九条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならぬ。

（略）

<p>(民法の準用等)</p> <p>第七十三條 組合の解散及び清算には、民法第七十三條、第七十五條、第七十六條及び第七十八條から第八十三條まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五條第二項及び第三十六條から第四十條までの規定を準用する。この場合において、民法第七十五條中「前条」とあるのは、「消費生活協同組合法第六十九條」と読み替えるものとする。</p> <p>2  組合の解散及び清算を監督する裁判所は、組合の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。</p> <p>3  前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。</p> <p>(設立登記)</p> <p>第七十四條 (略)</p> <p>2 設立の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 事務所<sup>の</sup>所在地</p> <p>三〜六 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(理事の職務執行停止の仮処分等の登記)</p> <p>第七十七條の二 組合の理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。</p> <p>(清算結了登記)</p> <p>第八十一條 組合の清算が結了したときは、第七十二條の承認の日から主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所<sup>の</sup>所在地においては三週間以内に、清算結了の登記をしなければならない。</p> <p>(登記の期間)</p> <p>第九十條 登記すべき事項のうち行政庁の認可を要するものの登記の期間については、その認可書の到達した日から起算する。ただし、第五十九條第二項及び第五項（第六十二條第三項</p>	<p>(民法等の準用)</p> <p>第七十三條 組合の解散及び清算には、民法第七十三條、第七十五條、第七十六條及び第七十八條から第八十三條まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條の二、第三百三十五條の二十五第二項第三項、第三百三十六條第一項、第三百三十七條及び第三百三十八條の規定を準用する。この場合において、民法第七十五條中「前条」とあるのは、「消費生活協同組合法第六十九條」と読み替えるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(設立登記)</p> <p>第七十四條 (略)</p> <p>2 設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 事務所</p> <p>三〜六 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(理事の職務執行停止等の登記)</p> <p>第七十七條の二 組合の理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。</p> <p>(清算結了登記)</p> <p>第八十一條 組合の清算が結了したときは、清算結了の日から主たる事務所<sup>の</sup>所在地においては二週間以内に、従たる事務所<sup>の</sup>所在地においては三週間以内に、清算結了の登記をしなければならない。</p> <p>(登記期間の計算)</p> <p>第九十條 登記すべき事項で、行政庁の認可を要するものは、その認可書の到達した時から登記の期間を計算する。但し、第五十九條第二項及び第五項（第六十二條第三項において準用</p>
---	---

において準用する場合を含む。）の場合には、認可に関する証明書の到達した日から起算する。

## 第九十一条 削除

### （商業登記法の準用）

第九十二条 組合の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第一条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号及び第十六号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで、第四十七条第一項、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三項、第七十九条、第八十二条、第八十三条並びに第三百二十二条から第四百四十八条までの規定を準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは、「行政庁に対する請求」と、同法第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは、「行政庁」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは、「消費生活協同組合法第七十四条第二項各号」と、同法第五十三条中「新所在地における登記においては」とあるのは、「新所在地において消費生活協同組合法第七十四条第二項各号に掲げる事項を登記する場合には」と、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八条第一号の規定により清算株式会社の清算人となつたもの（同法第四百八十三条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により清算株式会社の代表清算人となつたもの）」とあるのは、「消費生活協同組合法第六十九条本文の規定による清算人」と読み替えるものとする。

第九十三条の三 当該行政庁は、第十条第一項第四号の事業を行う組合が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは規約を守つていかどうかを知るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子会社（当該組合がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該組合がその経営を支配している法人として厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）に対し、当該組合の業務又は会計の状況に関する参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

2 組合の子会社は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

### （行政庁による検査）

する場合を含む。）の場合には、認可に関する証明書の到達した時から登記の期間を計算する。

### （登記事項の公告）

第九十一条 登記した事項は、登記所において遅滞なくこれを公告しなければならない。

### （商業登記法の準用）

第九十二条 組合の登記には、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第一条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条第一号から第十二号まで及び第十四号、第二十五条、第二十六条、第五十五条第一項、第五十六条から第五十九条まで、第六十一条第一項及び第三項、第六十六条、第六十八条第二項、第六十九条、第七十条並びに第七十条から第七十二条までの規定を準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは、「行政庁に対する請求」と、同法第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは、「行政庁」と、同法第五十六条第二項中「商法第六十四条第一項」とあるのは、「消費生活協同組合法第七十四条第二項」と、同法第六十一条第三項中「商法第百二十九条第二項の規定により会社を代表する」とあるのは、「消費生活協同組合法第六十九条本文の規定による」と読み替えるものとする。

第九十三条の三 当該行政庁は、第十条第一項第四号の事業を行う組合が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは規約を守つていかどうかを知るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子会社（当該組合が総株主又は総社員議決権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十一条ノ第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。）の過半数を有する会社をいう。次項において同じ。）又は関連会社（当該組合が実質的な支配を及ぼしているものとして厚生労働省令で定める要件に該当する会社をいう。次項において同じ。）に対し、当該組合の業務又は会計の状況に関する参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

2 組合の子会社及び関連会社（以下「子会社等」という。）は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

### （行政庁による検査）

第九十四条 (略)

2) 4 (略)

- 5 当該行政庁は、前各項の規定により第十条第一項第四号の事業を行う組合の業務又は会計の状況を検査する場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子会社の業務又は会計の状況を検査することができる。
- 6 前条第二項の規定は、前項の規定による子会社の検査について準用する。

(刑罰)

第九十八条 組合の役員がいかなる名義をもつてするを問わず、投機取引のために組合の財産を処分したときは、これを三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2・3 (略)

第九十九条 組合が第九十五条第二項の停止命令に違反して事業を行ったときは、その組合及び理事を五十万円以下の罰金に処する。

- 2 第九十三条若しくは第九十三条の三の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第九十四条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを三十万円以下の罰金に処する。
- 3 (略)

(行政罰)

第一百条 次の場合には、組合の理事若しくは監事又は清算人は、これを十万円以下の過料に処する。

一〜六 (略)

- 七 第三十九条第一項若しくは第四十条第一項の規定に違反して書類を備え置かずその書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第三十九条第二項若しくは第四十条第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

八〜十三 (略)

第十四条 第七十三条第一項において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

第十五条 第七十三条第一項において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

第十六条 第七十三条第一項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十七 (略)

十八 この法律の規定による登記をすることを怠つたとき。

第九十四条 (略)

2) 4 (略)

- 5 当該行政庁は、前各項の規定により第十条第一項第四号の事業を行う組合の業務又は会計の状況を検査する場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子会社等の業務又は会計の状況を検査することができる。
- 6 前条第二項の規定は、前項の規定による子会社等の検査について準用する。

(刑罰)

第九十八条 組合の役員がいかなる名義をもつてするを問わず、投機取引のために組合の財産を処分したときは、これを三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

2・3 (略)

第九十九条 組合が第九十五条第二項の停止命令に違反して事業を行ったときは、その組合及び理事を一万円以下の罰金に処する。

- 2 第九十三条若しくは第九十三条の三の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第九十四条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを千円以下の罰金に処する。
- 3 (略)

(行政罰)

第一百条 次の場合には、組合の理事若しくは監事又は清算人は、これを一万円以下の過料に処する。

一〜六 (略)

- 七 第三十九条第一項若しくは第四十条第一項の規定に違反して書類を備え置かずその書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのに第三十九条第二項若しくは第四十条第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

八〜十三 (略)

第十四条 第七十三条において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

第十五条 第七十三条において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

第十六条 第七十三条において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十七 (略)

十八 この法律の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

第百条の二 組合の理事であつて第十二条第五項の規定による命令に違反した者は、これを十  
万円以下の過料に処する。

第百一条 第三条第二項の規定に違反した者は、これを十万円以下の過料に処する。

第百条の二 組合の理事であつて第十二条第五項の規定による命令に違反した者は、これを一  
万円以下の過料に処する。

第百一条 第三条第二項の規定に違反した者は、これを千円以下の過料に処する。

第四十三条（略）

2（略）

（削る）

第六十八条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十条から第四十四条まで、第五十条、第五十一条第一項（法人の設立のときに關する部分に限る。）及び第二項、第五十二条第二項、第五十五条から第五十七条まで、第五十九条から第六十六条まで、第六十九条、第七十条、第七十三条から第七十六条まで、第七十七条第二項（届出に關する部分に限る。）、第七十八条から第八十三条まで、会社法（平成十七年法律第 号）第六百六十二条、第六百六十四条、第八百六十八号第一項、第八百七十一条、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定は、医療法人について準用する。この場合において、民法第四十条、第五十六条および第五十七条中、「裁判所は、利害關係人又は檢察官の請求により」とあるのは、「都道府県知事は、利害關係人の請求により、又は職権で」と、同法第四十二条第一項中、「法人の設立の許可があつた時」とあるのは、「医療法人の成立の時」と、同法第五十九条第三号、第七十七条第二項及び第八十三条中、「主務官庁」とあるのは、「都道府県知事」と、同法第六十条及び第六十一条中、「理事」とあるのは、「理事長」と、同法第七十四条中、「破産手続開始の決定による解散の場合」とあるのは、「合併及び破産手続開始の決定による解散の場合」と読み替えるものとする。

2| 医療法人の解散及び清算を監督する裁判所は、医療法人の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3| 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第六十八条の二 二以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人に係るこの章の規定の適用については、第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条の二第一項ただし書、第四十六条の三第一項ただし書及び第二項、第四十七条第一項ただし書、第五十条、第五十一条第一項、第五十五条第三項、第四項（第五十七条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第五項、第五十六条第二項及び第三項、第五十七条第四項、第五十八条、第六十四条から第六十七条まで並びに前条第一項中、「都道府県知事」とあるのは、「厚生労働大臣」と、第四十五条第一項、第五十五条第四

第四十三条（略）

2（略）

3| 登記所は、医療法人に關して登記をしたときは、その登記した事項を遅滞なく公告しなければならぬ。

第六十八条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十条から第四十四条まで、第五十条、第五十一条第一項（法人の設立のときに關する部分に限る。）及び第二項、第五十二条第二項、第五十五条から第五十七条まで、第五十九条から第六十六条まで、第六十九条、第七十条、第七十三条から第七十六条まで、第七十七条第二項（届出に關する部分に限る。）、第七十八条から第八十三条まで、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百二十五条及び第三百三十一条並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項、第三十六条から第三十七条まで、第三百三十六条から第三百三十七条まで、第三百三十八条及び第三百三十八号ノ三の規定は、医療法人について準用する。この場合において、民法第四十条、第五十六条および第五十七条中、「裁判所は、利害關係人又は檢察官の請求により」とあるのは、「都道府県知事は、利害關係人の請求により、又は職権で」と、同法第四十二条第一項中、「法人の設立の許可があつた時」とあるのは、「医療法人の成立の時」と、同法第五十九条第三号、第七十七条第二項及び第八十三条中、「主務官庁」とあるのは、「都道府県知事」と、同法第六十条及び第六十一条中、「理事」とあるのは、「理事長」と、同法第七十四条中、「破産手続開始の決定による解散の場合」とあるのは、「合併及び破産手続開始の決定による解散の場合」と読み替えるものとする。

（新設）

（新設）

第六十八条の二 二以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人に係るこの章の規定の適用については、第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条の二第一項ただし書、第四十六条の三第一項ただし書及び第二項、第四十七条第一項ただし書、第五十条、第五十一条第一項、第五十五条第三項、第四項（第五十七条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第五項、第五十六条第二項及び第三項、第五十七条第四項、第五十八条並びに第六十四条から第六十八条まで中、「都道府県知事」とあるのは、「厚生労働大臣」と、第四十五条第一項、第五十五条第四

項、第六十四条第三項及び第六十六条第二項中「都道府県医療審議会」とあるのは「社会保障審議会」と、第六十三条第一項中「都道府県知事は」とあるのは「厚生労働大臣又は都道府県知事は」と、「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」とする。

2 (略)

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、医療法人の理事、監事又は清算人は、これを二十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律に基づき政令の規定による登記をすることを怠つたとき。

一の二 (略)

二 第五十二条第一項の規定による書類の備付けを怠り、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当の理由がないのに同条第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

三〇五 (略)

六 第六十八条第一項において準用する民法第五十一条第一項の規定による財産目録の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

七 第六十八条第一項において準用する民法第七十条又は第八十一条第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。

八 第六十八条第一項において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

条第三項及び第六十六条第二項中「都道府県医療審議会」とあるのは「社会保障審議会」と、第六十三条第一項中「都道府県知事は」とあるのは「厚生労働大臣又は都道府県知事は」と、「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」とする。

2 (略)

第七十六条 (同上)

一 この法律に基づき政令の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

一の二 (略)

二 第五十二条第一項の規定による書類の備付けを怠り、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当の理由がないのに同条第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

三〇五 (略)

六 第六十八条において準用する民法第五十一条第一項の規定による財産目録の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

七 第六十八条において準用する民法第七十条又は第八十一条第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。

八 第六十八条において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定による公告を怠り、又は不実の公告をしたとき。

改 正 案

〔準用規定〕

第十二条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十三条、第四十四条（この法律の第八条に規定する場合を除く。）、第五十条、第五十一条から第五十五条まで、第五十七条及び第七十二条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条から第四十条までの規定は、法人である労働組合について準用する。

現 行

〔準用規定〕

第十二条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十三条、第四十四条（この法律の第八条に規定する場合を除く。）、第五十条、第五十一条から第五十五条まで及び第五十七条並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条、第三十六条及び第三十七条の二の規定は、法人である労働組合に準用する。

2) 民法第七十二条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法第百三十六條、第百三十七條及び第百三十八條の規定は、この法律の第十条の規定により解散した法人である労働組合に準用する。

改 正 案

現 行

<p>（財務諸表等の備付け及び閲覧等）          第十九条の六の十 登録研修機関は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第五十七条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。</p> <p>2          （略）</p>	<p>（財務諸表等の備付け及び閲覧等）          第十九条の六の十 登録研修機関は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第五十七条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。</p> <p>2          （略）</p>
--	---

改 正 案

現 行

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）  
 第二十条の十 登録水質検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2  
 （略）

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）  
 第二十条の十 登録水質検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2  
 （略）

<p>第三十四条（準用） 労働安全衛生法第四十六条第二項の規定は前条第一項の登録について、同法第四十七条第一項及び第二項、第五十条第四項並びに第五十四条の五の規定は作業環境測定機関について準用する。この場合において、同法第四十六条第二項第一号中「この法律又はこれに基づく命令」とあるのは、「この法律若しくは作業環境測定法又はこれらに基づく命令」と、同項第二号中「第五十三条」とあるのは、「作業環境測定法第三十五条の三」と、同項第三号中「前二号のいずれか」とあるのは、「第一号」と、同法第四十七条第一項中「製造時等検査」とあるのは、「作業環境測定法第三条第二項の規定による作業環境測定を」と、同条第二項中「製造時等検査を」とあるのは、「他人の求めに応じて作業環境測定を」と、「検査員」とあるのは、「厚生労働省令で定めるところにより、作業環境測定士」と、同法第五十条第四項中「第一項の規定により作成した損益計算書又は収支決算書及び事業報告書」とあるのは、「その事業年度の事業報告書を作成し、」と、同法第五十四条の五第一項中「第五十四条の三第二項各号」とあるのは、「作業環境測定法第三十四条第一項において読み替えて準用する第四十六条第二項各号」と読み替えるものとする。</p> <p>2（略）</p>	<p>第三十四条（準用） 労働安全衛生法第四十六条第二項の規定は前条第一項の登録について、同法第四十七条第一項及び第二項、第五十条第四項並びに第五十四条の五の規定は作業環境測定機関について準用する。この場合において、同法第四十六条第二項第一号中「この法律又はこれに基づく命令」とあるのは、「この法律若しくは作業環境測定法又はこれらに基づく命令」と、同項第二号中「第五十三条」とあるのは、「作業環境測定法第三十五条の三」と、同項第三号中「前二号のいずれか」とあるのは、「第一号」と、同法第四十七条第一項中「製造時等検査」とあるのは、「作業環境測定法第三条第二項の規定による作業環境測定を」と、同条第二項中「製造時等検査を」とあるのは、「他人の求めに応じて作業環境測定を」と、「検査員」とあるのは、「厚生労働省令で定めるところにより、作業環境測定士」と、同法第五十条第四項中「第一項の規定により作成した損益計算書又は収支決算書及び事業報告書又は事業報告書」とあるのは、「その事業年度の事業報告書を作成し、」と、同法第五十四条の五第一項中「第五十四条の三第二項各号」とあるのは、「作業環境測定法第三十四条第一項において読み替えて準用する第四十六条第二項各号」と読み替えるものとする。</p> <p>2（略）</p>
---	--

改正案

現行

(登記)

第二十八条 (略)

2 (略)

(削る)

(準用等)

第五十五条 民法第七十条、第七十二条から第七十六条まで、第七十七条第二項（届出に関する部分に限る。）及び第七十八条から第八十三条まで（法人の解散及び清算）並びに非訟事件手続法第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条まで（法人の清算の監督）の規定は、社会福祉法人の解散及び清算に準用する。この場合において、民法第七十七条第二項及び第八十三条中「主務官庁」とあるのは、「所轄庁（社会福祉法第三十条に規定する所轄庁をいう。）」と読み替えるものとする。

2| 社会福祉法人の解散及び清算を監督する裁判所は、社会福祉法人の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3| 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第三百三十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、社会福祉法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律に基づく政令の規定による登記をすることを怠つたとき。

二 第三十五条において準用する民法第五十一条第一項の規定による財産目録の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

三 (略)

四 第四十四条第四項の規定による同条第二項の書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面の備付けを怠り、その書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

五 (略)

六 第五十五条第一項において準用する民法第七十条又は第八十一条第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。

七 第五十五条第一項において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

(登記)

第二十八条 (略)

2 (略)

3| 登記した事項は、登記所において遅滞なく公告しなければならない。

(準用規定)

第五十五条 民法第七十条、第七十二条から第七十六条まで、第七十七条第二項（届出に関する部分に限る。）及び第七十八条から第八十三条まで（法人の解散及び清算）並びに非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第三百三十六から第三百七条まで及び第三百八条（法人の清算の監督）の規定は、社会福祉法人の解散及び清算に準用する。この場合において、民法第七十七条第二項及び第八十三条中「主務官庁」とあるのは、「所轄庁（社会福祉法第三十条に規定する所轄庁をいう。）」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

第三百三十四条 (同上)

一 この法律に基づく政令の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

二 第三十五条において準用する民法第五十一条第一項の規定による財産目録の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

三 (略)

四 第四十四条第四項の規定による同条第二項の書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面の備付けを怠り、その書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

五 (略)

六 第五十五条において準用する民法第七十条又は第八十一条第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。

七 第五十五条において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

別表（第百二十七条関係）

(略)	(略)	都道府県	<p>第三十一条第一項及び第四項（第四十三条第二項、第四十六条第四項及び第四十九条第三項において準用する場合を含む。） 、第四十三条第一項、第三項及び第四項（第五十九条第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条第一項第六号、第二項及び第三項、第四十九条第二項、第五十六条第一項から第四項まで及び第五項（第五十八条第四項において準用する場合を含む。）、第五十七条、第五十八条第二項、第五十九条第一項、第百十四条、第百二十一条、第四十五条において準用する民法第五十六条並びに第五十五条第一項において準用する同法第七十七条第二項及び同法第八十二条</p>
指定都市及び中核市	<p>第三十一条第一項、第四十三条第一項及び第三項、第四十六条第一項第六号、第二項及び第三項、第四十九条第二項、第五十六条第一項から第四項まで及び第五項（第五十八条第四項において準用する場合を含む。）、第五十七条、第五十八条第二項、第五十九条第一項、第百十四条、第百二十一条、第四十五条において準用する民法第五十六条並びに第五十五条第一項において準用する同法第七十七条第二項及び同法第八十二条</p>	(略)	(略)

別表（第百二十七条関係）

(略)	(略)	都道府県	<p>第三十一条第一項及び第四項（第四十三条第二項、第四十六条第四項及び第四十九条第三項において準用する場合を含む。） 、第四十三条第一項、第三項及び第四項（第五十九条第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条第一項第六号、第二項及び第三項、第四十九条第二項、第五十六条第一項から第四項まで及び第五項（第五十八条第四項において準用する場合を含む。）、第五十七条、第五十八条第二項、第五十九条第一項、第百十四条、第百二十一条、第四十五条において準用する民法第五十六条並びに第五十五条第一項において準用する同法第七十七条第二項及び同法第八十二条</p>
指定都市及び中核市	<p>第三十一条第一項、第四十三条第一項及び第三項、第四十六条第一項第六号、第二項及び第三項、第四十九条第二項、第五十六条第一項から第四項まで及び第五項（第五十八条第四項において準用する場合を含む。）、第五十七条、第五十八条第二項、第五十九条第一項、第百十四条、第百二十一条、第四十五条において準用する民法第五十六条並びに第五十五条第一項において準用する同法第七十七条第二項及び同法第八十二条</p>	(略)	(略)

改 正 案

現 行

（清算）  
第百四十七条（略）

（清算）  
第百四十七条（略）

2）5（略）

2）5（略）

6 第百二十一条の規定は、基金の清算人について、民法第七十三条及び第七十八条から第八十条までの規定は、基金の清算について準用する。

6 第百二十一条の規定は、基金の清算人について、民法第七十三条及び第七十八条から第八十条まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百三十八条の規定は、基金の清算について準用する。この場合において、同法第百三十八条第三号中「裁判所」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

7（略）

7（略）

改 正 案

現 行

（清算）  
 第三百三十七条（略）

（清算）  
 第三百三十七条（略）

2）4（略）

2）4（略）

5 第二百二十六条の規定は、基金の清算人について、民法第七十三条及び第七十八条から第八十条までの規定は、基金の清算について準用する。

5 第二百二十六条の規定は、基金の清算人について、民法第七十三条及び第七十八条から第八十条まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三百二十八条の規定は、基金の清算について準用する。この場合において、同法第三百二十八条第三号中「裁判所」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

6（略）

6（略）

改正案

現行

(創立総会)  
第二十三条 (略)

2~5 (略)

6| 創立総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第一項の規定による公告をすることを要しない。

7| 創立総会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

8| 創立総会については第十七条の規定を、創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては会社法（平成十七年法律第 号）第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）を準用する。

(会社法の準用)

第二十七条 組合の設立の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）、及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）を準用する。

(組合と役員との関係)

第二十九条の二 組合と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

(役員に欠員を生じた場合の措置)

第三十条の二 役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の数に欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(創立総会)  
第二十三条 (略)

2~5 (略)

(新設)

(新設)

6| 創立総会については、第十七条並びに商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百四十三条（株主総会の延期又は続行の決議）、第二百四十四条第一項から第三項まで（株主総会の議事録）及び第二百四十七条から第二百五十二条まで（株主総会の決議の取消し又は不存在若しくは無効確認の訴え）の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）を準用する。この場合において、同法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セス」とあるのは「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第二十三条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セス」と、同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同条第三項中「取締役」とあるのは「発起人」と読み替えるものとする。

(商法の準用)

第二十七条 組合の設立については、商法第四百二十八条（監査役に係る部分を除く。）、（株式会社設立の無効）の規定を準用する。

(新設)

(新設)

(忠実義務)

第三十条の三 理事は、法令及び定款並びに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を行わなければならない。

(理事会)

第三十一条 (略)

2・3 (略)

4 理事会の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

5 前項の規定により議決に加わることができない理事の数は、第二項の理事の数に算入しない。

6 理事会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

7 理事会の招集については、会社法第三百六十六条及び第三百六十八条(監査役に係る部分を除く。)の規定を準用する。

(理事の責任)

第三十四条 (略)

2 (略)

3 第一項の行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。

4 前項の決議に参加した理事であつて第三十一条第六項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

5 第一項の理事の責任は、総組合員の同意がなければ免除することができない。

(組合を代表する理事)

第三十四条の二 理事会は、理事の中から組合を代表する理事を選定しなければならない。

2 組合を代表する理事は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

3 組合を代表する理事については、第三十条の二、民法第四十四条第一項、第五十四条及び第五十五条並びに会社法第二百五十二条、第三百五十四条及び第三百六十四条の規定を準用する。この場合において、同法第三百五十三条中「第三百四十九条第四項」とあるのは、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十二年法律第百六十四号)第三十四条の二第二項」と読み替えるものとする。

(新設)

(理事会)

第三十一条 (略)

2・3 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(理事の責任)

第三十四条 (略)

2 (略)

3 商法第二百六十六条第二項、第三項及び第五項(取締役の責任)の規定は、第一項の理事の責任について準用する。

(新設)

(新設)

(新設)

(会社法等の準用)

第三十九条 理事及び監事については会社法第四百三十条及び第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。)の規定を、理事については同法第三百六十条第一項の規定を、監事については第三十四条並びに同法第三百八十九条第四項(第二号を除く。)及び第五項(子会社に係る部分を除く。)の規定を準用する。この場合において、同法第四百三十条中「役員等が」とあるのは「理事が」と、他の役員等も」とあるのは「監事も」と、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百一十条第五項、第四百二十四条(第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。)、第四百六十二条第三項(同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。)、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第三十四条第五項」と読み替えるものとする。

(総会招集の決定)

第四十二条の二 総会の招集は、この法律に別段の定めがある場合を除き、理事会が決定する。

(延期又は続行の決議)

第四十七条の二 総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第四十三条の規定は、適用しない。

(議事録)

第四十七条の三 総会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

(会社法の準用)

第四十八条 総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、会社法第

(商法等の準用)

第三十九条 理事及び監事については、商法第二百五十四条第三項(取締役と会社との関係)、第二百五十八条第一項(欠員の場合の処置)、第二百六十七条第一項及び第二項から第七項まで並びに第二百六十八条から第二百六十八条ノ三まで(取締役に対する訴え)の規定を、理事については、民法第五十五条(理事の代理行為の委任)、商法第二百五十四条ノ三(取締役の忠実義務)、第二百六十一条、第二百六十二条(会社代表)及び第二百七十二條(株主の差止請求権)並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第二十四条第一項及び第二項(小会社と取締役との間の訴えについての会社代表)の規定を、監事については、第三十四条、商法第二百七十八条(監査役と取締役との連帯責任)並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項(第二号を除く。)及び第三項(報告を求め調査をする権限)の規定を、理事会については、商法第二百五十九条第一項、第二項及び第四項、第二百五十九条ノ二及び第二百五十九条ノ三(監査役に係る部分を除く。)(取締役会の招集)、第二百六十条ノ二第二項及び第三項(特別利害関係人の議決権)並びに第二百六十条ノ四第一項から第三項まで(監査役に係る部分を除く。)(取締役会の議事録)の規定を準用する。この場合において、同法第二百六十条ノ二第二項中「前項」とあるのは「理事会」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第三十一条第二項」と、同法第二百六十条ノ四第二項中「記載又は記録スル」とあるのは「記載スル」と、同法第二百六十一条第三項中「第二百五十八条」とあるのは「第二百五十八条第一項」と、同法第二百六十七条第四項中「前三項」とあるのは「第一項及前項」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(商法の準用)

第四十八条 総会については、商法第二百三十一条(株主総会の招集の決定)、第二百四十三

八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）  
（第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條、第八百三十八條並びに第八百四十六條の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）を準用する。）

#### 第四十九條の三（略）

#### 2（略）

3 組合の出資一口の金額の減少の無効の訴えについては、会社法第八百二十八條第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第一項（第五号に係る部分に限る。）、第八百三十四條（第五号に係る部分に限る。）、第八百三十五條第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで並びに第八百四十六條（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）の規定を準用する。

#### （会社法等の準用）

第五十二條 組合の解散及び清算については会社法第四百七十五條（第三号を除く。）、第四百七十六條、第四百七十八條第二項及び第四項、第四百七十九條第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十一條、第四百八十三條第四項及び第五項、第四百八十四條、第四百八十五條、第四百九十二條第一項から第三項まで、第四百九十九條から第五百三条まで、第五百七條、第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十條（第一号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一條、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五條並びに第八百七十六條並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）（第四十條の規定を、組合の清算人については第二十九條の二、第三十條の二から第三十七條まで、第四十一條第一項、第四十二條及び第四十二條の二並びに会社法第三百六十條第一項及び第七編第二章第一節（第八百四十七條第二項、第八百四十九條第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一條を除く。）の規定を準用する。この場合において、第三十六條第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」と、同法第四百七十八條第一項中「前項」とあるのは「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第五十一條」と、同法第四百七十九條第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分の一以上の同意を得た組合員」と、同法第四百九十二條第一項、第五百七條第一項並びに第八百四十七條第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第四百九十九條第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と読み替えるものとする。

（株主総会の延期又は続行の決議）、第二百四十四條第一項から第三項まで（株主総会の議事録）及び第二百四十七條から第二百五十二條まで（株主総会の決議の取消し又は不存在若しくは無効確認の訴え）の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）を準用する。この場合において、同法第二百四十三條中「第二百三十一條」とあるのは「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第四十三條」と、同法第二百四十四條第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と読み替えるものとする。

#### 第四十九條の三（略）

#### 2（略）

3 組合の出資一口の金額の減少については、商法第三百八十條（監査役に係る部分を除く。）（株式会社の資本減少の無効）の規定を準用する。

#### （商法等の準用）

第五十二條 組合の解散及び清算については、商法第一百六條（清算中の会社の存続）、第二百四十四條（清算人の職務権限）、第二百五十五條（弁済期に至らない債務の弁済）、第二百二十九條第二項及び第三項（清算人の会社代表）、第三百三十一條（残余財産の分配）、第四百七十七條第二項、第四百八十八條、第四百八十九條第一項及び第三項本文、第四百九十一條から第四百九十四條まで（清算人の決定、清算人の職務）、第四百九十六條（清算人の解任）並びに第四百二十七條第一項及び第三項（清算事務の終了）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）（第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十五條ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十六條、第三百三十七條、第三百三十八條並びに第三百三十八條ノ三（法人の監督）の規定を、組合の清算人については、第三十一條から第三十七條まで、第四十一條第二項及び第四十二條、商法第二百五十四條第三項（取締役と会社との関係）、第二百五十四條ノ三（取締役の忠実義務）、第二百五十八條第一項（欠員の場合の処置）、第二百五十九條第一項、第二項及び第四項、第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三（監査役に係る部分を除く。）、（取締役会の招集）、第二百六十條ノ二第二項及び第三項（特別利害関係人の議決権）、第二百六十條ノ四第一項から第三項まで（監査役に係る部分を除く。）、（取締役会の議事録）、第二百六十一條（代表取締役）、第二百六十七條第一項及び第三項から第七項まで並びに第二百六十八條から第二百六十八條ノ三まで（取締役に対する訴え）並びに第二百七十二條（株主の差止請求権）並びに株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十四條第一項及び第二項（小会社と取締役との間の訴えについての会社代表）の規定を準用する。この場合において、第三十六條第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」と、商法第二百六十條ノ二第二項

第五十二条の十 (略)  
(準用)

2 小組合の合併の無効の訴えについては会社法第八百二十八条第一項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、及び第二項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六号から第八百三十九号まで、第八百四十三号(第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。)、並びに第八百四十六号の規定を、この項において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについては同法第八百六十八条第五項、第八百七十号(第十五号に係る部分に限る。)、第八百七十一条本文、第八百七十二号(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定を準用する。

(準用)

第五十六条 第四条、第五条(第二号を除く。)、第七条、第八条第二項から第四項まで、第八条の二、第九条第三項及び第五項、第十条から第十四条の十二まで、第十六条の二から第十九条まで、第二十一条の五第一項、第二十二号から第二十七条まで、第二十八条(第一項第三号及び第六号を除く。)、第二十九号から第四十六号まで、第四十七号(第四号を除く。)、第四十七条の二から第四十八号まで並びに第四十九条の二から第五十二条の三までの規定は、連合会に準用する。この場合において、第八条第二項中「前項」とあるのは「第五十四号」と、「同項第六号、第七号又は第十号」とあるのは「同条第四号、第五号、第八号又は第九号」と、同条第三項中「第一項第四号から第六号まで、第八号から第十号まで、第十二号及び第十三号」とあるのは「第五十四号第三号、第四号、第六号から第九号まで、第十一号及び第十二号」と、同条第四項中「第一項第九号又は第十号」とあるのは「第五十四条第七号又は第八号」と、第九条第三項及び第五項中「第一項」とあり、第十一条第一項中「同条第一項」とあり、第十一条第二項及び第十三条第一項中「第九条第一項」とあるのは「第五十五条」と、第九条第五項中「同項」とあるのは「同条」と、第十四条の二第一項中

中「前項」とあるのは「清算人会」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第五十二条ニ於テ準用スル同法第三十一条第二項」と、同法第二百六十条ノ四第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同法第二百六十一条第三項中「第二百五十八号」とあるのは「第二百五十八号第一項」と、同法第二百六十七号第四項中「前三項」とあるのは「第一項及前項」と、同法第四百七十七条第二項中「前項」とあるのは「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第五十一条」と、同法第四百二十一条第一項中「官報ヲ以テ公告」とあるのは「公告」と、同法第四百二十六条第一項中「六月前ヨリ引続キ総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ヲ有スル株主」とあるのは「総組合員ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル組合員」と読み替えるものとする。

第五十二条の十 (略)  
(準用)

2 小組合の合併については、商法第百四条から第百六条まで及び第百八条から第百十一条まで(合名会社の合併の無効)並びに非訟事件手続法第百三十五条ノ八(債務の負担部分の決定)の規定を準用する。

(準用)

第五十六条 第四条、第五条(第二号を除く。)、第七条、第八条第二項から第四項まで、第八条の二、第九条第三項及び第五項、第十条から第十四条の十二まで、第十六条の二から第十九条まで、第二十一条の五第一項、第二十二号から第二十七条まで、第二十八条(第一項第三号及び第六号を除く。)、第二十九号から第四十六号まで、第四十七号(第四号を除く。)、第四十八号並びに第四十九条の二から第五十二条の三までの規定は、連合会に準用する。この場合において、第八条第二項中「前項」とあるのは「第五十四号」と、「同項第六号、第七号又は第十号」とあるのは「同条第四号、第五号、第八号又は第九号」と、同条第三項中「第一項第四号から第六号まで、第八号から第十号まで、第十二号及び第十三号」とあるのは「第五十四号第三号、第四号、第六号から第九号まで、第十一号及び第十二号」と、同条第四項中「第一項第九号又は第十号」とあるのは「第五十四条第七号又は第八号」と、第九条第三項及び第五項中「第一項」とあり、第十一条第一項中「同条第一項」とあり、第十一条第二項及び第十三条第一項中「第九条第一項」とあるのは「第五十五条」と、第九条第五項中「同項」とあるのは「同条」と、第十四条の二第一項中「第八条第一項第十号に

「第八条第一項第十号に掲げる事業」とあるのは「第五十四条第八号又は第九号に掲げる事業」と、第十四条の九第一項中「第八条第一項第十一号」とあるのは「第五十四条第十号」と、同条第二項及び第三項中「組合員」とあるのは「会員たる組合及びその組合員」と、第十四条の十第一項中「その組合の組合員」とあり、同条同項及び同条第二項第三号中「組合員」とあるのは「会員たる組合の組合員」と、第十四条の十一第一項中「組合の組合員」とあり、又は「組合員」とあるのは「会員たる組合の組合員」と、同条第三項中「組合の組合員」とあるのは「会員たる組合又はその組合員」と、第十七条第五項中「十人」とあるのは「二」と、第二十二條第一項中「二十人」とあるのは「五」と、同条第二項中「その地区内において当該業種に属する営業を営む者」とあるのは「会員たる資格を有する組合」と、第五十条第二項中「共済事業を行う組合」とあるのは「第五十四条第八号又は第九号の事業を行う連合会」と読み替えるものとする。

第七十条 次の場合には、組合、小組合又は連合会の発起人、理事若しくは監事又は清算人は、十万円以下の過料に処する。

一（四）（略）

五 第二十三條第七項（第五十二條の十第一項及び第五十六條において準用する場合を含む。）、第三十一條第六項（第五十二條の十第一項及び第五十六條において準用する場合を含む。以下同じ。）、第五十二條の十第一項及び第五十六條において準用する場合を含む。若しくは第四十七條の三（第五十二條の十第一項及び第五十六條において準用する場合を含む。）、の規定又は第五十二條において準用する会社法第四百九十二條第一項の規定に違反して議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

五の二（七）（略）

八 第三十五條又は第三十六條（これらを第五十二條、第五十二條の十第一項及び第五十六條において準用する場合を含む。）、の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧を拒んだとき。

九 第三十七條（第五十二條、第五十二條の十第一項及び第五十六條において準用する場合を含む。）、又は第三十九條（第五十二條の十第一項及び第五十六條において準用する場合を含む。）、において準用する会社法第三百八十九條第四項（第二号を除く。）、の規定に違反して正当な理由がないのに帳簿及び書類の閲覧を拒んだとき。

十 第三十九條（第五十二條の十第一項及び第五十六條において準用する場合を含む。）、において準用する会社法第三百八十九條第五項又は第五十二條において準用する同法第四百

掲げる事業」とあるのは「第五十四条第八号又は第九号に掲げる事業」と、第十四条の九第一項中「第八条第一項第十一号」とあるのは「第五十四条第十号」と、同条第二項及び第三項中「組合員」とあるのは「会員たる組合及びその組合員」と、第十四条の十第一項中「その組合の組合員」とあり、同条同項及び同条第二項第三号中「組合員」とあるのは「会員たる組合の組合員」と、第十四条の十一第一項中「組合の組合員」とあり、又は「組合員」とあるのは「会員たる組合の組合員」と、同条第三項中「組合の組合員」とあるのは「会員たる組合又はその組合員」と、第十七条第五項中「十人」とあるのは「二」と、第二十二條第一項中「二十人」とあるのは「五」と、同条第二項中「その地区内において当該業種に属する営業を営む者」とあるのは「会員たる資格を有する組合」と、第五十条第二項中「共済事業を行う組合」とあるのは「第五十四条第八号又は第九号の事業を行う連合会」と読み替えるものとする。

第七十条（同上）

一（四）（略）

五 第二十三條第六項若しくは第四十八條（これらを第五十二條の十第一項及び第五十六條において準用する場合を含む。）、において準用する商法第二百四十四條第一項から第三項まで、第三十九條若しくは第五十二條（これらを第五十二條の十第一項及び第五十六條において準用する場合を含む。）、において準用する同法第二百六十條ノ四第一項から第三項まで又は第五十二條（第五十二條の十第一項及び第五十六條において準用する場合を含む。）、以下同じ。）、において準用する同法第四百九十九條第一項の規定に違反して議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

五の二（七）（略）

八 第三十五條又は第三十六條（これらを第五十二條、第五十二條の十第一項及び第五十六條において準用する場合を含む。）、の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧を拒んだとき。

九 第三十七條（第五十二條、第五十二條の十第一項及び第五十六條において準用する場合を含む。）、又は第三十九條（第五十二條の十第一項及び第五十六條において準用する場合を含む。）、において準用する株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項（第二号を除く。）、の規定に違反して正当な理由がないのに帳簿及び書類の閲覧を拒んだとき。

十 第三十九條（第五十二條の十第一項及び第五十六條において準用する場合を含む。）、において準用する株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第三項又は

九十二条第一項の規定による調査を妨げたとき。  
十一～十一の四 (略)  
十二 第五十二条において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定による公告をすることを怠つたとき、又は不正の公告をしたとき。  
十三 第五十二条において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めたととき。  
十四 第五十二条において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して債務の弁済をしたとき。  
十五 第五十二条において準用する会社法第五百二条の規定に違反して組合、小組合又は連合会の財産を処分したとき。  
十六 (略)

第五十二条において準用する商法第四百十九条第一項の規定による調査を妨げたとき。  
十一～十一の四 (略)  
十二 第五十二条において準用する商法第三百三十一条の規定に違反して組合、小組合又は連合会の財産を処分したとき。  
十三 第五十二条において準用する商法第四百二十一条第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。  
十四 第五十二条において準用する商法第四百二十一条第一項の期間を不当に定めたととき。  
十五 第五十二条において準用する商法第四百二十三条の規定に違反して債務の弁済をしたとき。  
十六 (略)

改 正 案

現 行

（返還された国有の財産の譲渡及び貸付）  
 第十二条 国は、アメリカ合衆国の軍隊から返還された国有の財産（国有財産及び物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）に規定する物品のうち国が所有するものをいう。以下同じ。）を、駐留軍関係離職者が有する株式若しくは出資の金額の合計額がその資本金の額若しくは出資の総額の二分の一を超え、法人又はその経営する事業に従事する従業員の過半数が駐留軍関係離職者である法人に対し、通常の条件よりも有利な条件で、譲渡し、又は貸し付けることができる。ただし、国有財産法その他国有の財産の管理及び処分に関する他の法令の規定の適用を妨げない。

（返還された国有の財産の譲渡及び貸付）  
 第十二条 国は、アメリカ合衆国の軍隊から返還された国有の財産（国有財産及び物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）に規定する物品のうち国が所有するものをいう。以下同じ。）を、駐留軍関係離職者が有する株式若しくは出資の金額の合計額がその資本の額若しくは出資の総額の二分の一をこえる法人又はその経営する事業に従事する従業員の過半数が駐留軍関係離職者である法人に対し、通常の条件よりも有利な条件で、譲渡し、又は貸し付けることができる。ただし、国有財産法その他国有の財産の管理及び処分に関する他の法令の規定の適用を妨げない。

改正案

現行

<p>3] 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。</p> <p>2] 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、組合の業務を監督する官庁に対し、意見を求め又は調査を囑託することができる。</p>	<p>（民法及び非訟事件手続法の準用）</p> <p>第三十四条 民法第七十二条から第七十六条まで、第七十七条（届出に関する部分に限る。） 、第七十八条から第八十条まで、第八十二条及び第八十三条並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十二条及び第七十四条中「定款」とあるのは「規約」と、「総会」とあるのは「組合会」と、同法第七十二条、第七十七条及び第八十三条中「主務官庁」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
---	--

<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律で「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する事業主（国、地方公共団体その他厚生労働省令で定めるこれらに準ずる者を除く。）をいう。</p> <p>一 常時雇用する従業員の数が三百人以下の事業主及び資本金の額又は出資の総額が三億円以下の法人である事業主（次号から第四号までに掲げる業種に属する事業を主たる事業として営む事業主を除く。）</p> <p>二 卸売業に属する事業を主たる事業として営む事業主であつて、常時雇用する従業員の数が百人以下のもの及び資本金の額又は出資の総額が一億円以下の法人であるもの</p> <p>三 サービス業に属する事業を主たる事業として営む事業主であつて、常時雇用する従業員の数が百人以下のもの及び資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の法人であるもの</p> <p>四 小売業に属する事業を主たる事業として営む事業主であつて、常時雇用する従業員の数が五十人以下のもの及び資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の法人であるもの</p> <p>27 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 (同上)</p> <p>一 常時雇用する従業員の数が三百人以下の事業主及び資本金の額又は出資の総額が三億円以下の法人である事業主（次号から第四号までに掲げる業種に属する事業を主たる事業として営む事業主を除く。）</p> <p>二 卸売業に属する事業を主たる事業として営む事業主であつて、常時雇用する従業員の数が百人以下のもの及び資本金の額又は出資の総額が一億円以下の法人であるもの</p> <p>三 サービス業に属する事業を主たる事業として営む事業主であつて、常時雇用する従業員の数が百人以下のもの及び資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の法人であるもの</p> <p>四 小売業に属する事業を主たる事業として営む事業主であつて、常時雇用する従業員の数が五十人以下のもの及び資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の法人であるもの</p> <p>27 (略)</p>
---	--

改正案

現行

<p>（子会社に雇用される労働者に関する特例）</p> <p>第四十四条 特定の株式会社と厚生労働省令で定める特殊の関係のある事業主で、当該事業主及び当該株式会社（以下「子会社」という。）の申請に基づいて当該子会社について次に掲げる基準に適合する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの（以下「親事業主」という。）に係る前条第一項及び第五項の規定の適用については、当該子会社が雇用する労働者は当該親事業主のみが雇用する労働者と、当該子会社の事業所は当該親事業主の事業所とみなす。</p> <p>一～四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第四十五条 親事業主であつて、特定の株式会社（当該親事業主の子会社を除く。）と厚生労働省令で定める特殊の関係にあるもので、当該親事業主、当該子会社及び当該株式会社（以下「関係会社」という。）の申請に基づいて当該親事業主及び当該関係会社について次に掲げる基準に適合する旨の厚生労働大臣の認定を受けたものに係る第四十三条第一項及び第五項の規定の適用については、当該関係会社が雇用する労働者は当該親事業主のみが雇用する労働者と、当該関係会社の事業所は当該親事業主の事業所とみなす。</p> <p>一～三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（在宅就業支援団体） 第七十四条の三（略）</p> <p>2～13（略）</p> <p>14 在宅就業支援団体は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。</p> <p>15～22（略）</p>	<p>（子会社に雇用される労働者に関する特例）</p> <p>第四十四条 特定の株式会社又は有限会社と厚生労働省令で定める特殊の関係のある事業主で、当該事業主及び当該株式会社又は有限会社（以下「子会社」という。）の申請に基づいて当該子会社について次に掲げる基準に適合する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの（以下「親事業主」という。）に係る前条第一項及び第五項の規定の適用については、当該子会社が雇用する労働者は当該親事業主のみが雇用する労働者と、当該子会社の事業所は当該親事業主の事業所とみなす。</p> <p>一～四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第四十五条 親事業主であつて、特定の株式会社又は有限会社（当該親事業主の子会社を除く。）と厚生労働省令で定める特殊の関係にあるもので、当該親事業主、当該子会社及び当該株式会社又は有限会社（以下「関係会社」という。）の申請に基づいて当該親事業主及び当該関係会社について次に掲げる基準に適合する旨の厚生労働大臣の認定を受けたものに係る第四十三条第一項及び第五項の規定の適用については、当該関係会社が雇用する労働者は当該親事業主のみが雇用する労働者と、当該関係会社の事業所は当該親事業主の事業所とみなす。</p> <p>一～三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（在宅就業支援団体） 第七十四条の三（略）</p> <p>2～13（略）</p> <p>14 在宅就業支援団体は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。</p> <p>15～22（略）</p>
--	---

改 正 案

現 行

<p>(登録の基準等)</p> <p>第二十三条の七 厚生労働大臣は、前条第一項の規定により登録を申請した者（以下この条において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、第二十三条の二第一項の登録をしなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 登録申請者が第二十三条の二第一項の規定により基準適合性認証を受けなければならないこととされる指定管理医療機器等の製造販売若しくは製造をする者又は外国指定管理医療機器製造等事業者（以下この号において「製造販売業者等」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。</p> <p>イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、製造販売業者等がその親法人（会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。</p> <p>ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める製造販売業者等の役員又は職員（過去二年間に当該製造販売業者等の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。</p> <p>八 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(財務諸表の備付け及び閲覧等)</p> <p>第二十三条の十七 登録認証機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第九十一条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(登録の基準等)</p> <p>第二十三条の七 (同上)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (同上)</p> <p>イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、製造販売業者等がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。）であること。</p> <p>ロ 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める製造販売業者等の役員又は職員（過去二年間に当該製造販売業者等の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。</p> <p>八 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(財務諸表の備付け及び閲覧等)</p> <p>第二十三条の十七 登録認証機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第九十一条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
---	---

改正案

現行

<p>（解散及び清算に関する民法の準用等）</p> <p>第三十五条 民法第七十条（法人についての破産手続の開始）、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条（解散に係る部分を除く。）及び第八十三条（清算）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条まで（法人の清算の監督）の規定は、中央協会の解散及び清算に準用する。</p>	<p>（解散及び清算に関する民法等の準用）</p> <p>第三十五条 民法第七十条（法人についての破産手続の開始）、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条（解散に係る部分を除く。）及び第八十三条（清算）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ一、第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第百三十六條、第百三十七條並びに第百三十八條（法人の清算の監督）の規定は、中央協会の解散及び清算に準用する。</p>
<p>2  中央協会の解散及び清算を監督する裁判所は、中央協会の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。</p>	<p>（新設）</p>
<p>3  前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。</p>	<p>（新設）</p>
<p>（解散及び清算に関する民法の準用等）</p> <p>第五十条 第三十二条から第三十四条まで並びに民法第七十条（法人についての破産手続の開始）、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条（解散に係る部分を除く。）及び第八十三条（清算）並びに非訟事件手続法第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条まで（法人の清算の監督）の規定は、協会の解散及び清算に準用する。</p>	<p>（解散及び清算に関する民法等の準用）</p> <p>第五十条 第三十二条から第三十四条まで並びに民法第七十条（法人についての破産手続の開始）、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条（解散に係る部分を除く。）及び第八十三条（清算）並びに非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ一、第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第百三十六條、第百三十七條並びに第百三十八條（法人の清算の監督）の規定は、協会の解散及び清算に準用する。</p>
<p>2  協会の解散及び清算を監督する裁判所は、協会の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。</p>	<p>（新設）</p>
<p>3  前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。</p>	<p>（新設）</p>
<p>第六十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした労働災害防止団体の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>四 第三十四条（第五十条第一項において準用する場合を含む。）の認可を受けずに財産処分をしたとき。</p> <p>五 第三十五条第一項又は第五十条第一項において準用する民法の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。</p> <p>六 第三十五条第一項又は第五十条第一項において準用する民法の規定による破産手続開始の申立てをしなかつたとき。</p> <p>七・八 （略）</p>	<p>第六十二条 （同上）</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>四 第三十四条（第五十条において準用する場合を含む。）の認可を受けずに財産処分をしたとき。</p> <p>五 第三十五条又は第五十条において準用する民法の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。</p> <p>六 第三十五条又は第五十条において準用する民法の規定による破産手続開始の申立てをしなかつたとき。</p> <p>七・八 （略）</p>

改 正 案

現 行

<p>(設立の手續) 第二十五条の十一 (略)</p> <p>2 会社法（平成十七年法律第 号）第三十条第一項の規定は、社会保険労務士法人の定款について準用する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(定款の変更) 第二十五条の十四 社会保険労務士法人は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の同意によつて、定款の変更をすることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(社員の競業の禁止) 第二十五条の十八 (略)</p> <p>2 社会保険労務士法人の社員が前項の規定に違反して自己又は第三者のためにその社会保険労務士法人の業務の範囲に属する業務を行つたときは、当該業務によつて当該社員又は第三者が得た利益の額は、社会保険労務士法人に生じた損害の額と推定する。</p> <p>(解散) 第二十五条の二十二 社会保険労務士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 解散を命ずる裁判</p> <p>六 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(合併) 第二十五条の二十三 (略)</p> <p>2 合併は、合併後存続する社会保険労務士法人又は合併により設立する社会保険労務士法人が、その主たる事務所の所在地において登記をすることによつて、その効力を生ずる。</p> <p>3 社会保険労務士法人は、合併したときは、合併の日から二週間以内に、登記事項証明書（合併により設立する社会保険労務士法人にあつては、登記事項証明書及び定款の写し）を添えて、その旨を、主たる事務所の所在地の社会保険労務士会を経由して、連合会に届け出な</p>	<p>(設立の手續) 第二十五条の十一 (略)</p> <p>2 商法（明治三十二年法律第四十八号）第一百六十七条の規定は、社会保険労務士法人の定款について準用する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(定款の変更) 第二十五条の十四 (新設)</p> <p>1 (略)</p> <p>(社員の競業の禁止) 第二十五条の十八 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(解散) 第二十五条の二十二 (同上)</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 解散を命ずる裁判</p> <p>六 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(合併) 第二十五条の二十三 (略)</p> <p>2 合併は、合併後存続する社会保険労務士法人又は合併によつて設立した社会保険労務士法人が、その主たる事務所の所在地において登記をすることによつて、その効力を生ずる。</p> <p>3 社会保険労務士法人は、合併したときは、合併の日から二週間以内に、登記事項証明書（合併によつて設立した社会保険労務士法人にあつては、登記事項証明書及び定款の写し）を添えて、その旨を、主たる事務所の所在地の社会保険労務士会を経由して、連合会に届け出</p>
---	---

なければならない。

4| 合併後存続する社会保険労務士法人又は合併により設立する社会保険労務士法人は、当該合併により消滅する社会保険労務士法人の権利義務を承継する。

(債権者の異議等)

第二十五条の二十三の二 合併をする社会保険労務士法人の債権者は、当該社会保険労務士法人に対し、合併について異議を述べることができる。

2| 合併をする社会保険労務士法人は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一月を下ることができない。

一 合併をする旨

二 合併により消滅する社会保険労務士法人及び合併後存続する社会保険労務士法人又は合併により設立する社会保険労務士法人の名称及び主たる事務所の所在地

三 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3| 前項の規定にかかわらず、合併をする社会保険労務士法人が同項の規定による公告を、官報のほか、第六項において準用する会社法第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4| 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該合併について承認をしたものとみなす。

5| 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べたときは、合併をする社会保険労務士法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等(信託会社及び信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。))をいう。))に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

6| 会社法第九百三十九条第一項(第二号及び第三号に係る部分に限る。))及び第三項、第九百四十条第一項(第三号に係る部分に限る。))及び第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条並びに第九百五十五条の規定は、社会保険労務士法人が第二項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、同法第九百三十九条第一項及び第三項中「公告方法」とあるのは「合併の公告の方法」と、同法第九百四十六条第三項中「商号」とあるのは「名称」と読み替えるものとする。

なければならない。

(新設)

(新設)

(合併の無効の訴えに関する会社法の準用)

第二十五条の二十三の三 会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第八号に係る部分に限る。）及び第八百三十四條（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第八百三十五條第一項、第八百三十六條第二項及び第三項、第八百三十七條から第八百三十九條まで、第八百四十三條（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六條の規定は社会保険労務士法人の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八條第五項、第八百七十條（第十五号に係る部分に限る。）

、第八百七十一條本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）及び第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定はこの条において準用する同法第八百四十三條第四項の申立てについて、それぞれ準用する。

（民法及び会社法の準用等）

第二十五条の二十五 民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十条並びに会社法第六百条、第六百十四條から第六百十九條まで、第六百二十一條及び第六百二十二條の規定は社会保険労務士法人について、民法第五十五条並びに会社法第五百八十條第一項、第五百八十一條、第五百八十二條、第五百八十五條第一項及び第四項、第五百八十六條、第五百九十三條、第五百九十五條、第五百九十六條、第五百九十九條、第六百一十條、第六百五條、第六百六條、第六百九條第一項及び第二項、第六百一十條（第一項ただし書を除く。）及び第六百一十二條並びに第六百十三條の規定は社会保険労務士法人の社員について、同法第五百八十九條第一項の規定は社会保険労務士法人の社員であると誤認させる行為をした者の責任について、同法第八百五十九條から第八百六十二條までの規定は社会保険労務士法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第六百十三條中「商号」とあるのは「名称」と、同法第六百五十五條第一項、第六百七十七條第一項及び第二項並びに第六百八十八條第一項第二号中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第六百七十七條第三項中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録（社会保険労務士法第一条第一項第一号に規定する電磁的記録をいう。次条第一項第二号において同じ。）」と、同法第八百五十九條第一号中「第五百九十四條第一項（第五百九十八條第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「社会保険労務士法第二十五条の十八第一項」と読み替えるものとする。

2 民法第八十二條及び第八十三條、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第四十條並びに会社法第六百四十四條（第三号を除く。）及び第六百四十五條から第六百四十九條まで、第六百五十條第一項及び第二項、第六百五十一條第一項及び第二項（同法第五百九十四條の準用に係る部分を除く。）及び第六百五十二條、第六百五十三條、第六百五十五條から第六百五十九條まで、第六百六十二條から第六百六十四條まで、第六百六十六條から第六百七十三條まで、第六百七十五條、第八百六十三條、第八百六十四條、第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十條（第一号及び第三号に係る部分に限る。）

（新設）

（民法の準用等）

第二十五条の二十五 民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十条、第五十五条及び第八十一条から第八十三條まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項、第三十六條、第二百二十六條第一項、第三百四十四條から第三百五十五條まで、第三百五十五條ノ八、第三百三十六條ノ二、第三百三十七條、第三百三十八條及び第三百三十八條ノ三の規定は、社会保険労務士法人について準用する。この場合において、民法第八十三條中「主務官庁」とあるのは、「全国社会保険労務士会連合会」と読み替えるものとする。

2 商法第三十二條、第三十三條及び第三十四條から第三十六條までの規定は社会保険労務士法人の帳簿その他の書類について、同法第五十八條及び第五十九條の規定は社会保険労務士法人の解散について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十三條第三項中「貸借対照表が書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「貸借対照表八」と、同条第四項中「貸借対照表が書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「貸借対照表二八」と、同法第五十八條及び第五十九條第一項中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとする。

（）、第八百七十一条、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は、社会保険労務士法人の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第八十三条中「主務官庁」とあるのは、「全国社会保険労務士会連合会」と、会社法第六百四十四条第一号中「第六百四十一条第五号」とあるのは、「社会保険労務士法第二十五条の二十二第一項第三号」と、同法第六百四十七条第三項中「第六百四十一条第四号又は第七号」とあるのは、「社会保険労務士法第二十五条の二十二第一項第五号若しくは第六号又は第二項」と、同法第六百五十八条第一項及び第六百六十九条中「法務省令」とあるのは、「厚生労働省令」と、同法第六百六十八条第一項及び第六百六十九条中「第六百四十一条第一号から第三号まで」とあるのは、「社会保険労務士法第二十五条の二十二第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十条第三項中「第九百三十九条第一項」とあるのは、「社会保険労務士法第二十五条の二十三の二第六項において準用する第九百三十九条第一項」と、同法第六百七十三条第一項中「第五百八十条」とあるのは、「社会保険労務士法第二十五条の二十五第一項において準用する第五百八十条第一項」と読み替えるものとする。

3 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第十三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項（第三号口に係る部分に限る。）、の規定は社会保険労務士法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百五条及び第九百六条の規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における社会保険労務士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百三十七条第一項中「本店（第一号下）に規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十九条第一項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

4 会社法第八百二十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）、及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十七條、第八百三十八條、第八百四十六條及び第九百三十七條第一項（第一号りに係る部分に限る。）、の規定は、社会保険労務士法人の解散の訴えについての準用する。この場合において、同項中「本店（第一号下）に規定する場合であつて当該決議

5 会社法第八百三十三條第二項、第八百三十四條（第二十一号に係る部分に限る。）、第八百三十五條第一項、第八百三十七條、第八百三十八條、第八百四十六條及び第九百三十七條第一項（第一号りに係る部分に限る。）、の規定は、社会保険労務士法人の解散の訴えについて準用する。この場合において、同項中「本店（第一号下）に規定する場合であつて当該決議

3 商法第六十八條、第六十九條、第七十二條、第七十三條、第七十四條第二項及び第三項並びに第七十五條の規定は、社会保険労務士法人の内部の關係について準用する。この場合において、同法第七十四條第二項中「前項」とあるのは、「社会保険労務士法第二十五条の十八」と読み替えるものとする。

4 商法第七十六條から第八十三條までの規定は、社会保険労務士法人の外部の關係について準用する。

5 商法第八十四條、第八十六條第一項及び第二項（除名及び代表權の喪失に関する部分に限る。）、並びに第八十七條から第九十三條までの規定は、社会保険労務士法人の社員の脱退について準用する。この場合において、同法第八十六條第一項第二号中「第七十四條第一項」とあるのは、「社会保険労務士法第二十五条の十八」と読み替えるものとする。

によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替へるものとする。

6 社会保険労務士法人の解散及び清算を監督する裁判所は、厚生労働大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

7 厚生労働大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

8 (略)

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 第二十五条の二十三の二第六項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該調査記録簿等を保存しなかつた者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

- 一 第二十五条の二十三の二第六項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

6 商法第百条第一項から第四項まで及び第六項、第百三条から第百六条まで並びに第九十九条から第百十一条までの規定は社会保険労務士法人の合併について、同法第百六十六条ノ二第二項から第四項まで、第四百五十七条、第四百六十二条、第四百六十三条、第四百六十七条第二項、第四百六十九条及び第四百七十一条の規定は社会保険労務士法人がこの項において準用する同法第百条第一項の公告を同法第百六十六条第六項の電子公告により行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第百六十六条ノ二第二項中「前項ノ規定ニ拘ラス同項各号」とあるのは、「社会保険労務士法第二十五条の二十五第六項ニ於テ準用スル第百条第六項ノ規定ニ拘ラス同項」と、同法第四百五十七条中「第百条第六項(第百四十七條)において準用する場合を含む。」又は第百六十六条ノ二第一項」とあるのは、「社会保険労務士法第二十五条の二十五第六項において準用する第百条第六項」と、同法第四百六十二条第三項中「商号」とあるのは「名称」と、同法第四百六十九条中「第四百六十二条」とあるのは「社会保険労務士法第二十五条の二十五第六項において準用する第四百六十二条」と読み替へるものとする。

7 商法第百六条から第百九条まで、第百二十条から第百二十二条まで、第百二十四条第一項及び第二項、第百二十五条、第百二十六条、第百二十八条から第百三十三条まで(第百三十三条第二項及び第三項を除く。)、第百三十四条ノ二から第百三十六条まで、第百三十八条並びに第百四十三条から第百四十五条までの規定は、社会保険労務士法人の清算について準用する。この場合において、同法第百七十七条第二項及び第百七十二条中「第九十四条第四号又八第六号」とあるのは、「社会保険労務士法第二十五条の二十二第一項第五号若八第六号又八第二項」と読み替へるものとする。

8 (略)

第三十四条 (同上)

- 一 (略)
- 二 第二十五条の二十五第六項において準用する商法第四百七十一条第一項の規定に違反して、同項に規定する帳簿等に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該帳簿等を保存しなかつた者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、社会保険労務士法人の社員若しくは清算人又は社会保険労務士会若しくは連合会の役員は、三十万円以下の過料に処する。

二 正当な理由がないのに、第二十五条の二十三の二第六項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、社会保険労務士法人の社員若しくは清算人又は社会保険労務士会若しくは連合会の役員は、三十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律に基づく政令の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。
- 二 第二十五条の二十三の二第二項又は第五項の規定に違反して合併をしたとき。
- 三 第二十五条の二十三の二第六項において準用する会社法第九四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。
- 四 定款又は第二十五条の二十五第一項において準用する会社法第六百十五條第一項の会計帳簿若しくは第二十五条の二十五第一項において準用する同法第六百十七條第一項若しくは第二項の貸借対照表に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。
- 五 第二十五条の二十五第二項において準用する会社法第六百五十六條第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- 六 第二十五条の二十五第二項において準用する会社法第六百六十四條の規定に違反して財産を分配したとき。
- 七 第二十五条の二十五第二項において準用する会社法第六百七十條第二項又は第五項の規定に違反して財産を処分したとき。

一 この法律に基づく政令の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。

二 第二十五条の二十五第一項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

三 定款又は第二十五条の二十五第二項において準用する商法第三十二条第一項の会計帳簿若しくは貸借対照表に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

四 第二十五条の二十五第六項において準用する商法第百条第一項又は第三項（同法第百十七條第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して合併し、又は財産を処分したとき。

五 第二十五条の二十五第六項において準用する商法第四百五十七條の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

六 第二十五条の二十五第七項において準用する商法第百三十一条の規定に違反して財産を分配したとき。

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第二十五条の二十五第六項において準用する商法第四百六十二条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 正当な理由がないのに、第二十五条の二十五第六項において準用する商法第四百六十七條第二項各号又は第二十五条の二十五第六項において準用する同法第四百七十一条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

（準用等）

第四十三條 民法第四十條から第四十二條まで、第四十四條、第五十條から第六十六條まで、第六十七條第一項及び第三項並びに第八十四條の二第二項の規定は職業訓練法人の設立、管理及び運営について、同法第六十九條、第七十條、第七十三條から第七十六條まで、第七十七條第二項（届出に係る部分に限る。）、第七十八條から第八十一條まで、第八十二條（解散に係る部分を除く。）、第八十三條及び第八十四條の二第二項並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五條第二項（解散に係る部分を除く。）、及び第三十六條から第四十條までの規定は職業訓練法人の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第四十條、第五十六條及び第五十七條中「裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により」とあるのは「都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で」と、同法第四十二條第一項中「法人の設立の許可があつた時」とあるのは「職業訓練法人の成立の時」と、同法第五十九條第三号、第六十七條第一項及び第三項、第七十七條第二項並びに第八十三條中「主務官庁」とあるのは「都道府県知事」と、第八十四條の二第二項中「前項の場合において、主務官庁」とあるのは「厚生労働大臣」と、「設立の許可」とあるのは「設立の認可」と読み替えるものとする。

2| 職業訓練法人の解散及び清算を監督する裁判所は、職業訓練法人の業務を監督する都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3| 前項に規定する都道府県知事は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができ

（準用等）

第七十八條 第三十四條の規定は中央協会の登記について、第三十七條並びに民法第四十四條、第五十條、第五十六條、第六十一條第二項、第六十二條及び第六十四條から第六十六條までの規定は中央協会の設立、管理及び運営について、同法第七十條、第七十三條、第七十五條、第七十六條、第七十八條から第八十一條まで、第八十二條（解散に係る部分を除く。）、及び第八十三條並びに非訟事件手続法第三十五條第二項（解散に係る部分を除く。）、及び第三十六條から第四十條までの規定は中央協会の解散及び清算について準用する。この場合において、第三十七條第二項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、民法第五十六條中「裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により」とあるのは「厚生労働大臣は、利

（準用）

第四十三條 民法第四十條から第四十二條まで、第四十四條、第五十條から第六十六條まで、第六十七條第一項及び第三項並びに第八十四條の二第二項の規定は職業訓練法人の設立、管理及び運営について、同法第六十九條、第七十條、第七十三條から第七十六條まで、第七十七條第二項（届出に係る部分に限る。）、第七十八條から第八十一條まで、第八十二條（解散に係る部分を除く。）、第八十三條及び第八十四條の二第二項並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五條第二項（解散に係る部分を除く。）、第三十六條、第三十七條ノ二、第三十五條ノ二十五第二項及び第三項、第三十六條、第三十七條並びに第三十八條の規定は職業訓練法人の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第四十條、第五十六條及び第五十七條中「裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により」とあるのは「都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で」と、同法第四十二條第一項中「法人の設立の許可があつた時」とあるのは「職業訓練法人の成立の時」と、同法第五十九條第三号、第六十七條第一項及び第三項、第七十七條第二項並びに第八十三條中「主務官庁」とあるのは「都道府県知事」と、第八十四條の二第二項中「前項の場合において、主務官庁」とあるのは「厚生労働大臣」と、「設立の許可」とあるのは「設立の認可」と、非訟事件手続法第三十五條ノ二十五第二項及び第三項中「官庁」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

（新設）

（新設）

（準用）

第七十八條 第三十四條の規定は中央協会の登記について、第三十七條並びに民法第四十四條、第五十條、第五十六條、第六十一條第二項、第六十二條及び第六十四條から第六十六條までの規定は中央協会の設立、管理及び運営について、同法第七十條、第七十三條、第七十五條、第七十六條、第七十八條から第八十一條まで、第八十二條（解散に係る部分を除く。）、及び第八十三條並びに非訟事件手続法第三十五條第二項（解散に係る部分を除く。）、第三十六條、第三十七條ノ二、第三十五條ノ二十五第二項及び第三項、第三十六條、第三十七條並びに第三十八條の規定は中央協会の解散及び清算について準用する。この場合において、第三十七條第二項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、民法第五十

害関係人の請求により又は職権で」と、同法第七十五条中「前条」とあるのは「職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第七十一条」と読み替えるものとする。

2| 中央協会の解散及び清算を監督する裁判所は、中央協会の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

3| 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(準用等)

第九十条 第三十四条の規定は都道府県協会の登記について、第三十七条、第五十八条、第六十条から第六十二条まで、第六十三条第三項、第五項（理事長に係る部分を除く。）、第六項及び第八項（理事長に係る部分を除く。）、第六十四条、第六十五条（理事長に係る部分を除く。）、第六十六条第二項から第四項まで、第六十八条、第六十九条並びに第七十三条から第七十五条まで並びに民法第四十四条、第五十条、第五十六条、第六十一条第二項、第六十二条及び第六十四条から第六十六条までの規定は都道府県協会の設立、管理及び運営について、第七十条から第七十二条まで及び第七十五条並びに同法第七十条、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条（解散に係る部分を除く。）及び第八十三条並びに非訟事件手続法第三十五条第二項（解散に係る部分を除く。）及び第三十六条から第四十条までの規定は都道府県協会の解散及び清算について準用する。

この場合において、第六十一条、第六十二条第二項、第六十四条第二項、第七十条第二項、第七十一条、第七十二条第一項、第七十三条、第七十四条第一項並びに第七十五条中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第六十二条第一項第九号中「中央技能検定委員」とあるのは「都道府県技能検定委員」と、第七十二条第三項中「国」とあるのは「都道府県」と、民法第五十六条中「裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により」とあるのは「厚生労働大臣は、利害関係人の請求により又は職権で」と、同法第七十五条中「前条」とあるのは「職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第九十条第一項において準用する同法第七十一条」と、同法第八十三条中「主務官庁」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

4| 都道府県協会の解散及び清算を監督する裁判所は、都道府県協会の業務を監督する都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

5| 前項に規定する都道府県知事は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べるることができる。

六条中「裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により」とあるのは「厚生労働大臣は、利害関係人の請求により又は職権で」と、同法第七十五条中「前条」とあるのは「職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第七十一条」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(準用等)

第九十条 第三十四条の規定は都道府県協会の登記について、第三十七条、第五十八条、第六十条から第六十二条まで、第六十三条第三項、第五項（理事長に係る部分を除く。）、第六項及び第八項（理事長に係る部分を除く。）、第六十四条、第六十五条（理事長に係る部分を除く。）、第六十六条第二項から第四項まで、第六十八条、第六十九条並びに第七十三条から第七十五条まで並びに民法第四十四条、第五十条、第五十六条、第六十一条第二項、第六十二条及び第六十四条から第六十六条までの規定は都道府県協会の設立、管理及び運営について、第七十条から第七十二条まで及び第七十五条並びに同法第七十条、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条（解散に係る部分を除く。）及び第八十三条並びに非訟事件手続法第三十五条第二項（解散に係る部分を除く。）及び第三十六条、第三十七条ノ二、第三百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十六条、第三百三十七条並びに第三百三十八条の規定は都道府県協会の解散及び清算について準用する。

この場合において、第六十一条、第六十二条第二項、第六十四条第二項、第七十条第二項、第七十一条、第七十二条第一項、第七十三条、第七十四条第一項並びに第七十五条中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第六十二条第一項第九号中「中央技能検定委員」とあるのは「都道府県技能検定委員」と、第七十二条第三項中「国」とあるのは「都道府県」と、民法第五十六条中「裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により」とあるのは「厚生労働大臣は、利害関係人の請求により又は職権で」と、同法第七十五条中「前条」とあるのは「職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第九十条第一項において準用する同法第七十一条」と、同法第八十三条中「主務官庁」とあるのは「都道府県知事」と、非訟事件手続法第三百三十五条ノ二十五第二項及び第三項中「官庁」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

(新設)

(新設)

第百六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした中央協会又は都道府県協会の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一～六 (略)

七 第七十八条第一項又は第九十条第一項において準用する第三十四条第一項の規定に違反したとき。

八 第七十八条第一項又は第九十条第一項において準用する民法第七十条第二項又は第八十一条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかつたとき。

九 第七十八条第一項又は第九十条第一項において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

十 第七十八条第一項又は第九十条第一項において準用する民法第八十二条第二項の規定による裁判所の検査を妨げたとき。

十一 (略)

第百七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした職業訓練法人の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一～三 (略)

四 第四十三条第一項において準用する民法第五十一条第一項の規定に違反して、財産目録を備えて置かないとき。

五 第四十三条第一項において準用する民法第六十七条第三項又は第八十二条第二項の規定による都道府県知事又は裁判所の検査を妨げたとき。

六 第四十三条第一項において準用する民法第七十条第二項又は第八十一条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかつたとき。

七 第四十三条第一項において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

八 (略)

第百六条 (同上)

一～六 (略)

七 第七十八条又は第九十条第一項において準用する第三十四条第一項の規定に違反したとき。

八 第七十八条又は第九十条第一項において準用する民法第七十条第二項又は第八十一条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかつたとき。

九 第七十八条又は第九十条第一項において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

十 第七十八条又は第九十条第一項において準用する民法第八十二条第二項の規定による裁判所の検査を妨げたとき。

十一 (略)

第百七条 (同上)

一～三 (略)

四 第四十三条において準用する民法第五十一条第一項の規定に違反して、財産目録を備えて置かないとき。

五 第四十三条において準用する民法第六十七条第三項又は第八十二条第二項の規定による都道府県知事又は裁判所の検査を妨げたとき。

六 第四十三条において準用する民法第七十条第二項又は第八十一条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかつたとき。

七 第四十三条において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

八 (略)

<p>（民法の準用等）</p> <p>第七條の二十八 民法第七十三條、第七十五條、第七十六條、第七十八條から第八十條まで、第八十二條（解散に係る部分を除く。）及び第八十三條並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五條第二項（解散に係る部分を除く。）及び第三十六條から第四十條までの規定は、基金の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五條中「前條」とあるのは、「勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第七條の二十七」と読み替えるものとする。</p> <p>2  基金の解散及び清算を監督する裁判所は、基金の業務を監督する官庁に対し、意見を求め又は調査を囑託することができる。</p> <p>3  前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。</p> <p>（事務代行団体への事務の委託）</p> <p>第十四條の二 法人である事業主団体であつて、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣が指定するもの（以下「事務代行団体」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、その構成員である中小企業の事業主（その資本金の額又は出資の総額が政令で定める額を超えない事業主及びその常時雇用する勤労者の数が政令で定める数を超えない事業主をいう。）の委託を受けて、当該中小企業の事業主が行うこととされている申請書の作成その他のこの法律に基づく事務であつて厚生労働省令で定めるものを行うことができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>第二十一條 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした基金の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 第七條の二十八第一項において準用する民法第七十九條第一項の規定による公告をせず、又は偽りの公告をしたとき。</p> <p>六 第七條の二十八第一項において準用する民法第八十二條第二項の規定による裁判所の検査を妨げたとき。</p> <p>七・八 （略）</p>	<p>（民法等の準用）</p> <p>第七條の二十八 民法第七十三條、第七十五條、第七十六條、第七十八條から第八十條まで、第八十二條（解散に係る部分を除く。）及び第八十三條並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五條第二項（解散に係る部分を除く。）第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十五條ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十六條、第三百三十七條並びに第三百三十八條の規定は、基金の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五條中「前條」とあるのは、「勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第七條の二十七」と読み替えるものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（事務代行団体への事務の委託）</p> <p>第十四條の二 法人である事業主団体であつて、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣が指定するもの（以下「事務代行団体」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、その構成員である中小企業の事業主（その資本金の額又は出資の総額が政令で定める額を超えない事業主及びその常時雇用する勤労者の数が政令で定める数を超えない事業主をいう。）の委託を受けて、当該中小企業の事業主が行うこととされている申請書の作成その他のこの法律に基づく事務であつて厚生労働省令で定めるものを行うことができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>第二十一條 （同上）</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 第七條の二十八において準用する民法第七十九條第一項の規定による公告をせず、又は偽りの公告をしたとき。</p> <p>六 第七條の二十八において準用する民法第八十二條第二項の規定による裁判所の検査を妨げたとき。</p> <p>七・八 （略）</p>
--	---

改正案

現行

（登録製造時等検査機関の登録）  
第四十六条（略）

（登録製造時等検査機関の登録）  
第四十六条（略）

2（略）

2（略）

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、登録をしなければならない。

3（同上）

一～三（略）

一～三（略）

四 登録申請者が、特別特定機械等を製造し、又は輸入する者（以下この号において「製造者等」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

四（同上）

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、製造者等がその親法人（会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、製造者等がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める製造者等の役員又は職員（過去二年間に当該製造者等の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ロ 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める製造者等の役員又は職員（過去二年間に当該製造者等の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ（略）

ハ（略）

4（略）

4（略）

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第五十条 登録製造時等検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支決算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第二百二十三条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

第五十条 登録製造時等検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支決算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第二百二十三条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2・3（略）

2・3（略）

4 登録製造時等検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、第一項の規定により作成した損益計算書又は収支決算書及び事業報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

4 登録製造時等検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、第一項の規定により作成した損益計算書又は収支決算書及び営業報告書又は事業報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

改正案

現行

第二十三条（略）

2 前項の特定受給資格者とは、次の各号のいずれかに該当する受給資格者（前条第二項に規定する受給資格者を除く。）をいう。

- 一 当該基本手当の受給資格に係る離職が、その者を雇用していた事業主の事業について発生した倒産（破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てその他厚生労働省令で定める事由に該当する事態をいう。第五十七条第一項第一号において同じ。）又は当該事業主の適用事業の縮小若しくは廃止に伴うものである者として厚生労働省令で定めるもの

二（略）

第二十三条（略）

2（同上）

- 一 当該基本手当の受給資格に係る離職が、その者を雇用していた事業主の事業について発生した倒産（破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は特別清算開始の申立てその他厚生労働省令で定める事由に該当する事態をいう。第五十七条第二項第一号において同じ。）又は当該事業主の適用事業の縮小若しくは廃止に伴うものである者として厚生労働省令で定めるもの

二（略）

改 正 案

現 行

<p>（借入金及び債券） 第七十二条（略） 2）8（略） 9 会社法（平成十七年法律第 号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。 10（略）</p>	<p>（借入金及び債券） 第七十二条（略） 2）8（略） 9 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。 10（略）</p>
---	---

改正案

現行

<p>(長期借入金及び債券)                  第二十条 (略)                  2}5 (略)                  6 会社法(平成十七年法律第 号)第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。                  7 (略)</p>	<p>(長期借入金及び債券)                  第二十条 (略)                  2}5 (略)                  6 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。                  7 (略)</p>
--	--

独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）

改 正 案

現 行

（長期借入金及び独立行政法人福祉医療機構債券）  
 第十七条（略）

（長期借入金及び独立行政法人福祉医療機構債券）  
 第十七条（略）

2）5（略）

2）5（略）

6 会社法（平成十七年法律第 号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

6 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7（略）

7（略）

改 正 案

現 行

<p>（借入金及び雇用・能力開発債券） 第十五条（略） 2）6（略） 7 会社法（平成十七年法律第 号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により債券の発行に関する事務について委託を受けた銀行、信託会社又は証券業者について準用する。 8（略）</p>	<p>（借入金及び雇用・能力開発債券） 第十五条（略） 2）6（略） 7 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により債券の発行に関する事務について委託を受けた銀行、信託会社又は証券業者について準用する。 8（略）</p>
--	--

改 正 案

現 行

<p>（長期借入金及び独立行政法人労働者健康福祉機構債券） 第十四条（略） 2）6（略） 7 会社法（平成十七年法律第 号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。 8（略）</p>	<p>（長期借入金及び独立行政法人労働者健康福祉機構債券） 第十四条（略） 2）6（略） 7 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。 8（略）</p>
--	--

改 正 案

現 行

（長期借入金及び独立行政法人国立病院機構債券）  
 第十六条（略）

（長期借入金及び独立行政法人国立病院機構債券）  
 第十六条（略）

2）6（略）

2）6（略）

7 会社法（平成十七年法律第 号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8（略）

8（略）

（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人で、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人で、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人で、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人で、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人で、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四〇六（略）

2（略）

（中小企業投資育成株式会社の特例）

第十二条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）第五条第一項各号に掲げる事業のほか、認定組合等の構成員たる中小企業者又は認定中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社（認定計画に従って改善事業を実施するために必要な資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五條第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この条において同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有を行うことができる。

（定義）

第二条（同上）

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人で、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人で、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人で、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人で、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人で、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四〇六（略）

2（略）

（中小企業投資育成株式会社の特例）

第十二条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）第五条第一項各号に掲げる事業のほか、認定組合等の構成員たる中小企業者又は認定中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社（認定計画に従って改善事業を実施するために必要な資金の調達を図るために発行する新株、新株予約権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下この条において同じ。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五條第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この条において同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等の保有を行うことができる。

2 前項の規定による株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、同法第五条第一項第二号の事業とみなす。

2 前項の規定による新株、新株予約権又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、同法第五条第一項第二号の事業とみなす。

改正案

現行

<p>（財務諸表等の備付け及び閲覧等）</p> <p>第六十九条の十九 登録試験問題作成機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第二百十一条の二において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間登録試験問題作成機関の事務所に備えて置かなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（借入金及び債券）</p> <p>第二百六十八条 （略）</p> <p>2、8 （略）</p> <p>9 会社法（平成十七年法律第 号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。</p> <p>10 （略）</p>	<p>（財務諸表等の備付け及び閲覧等）</p> <p>第六十九条の十九 登録試験問題作成機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第二百十一条の二において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間登録試験問題作成機関の事務所に備えて置かなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（借入金及び債券）</p> <p>第二百六十八条 （略）</p> <p>2、8 （略）</p> <p>9 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。</p> <p>10 （略）</p>
--	---

会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律

会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律

(目的)

(目的)

第一条 この法律は、会社分割が行われる場合における労働契約の承継等に関し会社法（平成十七年法律第百三三号）の特例等を定めることにより、労働者の保護を図ることを目的とする。

第一条 この法律は、会社の分割が行われる場合における労働契約の承継等に関し商法（明治三十二年法律第四十八号）及び有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）の特例等を定めることにより、労働者の保護を図ることを目的とする。

(労働者等への通知)

(労働者等への通知)

第二条 会社（株式会社及び合同会社をいう。以下同じ。）は、会社法第五編第三章及び第五章の規定による分割（吸収分割又は新設分割をいう。以下同じ。）をするときは、次に掲げる労働者に対し、通知期限日までに、当該分割に関し、当該会社が当該労働者との間で締結している労働契約を当該分割に係る承継会社等（吸収分割にあつては同法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社、新設分割にあつては同法第七百六十三条に規定する新設分割設立会社をいう。以下同じ。）が承継する旨の分割契約等（吸収分割にあつては吸収分割契約（同法第七百五十七条の吸収分割契約をいう。以下同じ。）、新設分割にあつては新設分割計画（同法第七百六十二条第一項の新設分割計画をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）における定め有無、第四条第三項に規定する異議申出期限日その他厚生労働省令で定める事項を書面により通知しなければならない。

第二条 会社（株式会社及び有限会社をいう。以下同じ。）は、商法第二編第四節第六節ノ三及び有限会社法第六章の規定による新設分割又は吸収分割（以下「分割」という。）をするときは、次に掲げる労働者に対し、商法第三百七十四条第一項（有限会社法第六十三条ノ六第一項において準用する場合を含む。）の分割計画書又は商法第三百七十四条ノ十七第一項（有限会社法第六十三条ノ九第一項において準用する場合を含む。）の分割契約書（以下「分割計画書等」という。）を承認する株主総会又は社員総会（以下「株主総会等」という。）の会日の二週間前までに、当該分割に関し、当該会社が当該労働者との間で締結している労働契約を当該分割によつて設立し、又は営業を承継する会社（以下「設立会社等」という。）が承継する旨の当該分割計画書等中の記載の有無、第四条第一項に規定する期限日その他厚生労働省令で定める事項を書面により通知しなければならない。

「当該会社が雇用する労働者であつて、承継会社等に承継される事業に主として従事するものとして厚生労働省令で定めるもの」

「当該会社が雇用する労働者（前号に掲げる労働者を除く。）であつて、当該分割計画書等における当該会社との間で締結している労働契約を設立会社等が承継する旨の記載があるもの」

2 前項の分割をする会社（以下「分割会社」という。）は、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（第二条の労働組合）（以下単に「労働組合」という。）との間で労働協約を締結しているときは、当該労働組合に対し、通知期限日までに、当該分割に関し、当該労働協約を承継会社等が承継する旨の当該分割契約等における定め有無その他厚生労働省令で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 前項の分割をする会社（以下「分割会社」という。）は、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（第二条の労働組合）（以下単に「労働組合」という。）との間で労働協約を締結しているときは、当該労働組合に対し、分割計画書等を承認する株主総会等の会日の二週間前までに、当該分割に関し、当該労働協約を設立会社等が承継する旨の当該分割計画書等中の記載の有無その他厚生労働省令で定める事項を書面により通知しなければならない。

3 前二項及び第四条第三項第一号の「通知期限日」とは、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める日をいう。

3 商法第三百七十四条ノ六第一項及び第三百七十四条ノ二十二第一項の場合における前二項の規定の適用については、第一項中「を承認する株主総会又は社員総会（以下「株主総会等」という。）の会日の二週間前までに」とあり、及び前項中「を承認する株主総会等の会日

「株式会社」が分割をする場合であつて当該分割に係る分割契約等について株主総会の決議

「とあり、及び前項中「を承認する株主総会等の会日

による承認を要するとき、当該株主総会（第四条第三項第一号において「承認株主総会」といふ。）の日の二週間前の日の前日

二 株式会社分割をする場合であつて当該分割に係る分割契約等について株主総会の決議による承認を要しないとき又は合同会社が分割をする場合、吸収分割契約が締結された日又は新設分割計画が作成された日から起算して、二週間を経過する日

（承継される事業に主として従事する労働者に係る労働契約の承継）

第三条 前条第一項第一号に掲げる労働者が分割会社との間で締結している労働契約であつて、分割契約等に承継会社等が承継する旨の定めがあるものは、当該分割契約等に係る分割の効力が生じた日に、当該承継会社等に承継されるものとする。

第四条 第二条第一項第一号に掲げる労働者であつて、分割契約等にその者が分割会社との間で締結している労働契約を承継会社等が承継する旨の定めがないものは、同項の通知がされた日から異議申出期限日までの間に、当該分割会社に対し、当該労働契約が当該承継会社等に承継されないことについて、書面により、異議を申し出ることができる。

2 分割会社は、異議申出期限日を定めるときは、第二条第一項の通知がされた日と異議申出期限日との間に少なくとも十三日間を置かなければならない。

3 前二項の「異議申出期限日」とは、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める日（以下「い」）。

一 第一条第三項第一号に掲げる場合、通知期限日の翌日から承認株主総会の日の前日までの期間の範囲内で分割会社が定める日

二 第二条第三項第一号に掲げる場合、同号の吸収分割契約又は新設分割計画に係る分割の効力が生ずる日の前日までの日で分割会社が定める日

4 第一項に規定する労働者が同項の異議を申し出たときは、会社法第七百五十九条第一項、第七百六十一条第一項、第七百六十四条第一項又は第七百六十六条第一項の規定にかかわらず、当該労働者が分割会社との間で締結している労働契約は、分割契約等に係る分割の効力が生じた日に、承継会社等に承継されるものとする。

（その他の労働者に係る労働契約の承継）

第五条 第二条第一項第二号に掲げる労働者は、同項の通知がされた日から前条第三項に規定する異議申出期限日までの間に、分割会社に対し、当該労働者が当該分割会社との間で締結している労働契約が承継会社等に承継されることについて、書面により、異議を申し出ること

の二週間前までに」とあるのは、「が作成された日から起算して二週間以内」とする。

（営業に主として従事する労働者に係る労働契約の承継）

第三条 前条第一項第一号に掲げる労働者が分割会社との間で締結している労働契約であつて、分割計画書等に設立会社等が承継する旨の記載があるものは、当該分割計画書等に係る分割の効力が生じた時に、当該設立会社等に承継されるものとする。

第四条 第二条第一項第一号に掲げる労働者であつて、分割計画書等にその者が分割会社との間で締結している労働契約を設立会社等が承継する旨の記載がないものは、同項の通知がされた日から分割会社が定める日（当該分割会社が作成した分割計画書等を承認する株主総会等の会日の二週間前の日から当該会日の前日までの日に限る。次項及び次条第一項において「期限日」といふ。）までの間に、当該分割会社に対し、当該労働契約が当該設立会社等に承継されないことについて、書面により、異議を申し出ることができる。

2 分割会社は、期限日を定めるときは、前項の通知がされた日と期限日との間に少なくとも十三日間を置かなければならない。

3 商法第三百七十四条ノ六第一項及び第三百七十四条ノ二十一第一項の場合における第一項の規定の適用については、同項中「当該分割会社が作成した分割計画書等を承認する株主総会等の会日の二週間前の日から当該会日の前日までの日」とあるのは、「新設分割にあつては商法第三百七十四条第一項第八号に該当する日の前日までの日、吸収分割にあつては同法第三百七十四条ノ十七第一項第九号に該当する日の前日までの日」とする。

4 第一項に規定する労働者が同項の異議を申し出たときは、商法第三百七十四条ノ十第一項（有限会社法第六十三条ノ六第一項において準用する場合を含む。）又は商法第三百七十四条ノ二十六第一項（有限会社法第六十三条ノ九第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該労働者が分割会社との間で締結している労働契約は、分割計画書等に係る分割の効力が生じた時に、設立会社等に承継されるものとする。

（その他の労働者に係る労働契約の承継）

第五条 第二条第一項第二号に掲げる労働者は、同項の通知がされた日から期限日までの間に、分割会社に対し、当該労働者が当該分割会社との間で締結している労働契約が設立会社等に承継されることについて、書面により、異議を申し出ることができる。

とができる。

2 前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項に規定する労働者が同項の異議を申し出たときは、会社法第七百五十九条第一項、第七百六十一条第一項、第七百六十四条第一項又は第七百六十六条第一項の規定にかかわらず、当該労働者が分割会社との間で締結している労働契約は、承継会社等に承継されないものとする。

(労働協約の承継等)

第六条 分割会社は、分割契約等に、当該分割会社と労働組合との間で締結されている労働協約のうち承継会社等が承継する部分を定めることができる。

2 分割会社と労働組合との間で締結されている労働協約に、労働組合法第十六条の基準以外の部分が定められている場合において、当該部分の全部又は一部について当該分割会社と当該労働組合との間で分割契約等の定めに従い当該承継会社等に承継させる旨の合意があったときは、当該合意に係る部分は、会社法第七百五十九条第一項、第七百六十一条第一項、第七百六十四条第一項又は第七百六十六条第一項の規定により、分割契約等の定めに従い、当該分割の効力が生じた日に、当該承継会社等に承継されるものとする。

3 前項に定めるもののほか、分割会社と労働組合との間で締結されている労働協約については、当該労働組合の組合員である労働者と当該分割会社との間で締結されている労働契約が承継会社等に承継されるときは、会社法第七百五十九条第一項、第七百六十一条第一項、第七百六十四条第一項又は第七百六十六条第一項の規定にかかわらず、当該分割の効力が生じた日に、当該承継会社等と当該労働組合との間で当該労働協約（前項に規定する合意に係る部分を除く。）と同一の内容の労働協約が締結されたものとみなす。

(指針)

第八条 厚生労働大臣は、この法律に定めるもののほか、分割会社及び承継会社等が講ずべき当該分割会社が締結している労働契約及び労働協約の承継に関する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項に規定する労働者が同項の異議を申し出たときは、商法第三百七十四条ノ十第一項（有限会社法第六十三条ノ六第一項において準用する場合を含む。）又は商法第三百七十四条ノ二十六第六第一項（有限会社法第六十二条ノ九第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該労働者が分割会社との間で締結している労働契約は、設立会社等に承継されないものとする。

(労働協約の承継等)

第六条 分割会社は、分割計画書等に、当該分割会社と労働組合との間で締結されている労働協約のうち設立会社等が承継する部分を記載することができる。

2 分割会社と労働組合との間で締結されている労働協約に、労働組合法第十六条の基準以外の部分が定められている場合において、当該部分の全部又は一部について当該分割会社と当該労働組合との間で分割計画書等の記載に従い当該設立会社等に承継させる旨の合意があったときは、当該合意に係る部分は、商法第三百七十四条ノ十第一項（有限会社法第六十三条ノ六第一項において準用する場合を含む。）又は商法第三百七十四条ノ二十六第六第一項（有限会社法第六十三条ノ九第一項において準用する場合を含む。）の規定により、分割計画書等の記載に従い、当該分割の効力が生じた日に、当該設立会社等に承継されるものとする。

3 前項に定めるもののほか、分割会社と労働組合との間で締結されている労働協約については、当該労働組合の組合員である労働者と当該分割会社との間で締結されている労働契約が設立会社等に承継されるときは、商法第三百七十四条ノ十第一項（有限会社法第六十三条ノ六第一項において準用する場合を含む。）又は商法第三百七十四条ノ二十六第六第一項（有限会社法第六十三条ノ九第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該分割の効力が生じた時に、当該設立会社等と当該労働組合との間で当該労働協約（前項に規定する合意に係る部分を除く。）と同一の内容の労働協約が締結されたものとみなす。

(指針)

第八条 厚生労働大臣は、この法律に定めるもののほか、分割会社及び設立会社等が講ずべき当該分割会社が締結している労働契約及び労働協約の承継に関する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。

（登録の基準）

第二十六条の四 厚生労働大臣は、第二十六条の二の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、厚生労働省令で定める。

一・二（略）

三 登録申請者が、第二十六条第一項若しくは第二十九条第一項の規定により許可若しくは承認を受けなければならないこととされる食品を製造し、輸入し、又は販売する食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第八項に規定する営業者（以下この号及び第二十六条の十第二項において「特別用途食品営業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、特別用途食品営業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める特別用途食品営業者の役員又は職員（過去二年間に当該特別用途食品営業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ（略）

2（略）

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第二十六条の十 登録試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第四十条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2（略）

（登録の基準）

第二十六条の四（同上）

一・二（略）

三（同上）

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、特別用途食品営業者がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十一條ノ二第一項の親会社をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める特別用途食品営業者の役員又は職員（過去二年間に当該特別用途食品営業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ（略）

2（略）

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第二十六条の十 登録試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第四十条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2（略）

改 正 案

現 行

<p>附 則</p> <p>（給付額の繰延へ等）                  第十六条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項の規定により貸借対照表の資産の部に計上した場合における会社法（平成十七年法律第 号）第四百六十一條第一項の規定の適用については、同項中「の合計額を減じて得た」とあるのは、「及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）附則第十六條第一項の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額の合計額を減じて得た」とする。</p> <p>（削る）</p>	<p>附 則</p> <p>（給付額の繰延へ等）                  第十六条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項の規定により貸借対照表の資産の部に計上した者は、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十条第一項の規定により利益の配当をすることができる限度とされた金額から第一項の規定により計上された金額を控除した額に相当する金額を限度として利益の配当をすることができる。</p> <p>4  商法第二百六十六條第一項第一号及び第二百九十条第二項の規定は、前項の規定に違反して配当した場合に準用する。</p>
---	--

改 正 案

現 行

社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

（中略）

第二十五条の十五の次に次の三条を加える。

（法人の代表）

第二十五条の十五の二 社会保険労務士法人の社員は、各自社会保険労務士法人を代表する。ただし、定款又は総社員の同意によつて、社員のうち特に社会保険労務士法人を代表すべきものを定めることを妨げない。

2| 紛争解決手続代理業務を行うことを目的とする社会保険労務士法人における紛争解決手続代理業務については、前項本文の規定にかかわらず、特定社員のみが、各自社会保険労務士法人を代表する。ただし、当該特定社員の全員の同意によつて、当該特定社員のうち特に紛争解決手続代理業務について社会保険労務士法人を代表すべきものを定めることを妨げない。

3| 第一項の規定により社会保険労務士法人を代表する社員は、社会保険労務士法人の業務（前項の紛争解決手続代理業務を除く。）に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

4| 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

（社員の責任）

第二十五条の十五の三 社会保険労務士法人の財産をもつてその債務を完済することができないときは、各社員は、連帯して、その弁済の責任を負う。

2| 社会保険労務士法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかつたときも、前項と同様とする。

3| 前項の規定は、社員が社会保険労務士法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときは、適用しない。

4| 紛争解決手続代理業務を行うことを目的とする社会保険労務士法人が紛争解決手続代理業務に関し依頼者に対して負担することとなつた債務を当該社会保険労務士法人の財産をもつて完済することができないときは、第一項の規定にかかわらず、特定社員（当該社会保険労務士法人を脱退した特定社員を含む。以下この条において同じ。）が、連帯して、その弁済の責任を負う。ただし、当該社会保険労務士法人を脱退した特定社員について、当該債務が脱退後の事由により生じた債務であることを証明した場合は、この限りでない。

5| 前項本文に規定する債務についての社会保険労務士法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかつたときは、第二項及び第三項の規定にかかわらず、特定社員が当該社会保険労

社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

（中略）

第二十五条の十五の次に次の二条を加える。

（法人の代表）

第二十五条の十五の二 社会保険労務士法人の社員は、各自社会保険労務士法人を代表する。ただし、定款又は総社員の同意によつて、社員のうち特に社会保険労務士法人を代表すべきものを定めることを妨げない。

2| 紛争解決手続代理業務を行うことを目的とする社会保険労務士法人における紛争解決手続代理業務については、前項本文の規定にかかわらず、特定社員のみが、各自社会保険労務士法人を代表する。ただし、当該特定社員の全員の同意によつて、当該特定社員のうち特に紛争解決手続代理業務について社会保険労務士法人を代表すべきものを定めることを妨げない。

3| 第一項の規定により社会保険労務士法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときは、適用しない。

（社員の責任）

第二十五条の十五の三 社会保険労務士法人の財産をもつてその債務を完済することができないときは、各社員は、連帯して、その弁済の責任を負う。

2| 社会保険労務士法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかつたときも、前項と同様とする。

3| 前項の規定は、社員が社会保険労務士法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときは、適用しない。

4| 紛争解決手続代理業務を行うことを目的とする社会保険労務士法人が紛争解決手続代理業務に関し依頼者に対して負担することとなつた債務を当該社会保険労務士法人の財産をもつて完済することができないときは、第一項の規定にかかわらず、特定社員（当該社会保険労務士法人を脱退した特定社員を含む。以下この条において同じ。）が、連帯して、その弁済の責任を負う。ただし、当該社会保険労務士法人を脱退した特定社員について、当該債務が脱退後の事由により生じた債務であることを証明した場合は、この限りでない。

5| 前項本文に規定する債務についての社会保険労務士法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかつたときは、第二項及び第三項の規定にかかわらず、特定社員が当該社会保険労

務士法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明した場合を除き、前項と同様とする。

6| 会社法第六百十二條の規定は、社会保険労務士法人の社員の脱退について準用する。ただし、第四項本文に規定する債務については、この限りでない。

(社員であると誤認させる行為をした者の責任)

第二十五條の十五の四 社員でない者が自己を社員であると誤認させる行為をしたときは、当該社員でない者は、その誤認に基づいて社会保険労務士法人と取引をした者に対し、社員と同一の責任を負う。

(中略)

第二十五條の二十五第一項中「第五百八十九條第一項、、、第五百九十九條」、、、第六百十二條」及び~~、~~同法第五百八十九條第一項の規定は社会保険労務士法人の社員であると誤認させる行為をした者の責任について~~、~~を削り、同条第二項中「第二十五條の二十五第一項において準用する第五百八十九條第一項」を「第二十五條の十五の三」に改める。

(以下略)

務士法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明した場合を除き、前項と同様とする。

6| 商法第九十三條の規定は、社会保険労務士法人の社員の脱退について準用する。ただし、同条第一項及び第二項の規定は、第四項本文に規定する債務については、準用しない。

(中略)

第二十五條の二十五第四項中「第七十六條」を「第七十七條から第七十九條まで及び第八十一條」に改め、同条第五項中「第九十三條」を「第九十二條」に改める。

(以下略)